

第三期 奈良市子どもにやさしい まちづくりプラン

子ども・子育て支援事業計画／こども計画

令和7年度～令和11年度

すべての子どもが今を幸せに生き、
夢と希望をもって成長することが
できるまち なら

令和7年3月
奈良市

はじめに

今までの取組

本市では、平成27年4月に施行した「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の理念に基づき、すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望をもって成長することができる「子どもにやさしいまち」の実現を目指すため、子ども・子育て支援法に基づく本市の支援事業計画として、「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」を策定し、100を超える施策により総合的に取り組んでまいりました。



社会の変化・現状

国全体としても、これまで待機児童対策や子育て家庭の経済的負担軽減など様々な施策に取り組んできましたが、全国的な少子化に歯止めはかからず、また、デジタル化、グローバル化、価値観の多様化など社会情勢の変化を背景に、子どもや子育てを取り巻く環境は複雑・多様化し、子どもの貧困や虐待、不登校、ヤングケアラーなどが増加傾向にあります。これらの課題に対応し、子どもとその家庭を社会全体で支えるとともに、子どもの最善の利益を第一に考えた取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて、令和5年4月にこども家庭庁が設置され、同年12月にこども基本法に基づく「こども大綱」が策定されました。

計画の趣旨

このような状況を踏まえ、これまでの本市の取組を着実に進めるとともに、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく、かつ多様なニーズに応じたきめ細かな支援を推進していくため、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の理念を踏襲しつつ、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つの計画を一つに束ねた総合的な「自治体こども計画」として、令和7年度から5年間を計画期間とする計画（「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画／こども計画）」）を策定しました。

計画の推進

本計画の推進にあたっては、これまでと同様に、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、様々な事業者の皆様と連携しながら、社会全体で、子どもと子育ての支援に取り組み、子どもにやさしいまちづくりを進める必要がありますので、引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

計画策定への協力のお礼

最後に、本計画の策定にあたり、計画案の審議をしていただきました奈良市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメントなどを通じて、ご協力をいただきました市民の皆様、奈良市子ども会議への参加や意見等をくださった子どもたち、そして多くの関係機関・団体の皆様に心より御礼申し上げます。

令和7年3月

奈良市長

仲川 げん

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の対象者.....	3
4 計画期間.....	3
5 計画の策定体制.....	3
第2章 奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況.....	5
1 奈良市の現状.....	5
2 アンケートからみる奈良市の現状.....	23
3 第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画に基づくこれまでの実績.....	43
第3章 計画の基本理念・基本方針.....	46
1 計画の基本理念.....	46
2 計画の基本方針.....	47
3 計画の体系.....	49
第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組.....	50
基本方針1 「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり.....	50
基本方針2 切れ目ない育ちを支えるまちづくり.....	61
基本方針3 様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり.....	69
基本方針4 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり.....	77
第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	84
1 教育・保育提供区域の設定.....	84
2 人口の見込み.....	92
3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育.....	93
4 地域子ども・子育て支援事業.....	103
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	131
第6章 計画の推進.....	132
1 計画の推進体制.....	132
2 計画内容の周知.....	132
3 計画の進捗管理.....	133
4 計画の実現に向けた成果指標.....	134

資料編..... 135

1	第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン （子ども・子育て支援事業計画/こども計画）策定の経過	135
2	奈良市子ども・子育て会議委員名簿	136
3	ニーズ調査・パブリックコメント	137
4	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例	138
5	奈良市子ども・子育て会議条例	145
6	用語解説	148

コラム

子どもにやさしいまちづくり	52
地域における子どもの居場所	55
Restart ならの取組	68
子どもの貧困解消に向けた取組	71
奈良市子どもセンター	76

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の子どもを取り巻く環境は、少子高齢化、核家族の進行、地域社会の結びつきの希薄化、女性の社会進出や世帯の在り方などの価値観の多様化などによって、大きく変化しています。

また、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブルといった新たな問題、自殺や虐待などの生命に関わる問題、そして、子どもの貧困など、子どもや子育て世帯に関わる多岐にわたる問題が顕在化しています。

国においては、内閣府や厚生労働省などに分散されていた子どもや子育て世帯に関わる施策を総合的に担うため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。同時に、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている状況等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すため、「こども基本法」が施行されました。

さらに、令和5年12月には、「こども基本法」の理念にのっとり、子どもに関する基本的な方針や重要事項を定め、子ども施策を総合的に推進するため、これまで別々に策定されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」の三大綱を一元化し、「こども大綱」として策定されました。

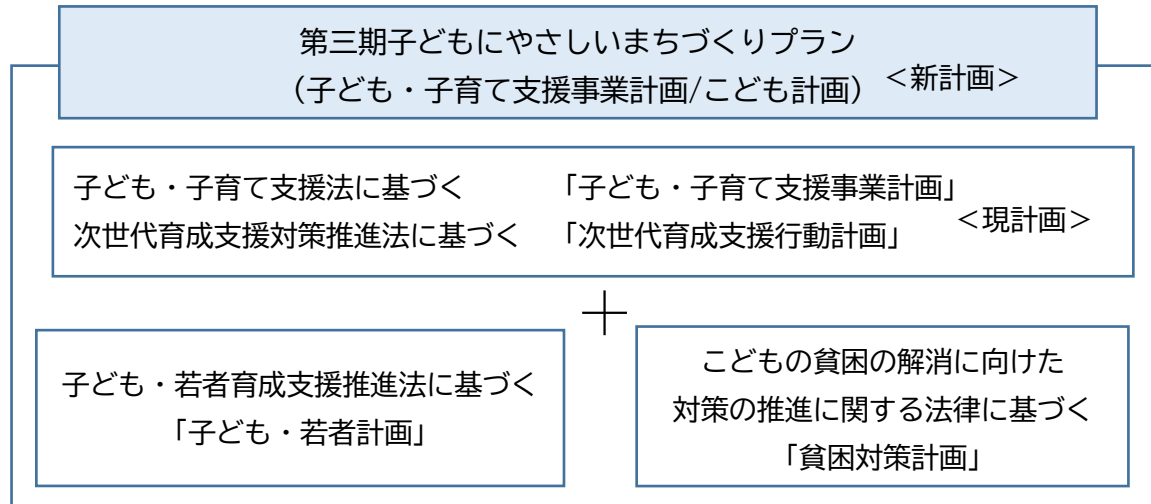
また、「こども基本法」において、市町村は、こども大綱及び都道府県のこども計画を勘案してこども計画を策定することを努力義務として課せられました。

本市においては、令和2年度より「第二期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」に基づき、子どもと子育て世帯を対象とした施策に取り組んできましたが、令和5年度に市内の子育て家庭を対象として実施したニーズ調査では、「子どもにやさしいまち」、「子育てしやすいまち」に対する評価は、上昇したものの、少子化傾向に歯止めがかからない状況にあります。

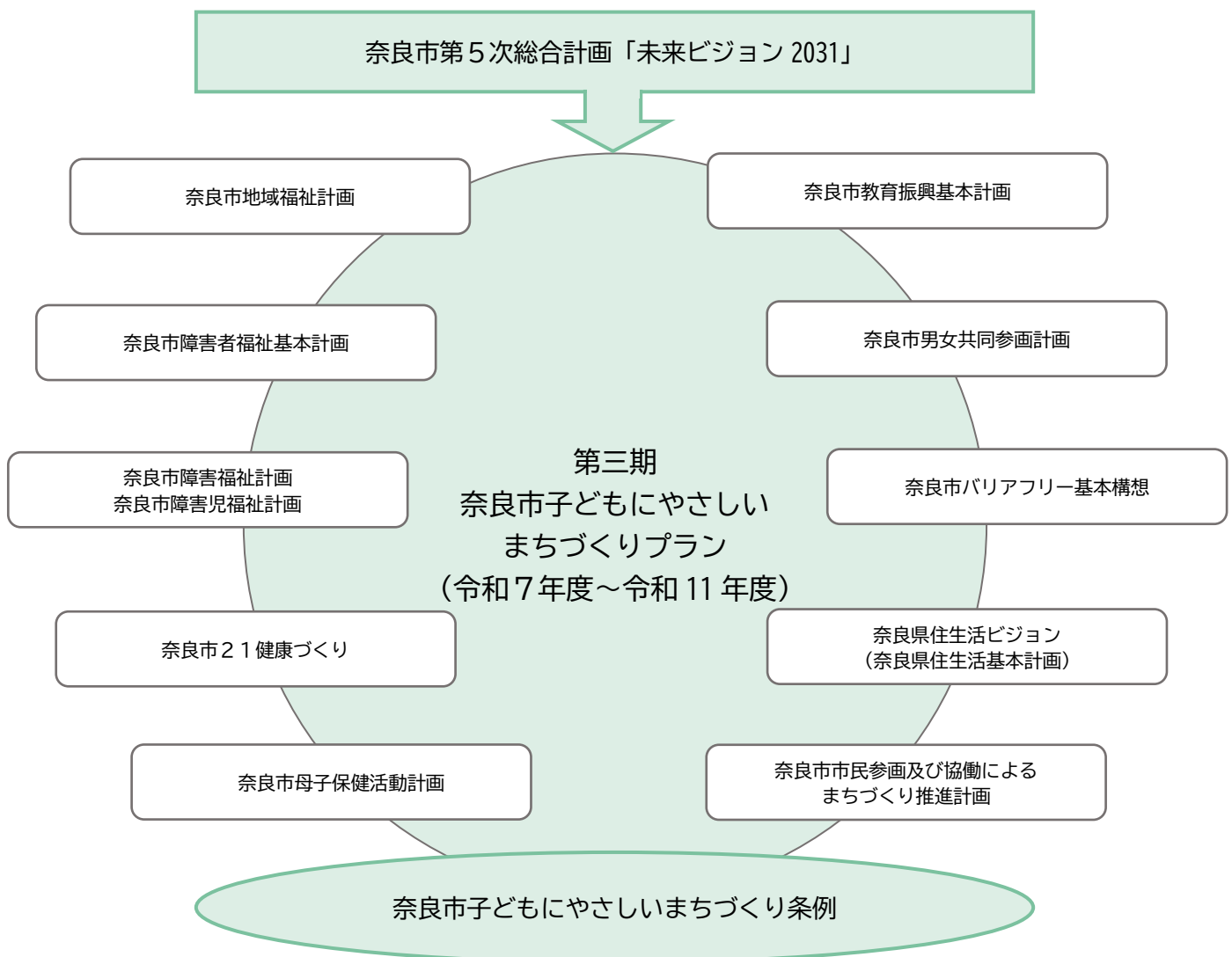
このような状況を踏まえ、「第二期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の計画期間が終了することにもない、本計画については、「子ども・子育て支援事業計画」に加え、「子どもの貧困対策計画」及び「子ども・若者計画」を内包した、子ども・若者や子育て支援に関する総合的な計画として「こども計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、奈良市子ども・若者や子育て支援に関する総合的な計画として、下記の計画を一体的に策定し、関連する施策を体系的に記載しています。



本市の他計画との関係



3 計画の対象者

本計画の施策の対象は、以下のとおりとします。

●子ども・子育て支援

妊娠期から乳幼児期（未就学児）、学童期（小学生）、思春期（中高生等）の18歳までの子ども及びその保護者

●若者支援

概ね中学生から30歳代までの若者

●ひとり親家庭支援

ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）及び寡婦家庭

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

計画期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第二期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン （子ども・子育て支援事業計画）					第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン （子ども・子育て支援事業計画/こども計画）				
							中間見直し （予定）		

5 計画の策定体制

（1）子育てに関するアンケート調査の実施

本計画の策定に伴い、市民の方の子ども・子育てに関する考えや意見を聞き、調査結果を計画策定の基礎資料として活用するために「奈良市子育てに関するニーズ調査」等を実施しました。

(2) 奈良市子ども会議参加者等からの意見聴取

本計画の策定にあたり、子ども・若者の当事者の考えや意見を聞き、計画策定を進める上での参考資料とするために、「子どもにやさしいまち」をテーマとして、奈良市子ども会議を開催し、分野横断的に幅広い意見を聴取しました。

(3) 奈良市子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「奈良市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について協議しました。

(4) パブリックコメントの実施

子ども向けの概要版を別途作成のうえ、令和6年12月10日～令和7年1月9日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章

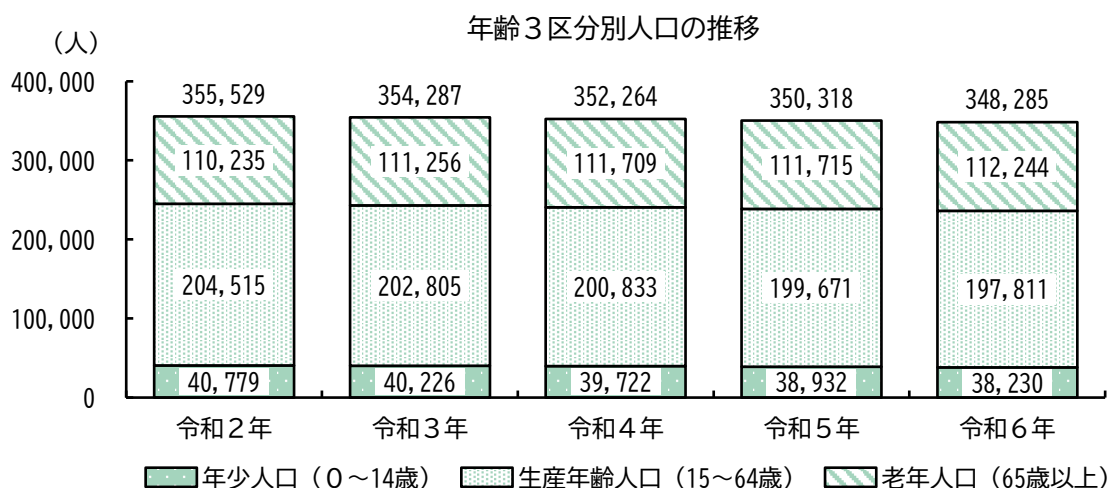
奈良市の子どもと家庭を取り巻く状況

1 奈良市の現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年で348,285人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

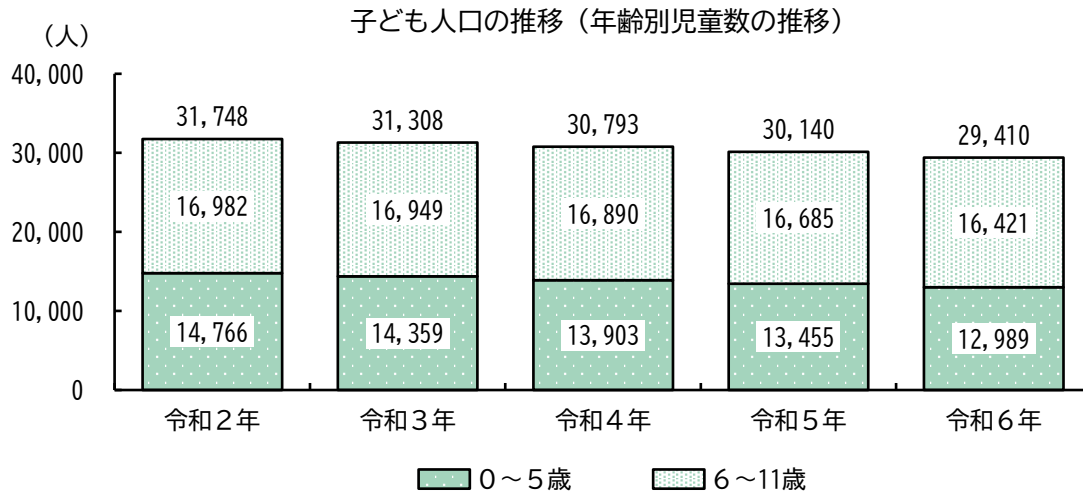


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

② 子ども人口の推移（年齢別児童数の推移）

本市の0～5歳の子ども人口は令和2年から令和6年までの期間で1,777人減少しており、令和6年4月現在で12,989人となっています。

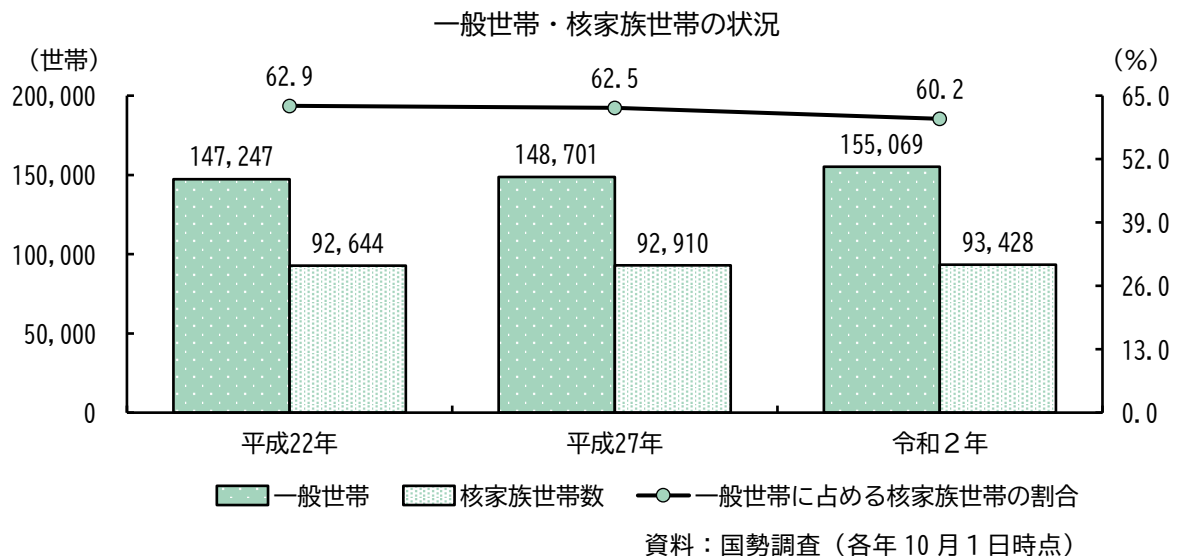
また、6～11歳の子ども人口は令和2年から令和6年までの期間で561人減少しており、令和6年4月現在で16,421人となっています。



（2）世帯の状況

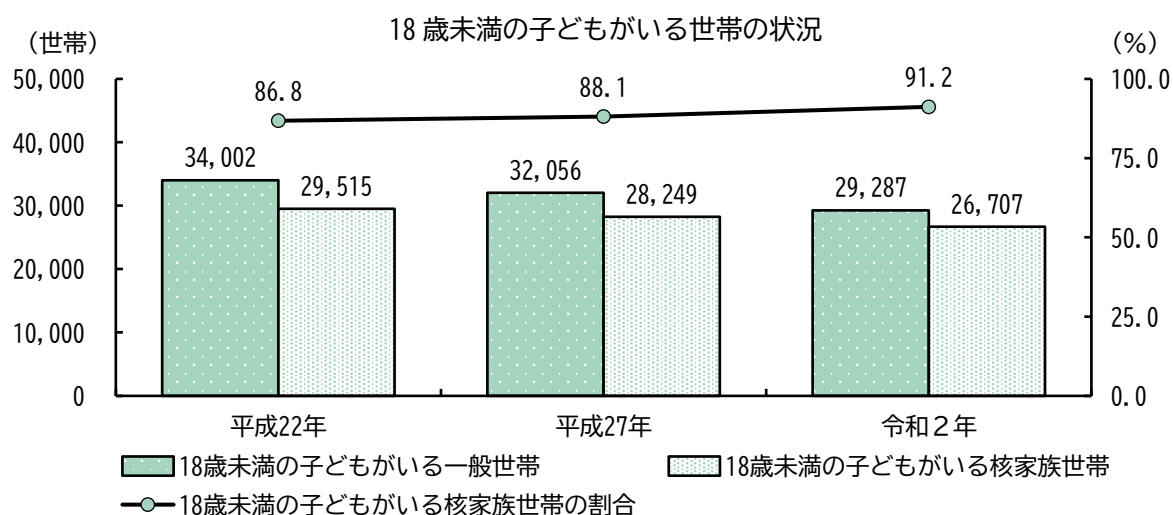
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、令和2年で93,428世帯となっています。一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。



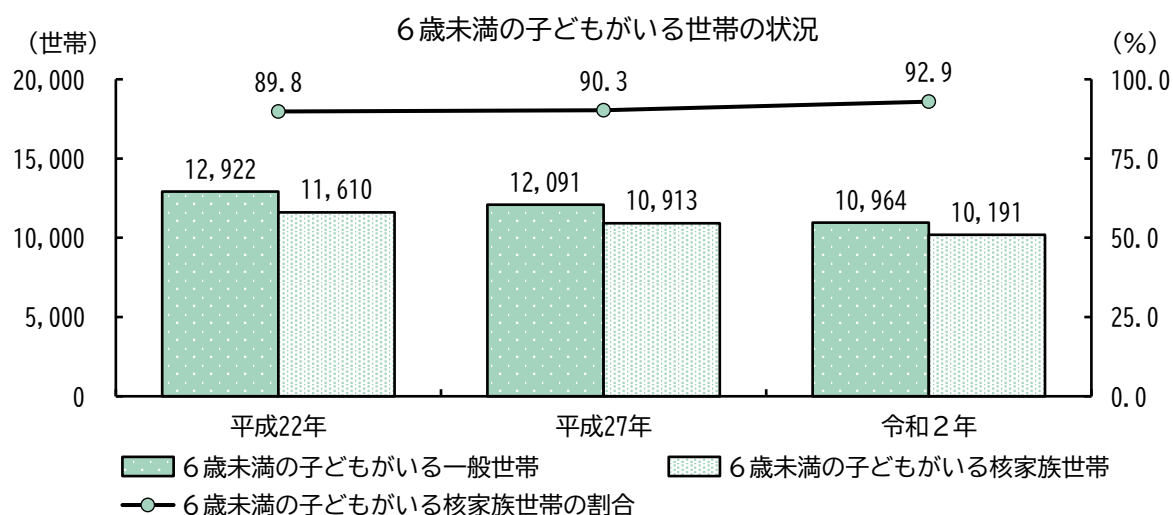
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で29,287世帯となっています。18歳未満の子どもがいる核家族世帯数は減少していますが、核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



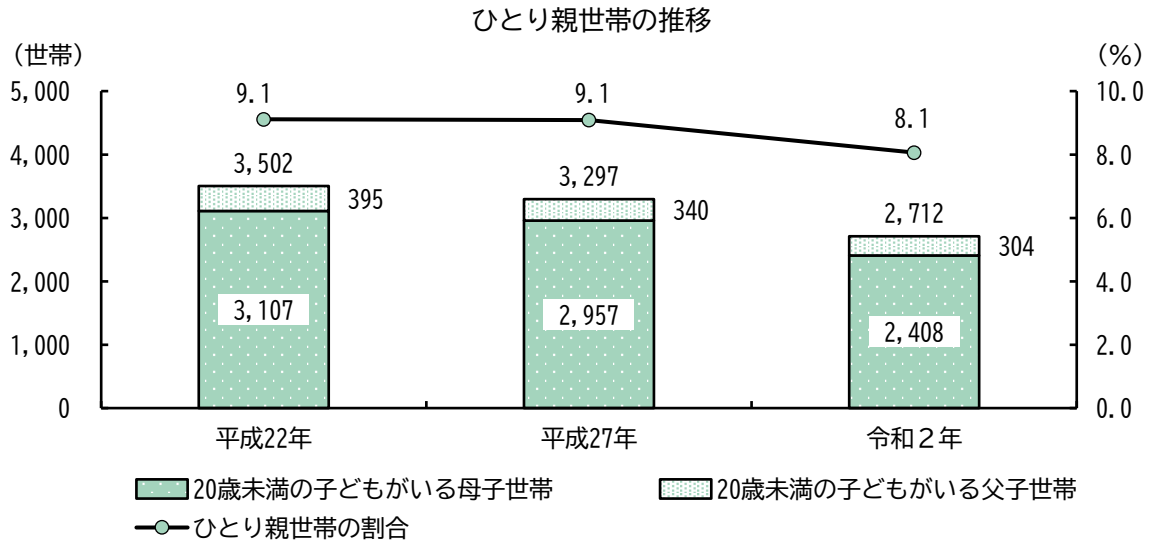
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で10,964世帯となっています。6歳未満の子どもがいる核家族世帯数は減少していますが、核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



④ ひとり親世帯の推移

本市の20歳未満の子どもがいる母子家庭世帯は令和2年で2,408世帯、父子世帯は304世帯となっており、20歳未満の子どもがいる世帯に占めるひとり親世帯の割合は8.1%となっています。

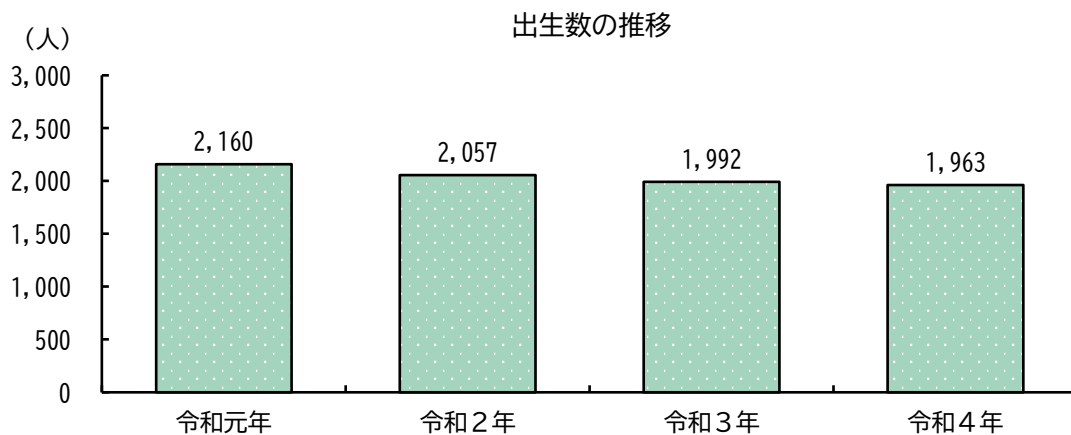


資料：国勢調査（各年 10月1日時点）

（3）出生の状況

① 出生数の推移

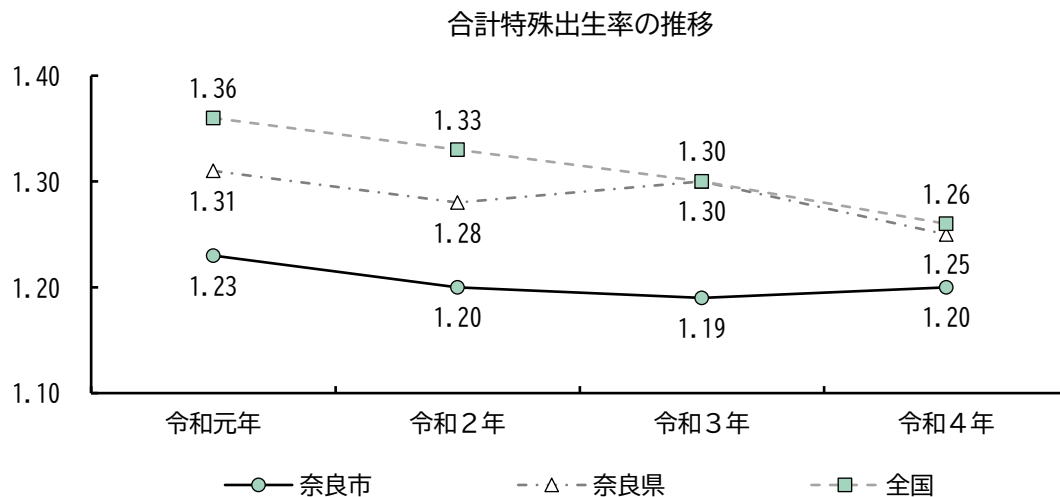
本市の出生数は減少傾向にあり、令和4年で1,963人と過去4年間で約1割減少しています。



資料：各都道府県人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、令和4年で1.20となっています。全国・県と比較すると低い値で推移しています。

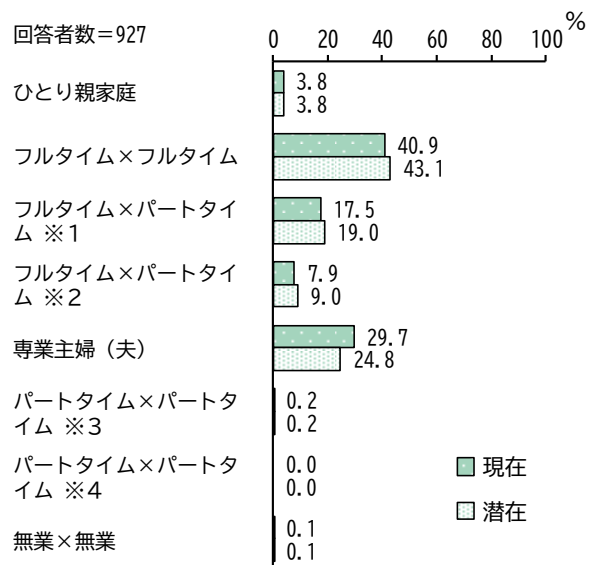


資料：各都道府県人口動態統計（市・県）、厚生労働省人口動態調査（国）

(4) 就業の状況

① 0～5歳児のいる家庭の家庭類型

「フルタイム×フルタイム」が40.9%と最も高く、次いで「専業主婦（夫）」が29.7%、「フルタイム×パートタイム」が17.5%となっています。



(潜在：母親の今後の就労意向から、近い将来の潜在的な家庭類型を算出しています。)
資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和6年3月）

家庭類型の種類

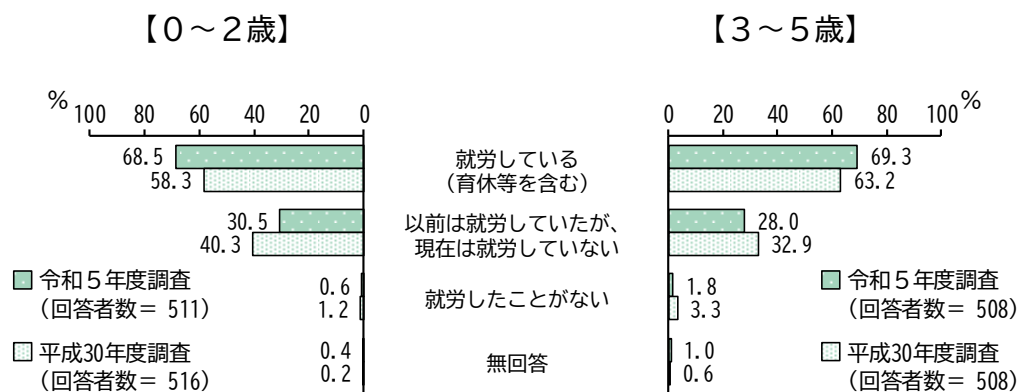
父母の有無と就労状況	備考（保育の必要性等）
ひとり親家庭	保育の必要性の認定を受け得る家庭
フルタイム×フルタイム	保育の必要性の認定を受け得る家庭
フルタイム×パートタイム （※1 就労時間：月 120 時間以上+64 時間～120 時間の一部）	保育の必要性の認定を受け得る家庭
フルタイム×パートタイム （※2 就労時間：月 64 時間未満+64 時間～120 時間の一部）	—
専業主婦（夫）	—
パートタイム×パートタイム （※3 就労時間：双方が月 120 時間以上+64 時間～120 時間の一部）	保育の必要性の認定を受け得る家庭
パートタイム×パートタイム （※4 就労時間：いずれかが月 64 時間未満+64 時間～120 時間の一部）	—
無業×無業	—

② 母親の就労の有無（0～5歳児）

0～2歳は、「就労している（育休等含む）」が68.5%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が30.5%、「就労したことがない」が0.6%となっています。

3～5歳も、「就労している（育休等含む）」が69.3%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が28.0%、「就労したことがない」が1.8%となっています。

経年でみると、0～2歳、3～5歳ともに「就労している（育休含む）」が増加しています。



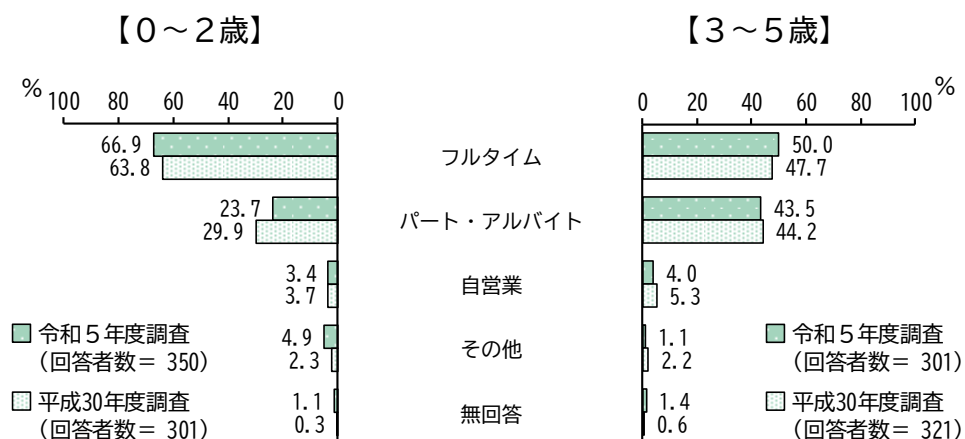
資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和6年3月）

③ 母親の就労形態（0～5歳児）

0～2歳は、「フルタイム」が66.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が23.7%、「その他」が4.9%となっています。

3～5歳は、「フルタイム」が50.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が43.5%、「自営業」が4.0%となっています。

経年でみると、0～2歳、3～5歳ともに「フルタイム」が増加し、「パート・アルバイト」、「自営業」が減少しています。

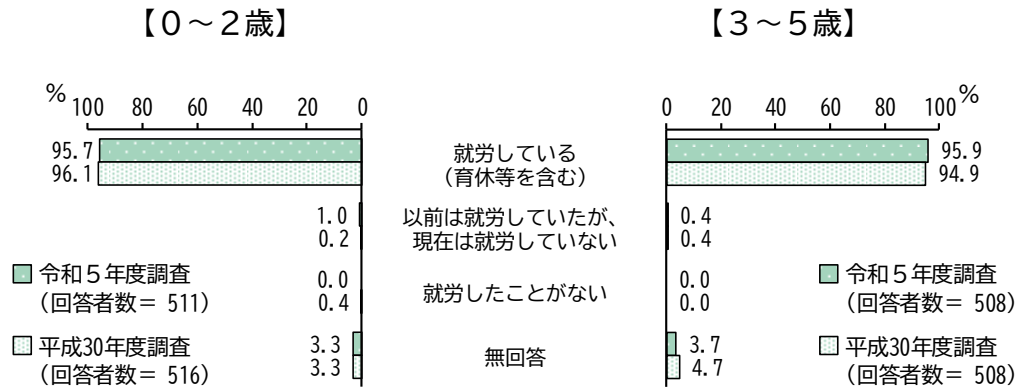


資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和6年3月）

④ 父親の就労の有無（0～5歳児）

0～2歳は、「就労している（育休等含む）」が95.7%と最も高くなっています。

3～5歳も、「就労している（育休等含む）」が95.9%と最も高くなっています。

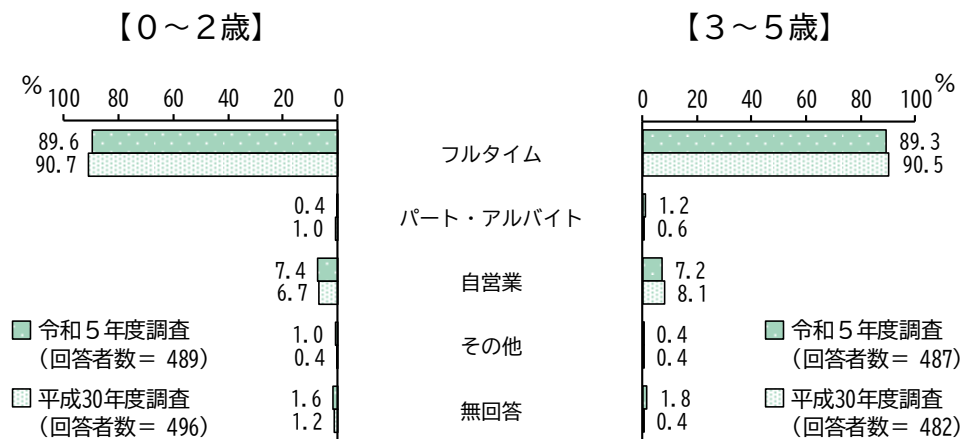


資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和6年3月）

⑤ 父親の就労形態（0～5歳児）

0～2歳は、「フルタイム」が89.6%と最も高くなっています。

3～5歳も、「フルタイム」が89.3%と最も高くなっています。

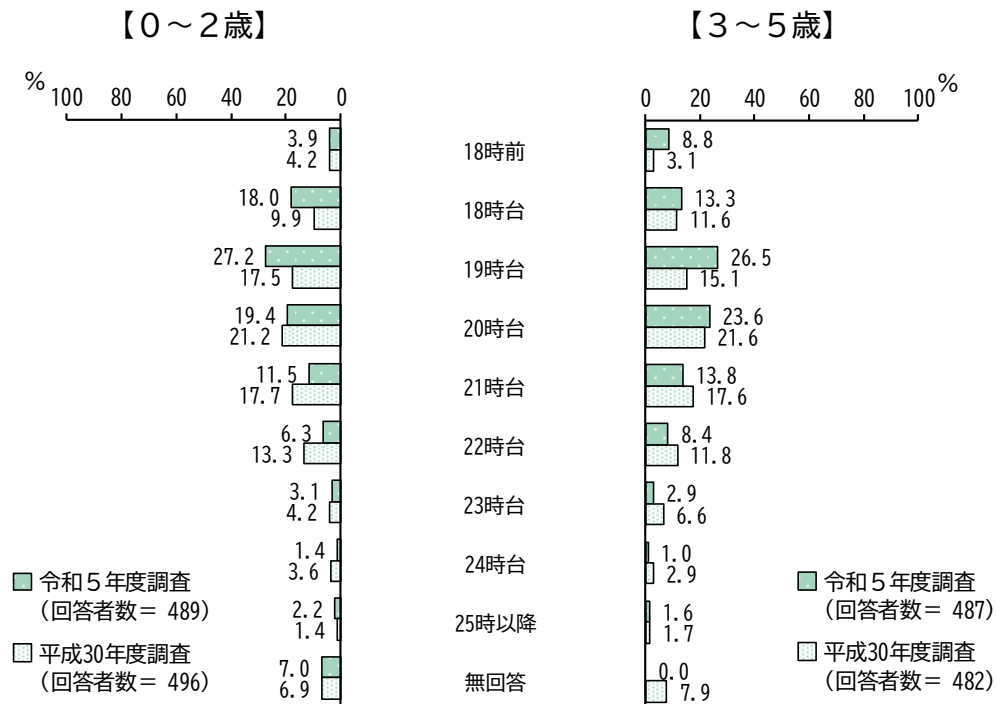


資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和6年3月）

⑥ 父親の帰宅時間（0～5歳児）

0～2歳は、「19時台」が27.2%と最も高く、次いで「20時台」が19.4%、「18時台」が18.0%となっています。

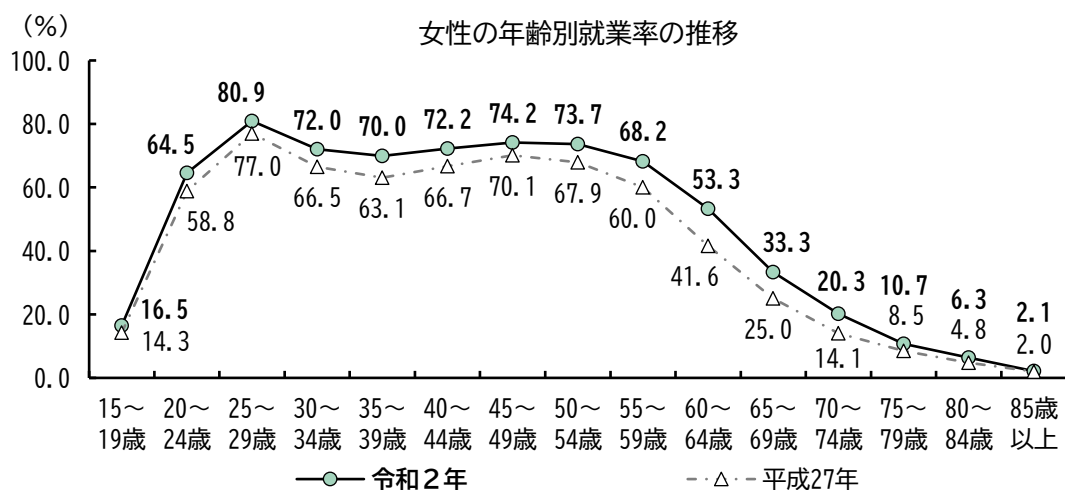
3～5歳も、「19時台」が26.5%と最も高く、次いで「20時台」が23.6%、「21時台」が13.8%となっています。



資料：奈良市子育てに関するニーズ調査（令和6年3月）

⑦ 女性の年齢別就業率の推移

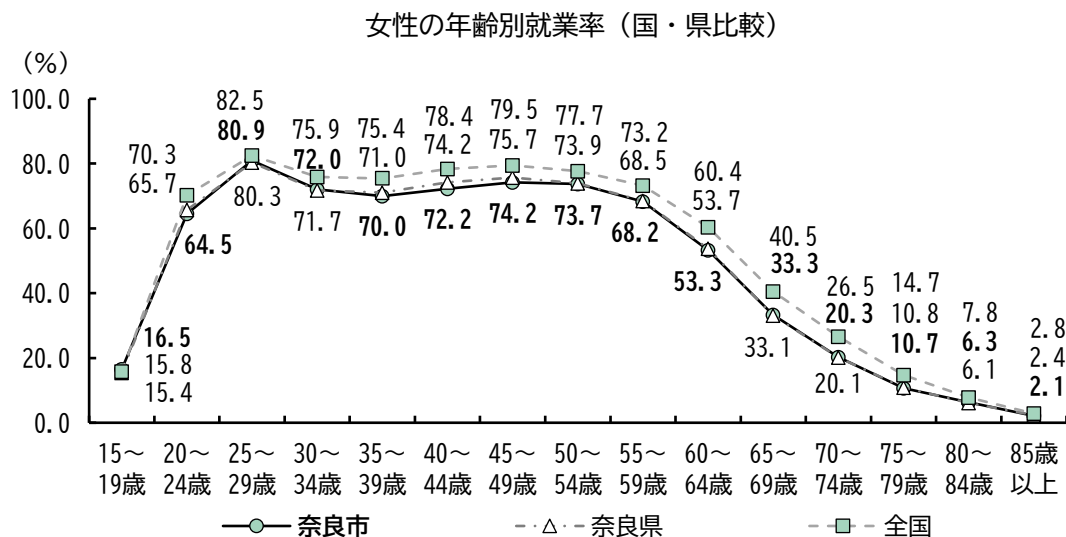
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～44歳の就業率は平成27年に比べ令和2年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

⑧ 女性の年齢別就業率（国・県比較）

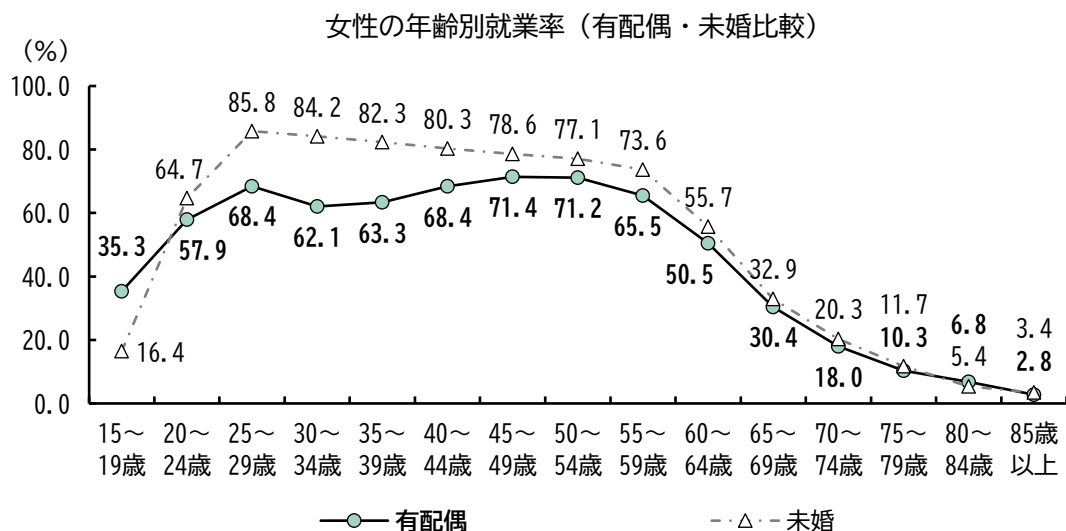
本市の令和2年の女性の年齢別就業率を奈良県・全国と比較すると、30歳以上では全国より低く、奈良県とは同程度となっています。



資料：令和2年国勢調査

⑨ 女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）

本市の令和2年の女性の有配偶・未婚別就業率をみると、特に20歳代から50歳代において未婚者に比べ有配偶者の就業率が低くなっています。

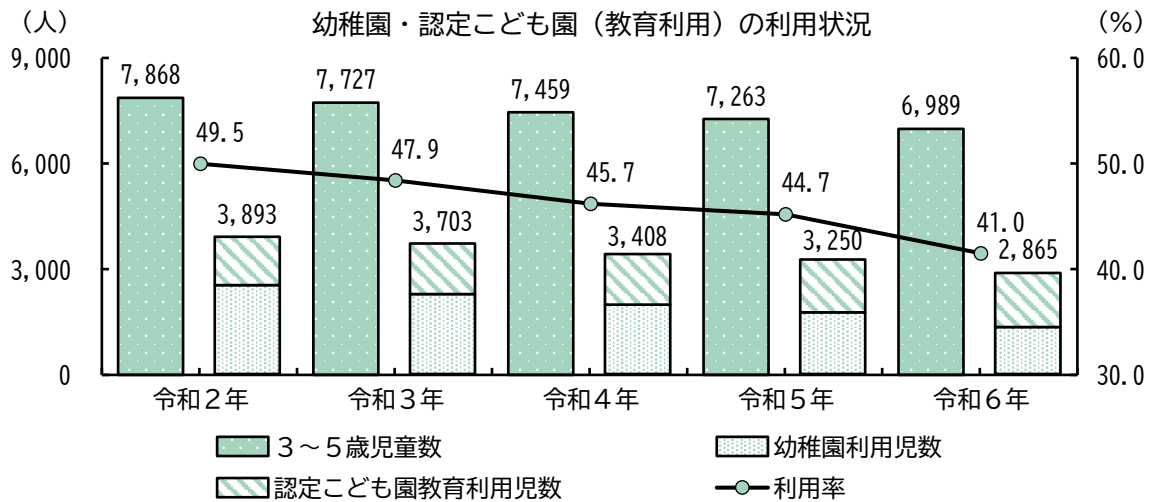


資料：令和2年国勢調査

(5) 教育・保育サービス等の状況

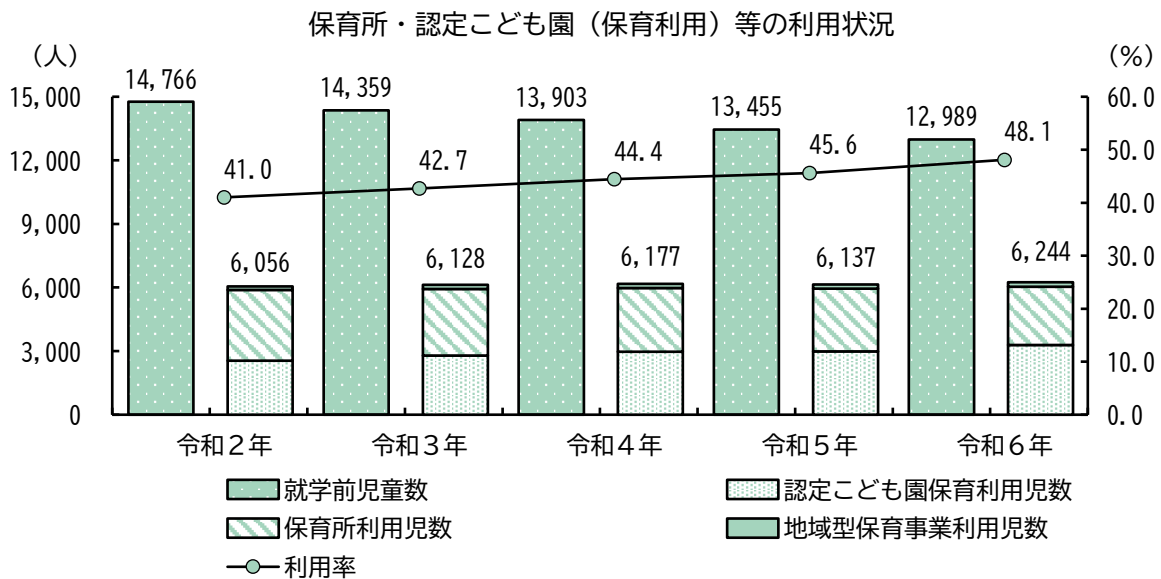
① 幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用状況

本市の幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用状況をみると、過去5年間の就学前児童数（3～5歳児）は減少傾向にあり、利用者数・利用率ともに減少傾向が続いています。



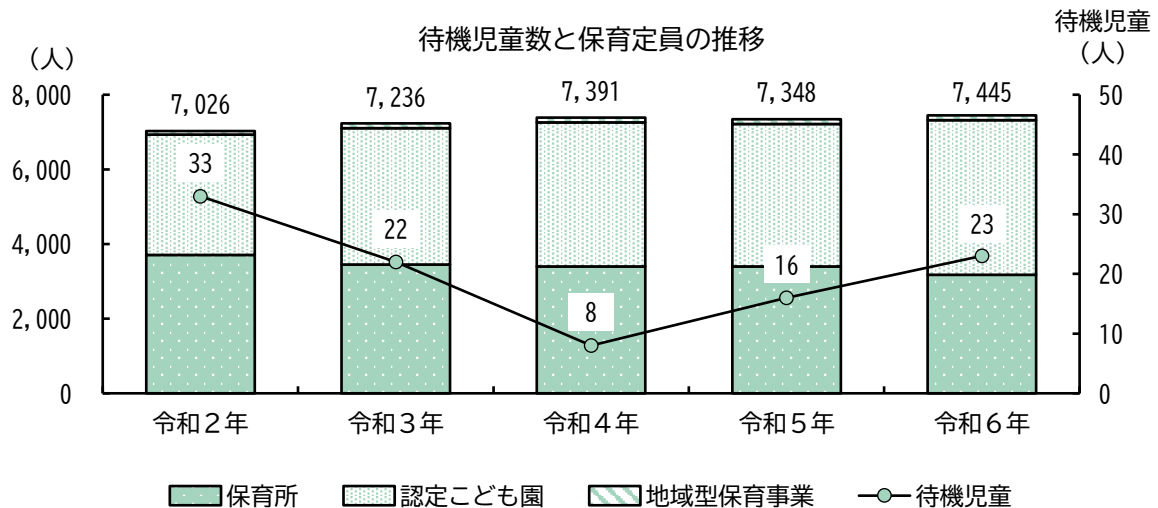
② 保育所・認定こども園（保育利用）等の利用状況

本市の保育所・認定こども園（保育利用）等の利用状況をみると、過去5年間の就学前児童数（0～5歳児）は減少傾向にあるものの、利用者数・利用率ともに増加傾向が続いています。



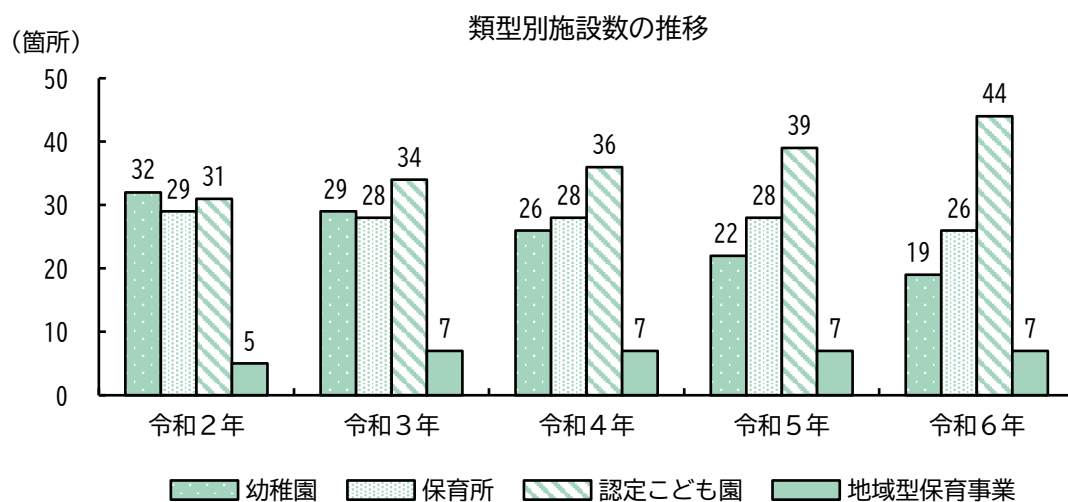
③ 待機児童数と保育定員の推移

本市の待機児童数と保育定員の推移をみると、令和4年まで待機児童数が減少傾向にあったものの、令和5年より増加に転じ、令和6年で23人となっています。



④ 類型別施設数の推移

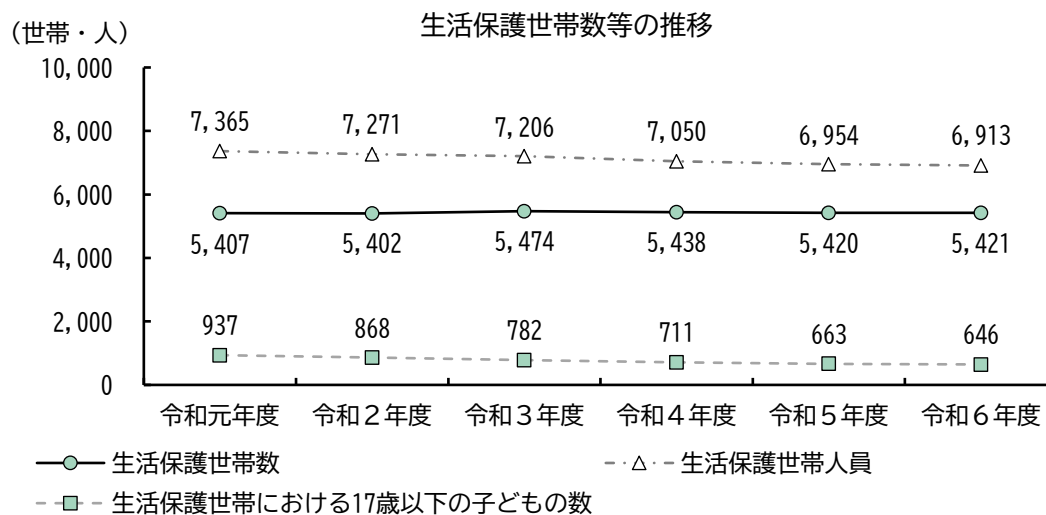
本市の類型別施設数の推移をみると、幼稚園の施設数が減少している一方で、認定こども園の施設数が増加しています。



(6) 様々な状況にある子ども・子育て家庭の状況

① 17歳以下の生活保護世帯数等の推移

本市の生活保護世帯数は、令和元年度の5,407世帯から令和6年度の5,421世帯と横ばい傾向にあります。また、生活保護世帯における子どもの数は令和元年度の937人から令和6年度の646人と約3割減少しています。



資料：市の統計（各年4月1日時点）

② 生活保護世帯に属する子どもの状況

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は、全国、奈良県より低くなっています。生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率は、全国、奈良県よりも低くなっています。生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率は、全国とほぼ同じとなっています。

生活保護世帯に属する子どもの状況（国・県比較）

単位：％

	高等学校等 進学率	高等学校等 中退率	大学等 進学率	子どもの就職率 (中学卒業後)	子どもの就職率 (高校卒業後)
奈良市	88.5	2.7	42.9	1.6	38.1
奈良県（令和4年度）	92.4	5.5	26.7	—	—
全国（令和4年度）	93.8	3.3	42.4	1.1	39.6

資料：市の統計

※高等学校等進学率：令和6年3月に中学校を卒業し、令和6年4月に高等学校等へ進学した子どもの進学率

※高等学校等中退率：令和5年度中に高等学校等を中退した子どもの中退率

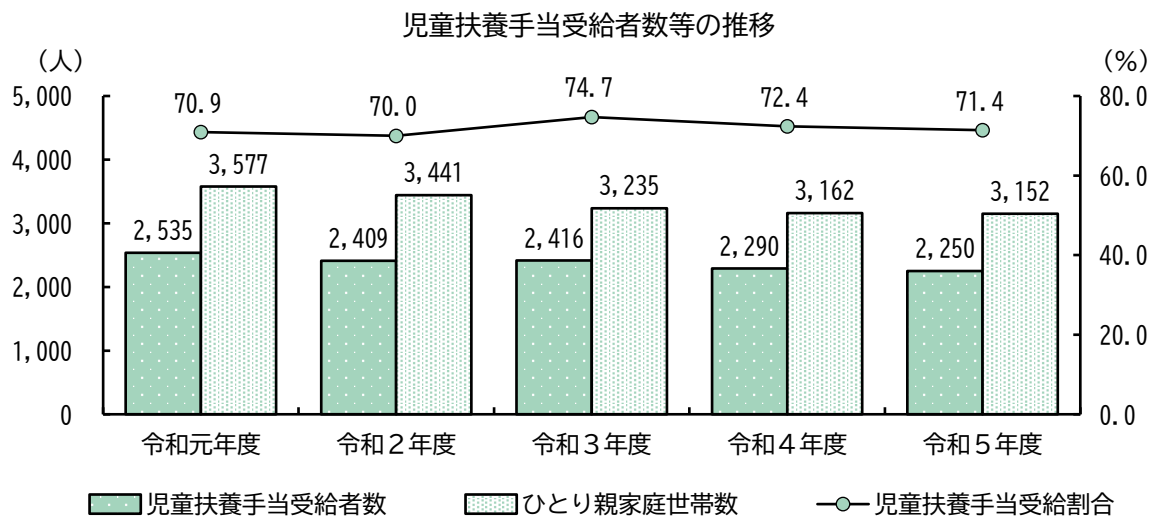
※大学等進学率（専修学校等を含む）：令和6年3月に高等学校等を卒業し、令和6年4月に大学等へ進学した子どもの進学率

※子どもの就職率（中学校卒業後）：令和6年3月に中学校を卒業した子どもの就職率

※子どもの就職率（高等学校等卒業後）：令和6年3月に高等学校等を卒業した子どもの就職率

③ 児童扶養手当受給者数等の推移

児童扶養手当受給者数は令和元年度から減少傾向にあるものの、ひとり親家庭世帯数に占める児童扶養手当受給者数の割合は横ばい傾向にあります。

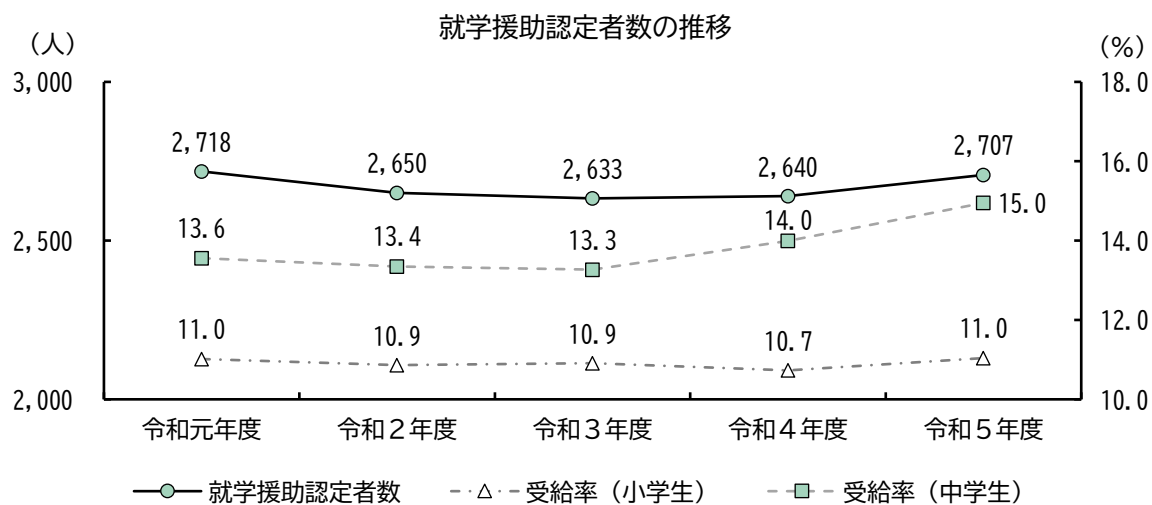


資料：市の統計

- ※ 令和3年度以降の児童扶養手当受給者数・ひとり親家庭世帯数は、各年8月1日時点
- ※ 令和元年度・令和2年度の児童扶養手当受給者数は、各年4月1日時点
- ※ 令和元年度・令和2年度のひとり親家庭世帯数は、各年3月31日時点

④ 就学援助認定者数の推移

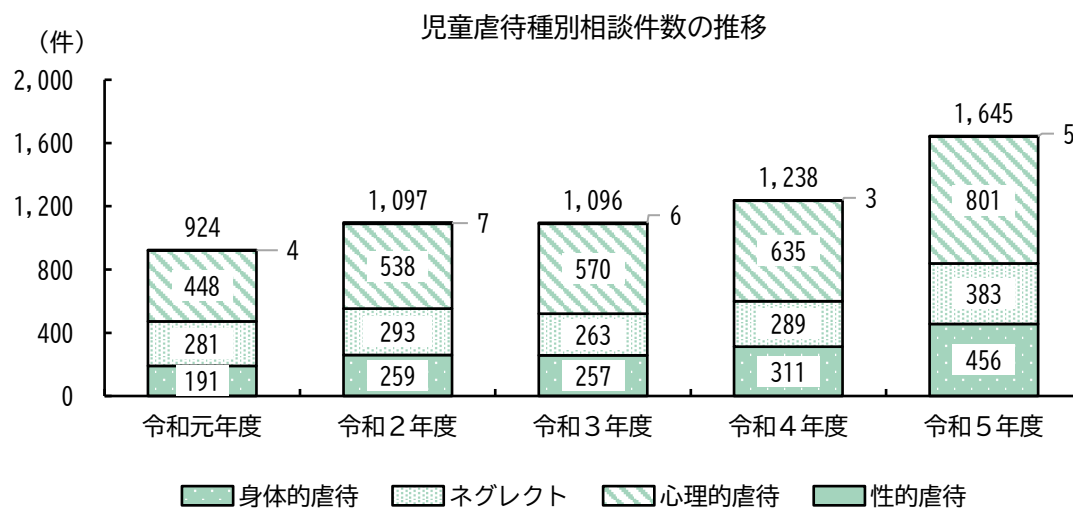
就学援助認定者数は、令和元年度から令和3年度にかけて減少したものの、それ以降は増加傾向にあり、令和5年度では2,707人となっています。



資料：奈良市調べ

⑤ 児童虐待種別相談件数の推移

児童虐待種別相談件数は、令和元年度の924件から令和5年度では1,645件へと増加しています。また、児童虐待種別相談件数の構成割合は、心理的虐待が令和元年度から令和5年度にかけてのすべての年で最も多くなっています。

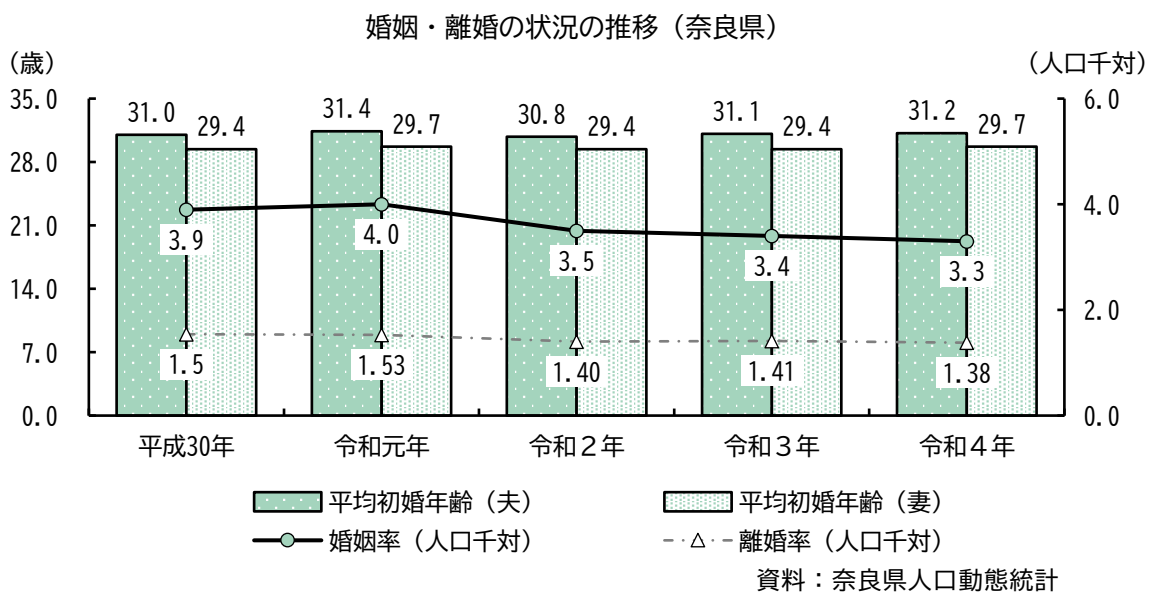
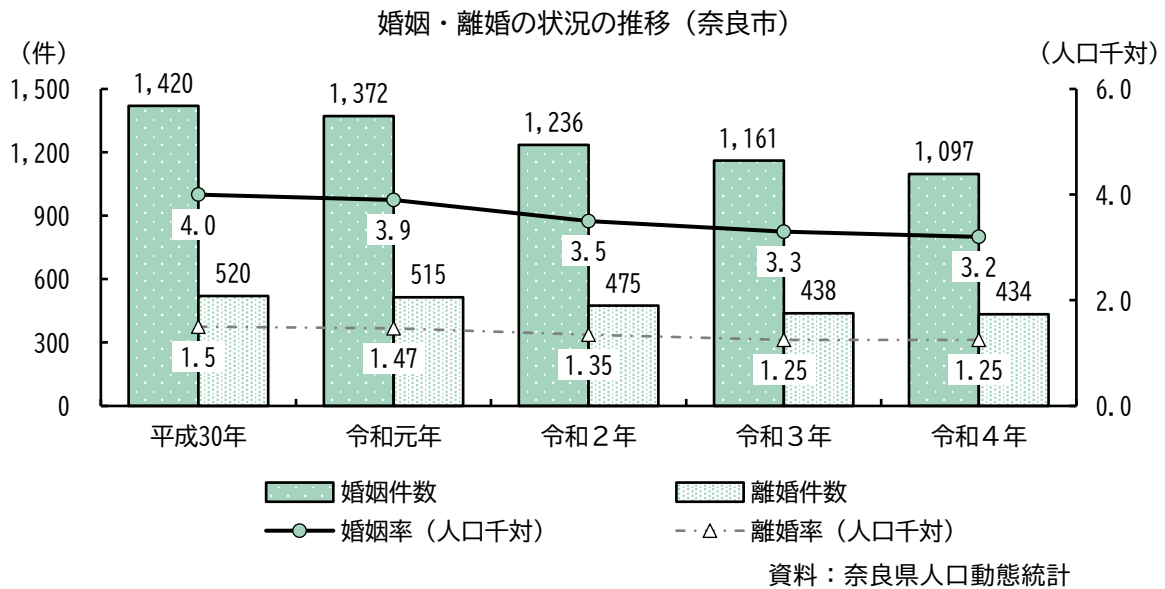


(7) 若者の状況

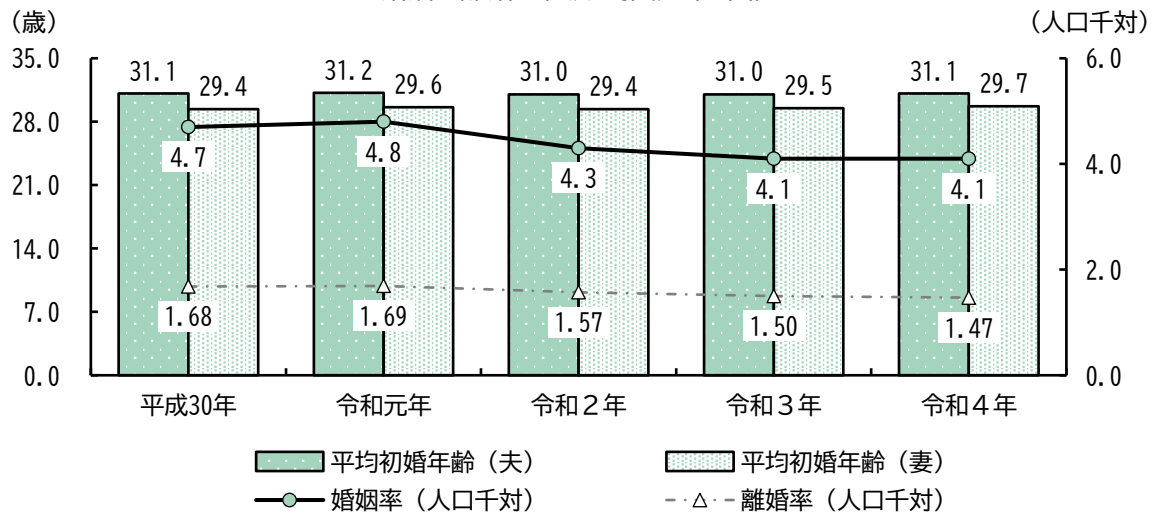
① 婚姻・離婚の状況の推移

本市の婚姻・離婚の状況の推移をみると、婚姻件数・離婚件数ともに年々減少しています。婚姻率・離婚率については、令和3年以降はいずれも奈良県よりも低くなっています。

また、婚姻率・離婚率について奈良県・全国と比較すると、いずれもすべての年で全国より低くなっています。



婚姻・離婚の状況の推移（全国）

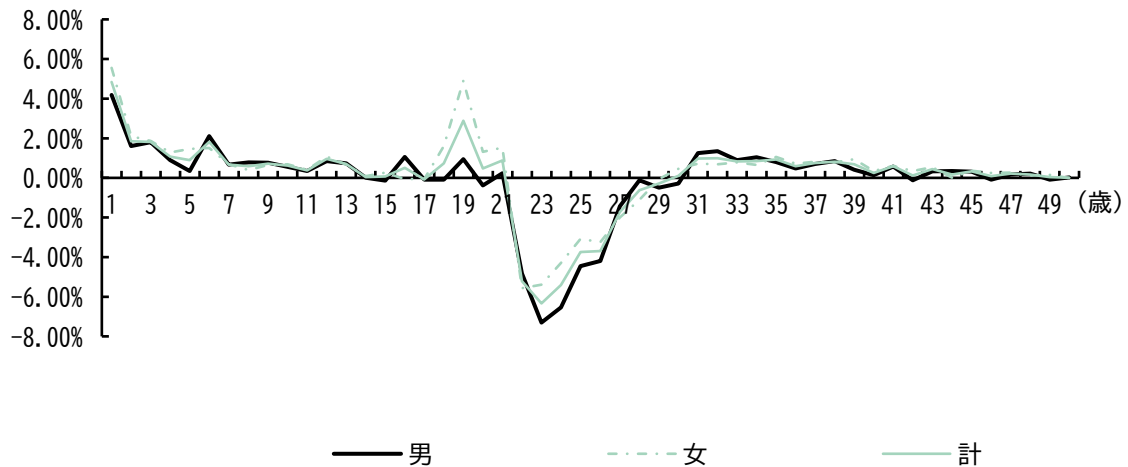


資料：人口動態統計

② 若者層の動態

本市の人口増減の割合（令和2年度から令和6年度）をみると、20歳前後での人口流入がみられる一方で、その後の20歳代の人口流出が大きくなっています。

人口増減の状況（奈良市）

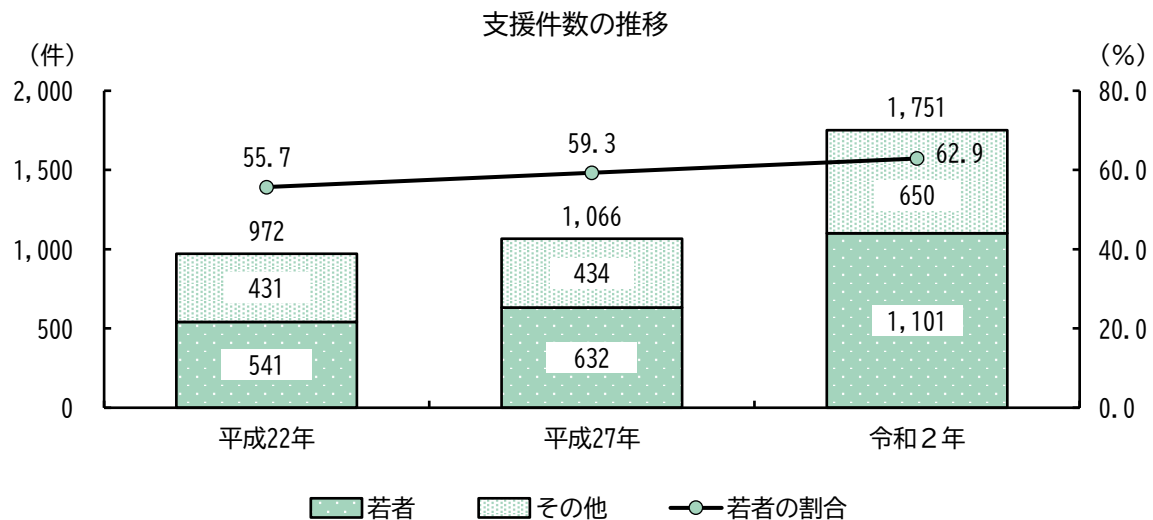


資料：市の統計（年度ごとの平均変化率割合で算出）

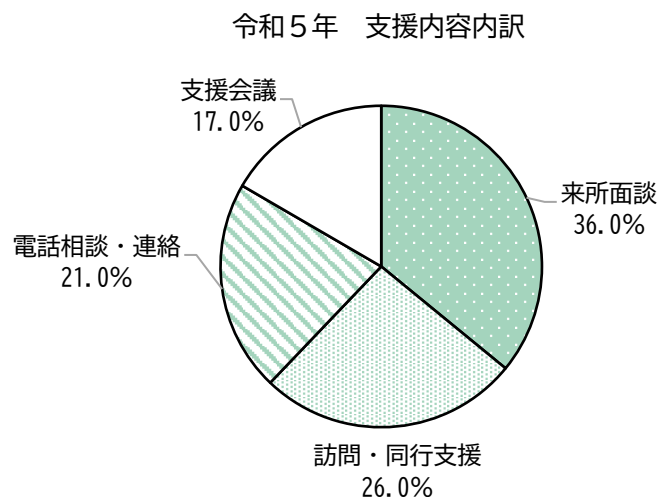
③ 困難を抱える若者の状況

本市の若者サポートセンターでの支援件数は、令和3年度の972件から令和5年度では1,751件へと増加しています。支援対象者の構成割合についても、若者の割合が増加傾向となっています。

支援内容の種別は、来所面談が最も多いものの、他の支援も含めた多様な支援が求められていることが推察されます。



資料：市の統計（各年4月1日時点）



資料：市の統計（各年4月1日時点）

2 アンケートからみる奈良市の現状

(1) 奈良市子育てに関するニーズ調査概要

① 調査目的

奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（奈良市子ども・子育て支援事業計画／奈良市こども計画）の策定に当たり、ニーズ調査の実施、集計及び分析を行うことで、事業計画における「確保の方策」検討の基礎となるデータを整備することを目的とする。

② 調査対象

調査地域：奈良市全域

調査対象：奈良市在住の就学前0～2歳児、3～5歳児の保護者各1,000人

奈良市内の小学生（2年生・5年生）の保護者2,057人

標本数：4,057人

③ 調査方法

就学前児童（0～2歳、3～5歳）…郵送配布、回収

小学生…学校配布・郵送回収

④ 調査期間

就学前児童（0～2歳、3～5歳）…令和5年12月1日～22日

小学生…令和5年12月1日～22日

⑤ 回収状況

種類	発送数	回収数	回収率
0～2歳	1,000 通	511 通	51.1%
3～5歳	1,000 通	508 通	50.8%
小学生	2,057 通	1,116 通	54.3%
合計	4,057 通	2,135 通	52.6%

⑥ 報告書の留意点・見方

- ・回答は各設問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が総数と一致しない場合があります。
- ・複数回答を可能とした設問では、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ・図中の選択肢表記は、語句を短縮・簡略化している場合があります。

(2) 奈良市子育てに関するニーズ調査結果

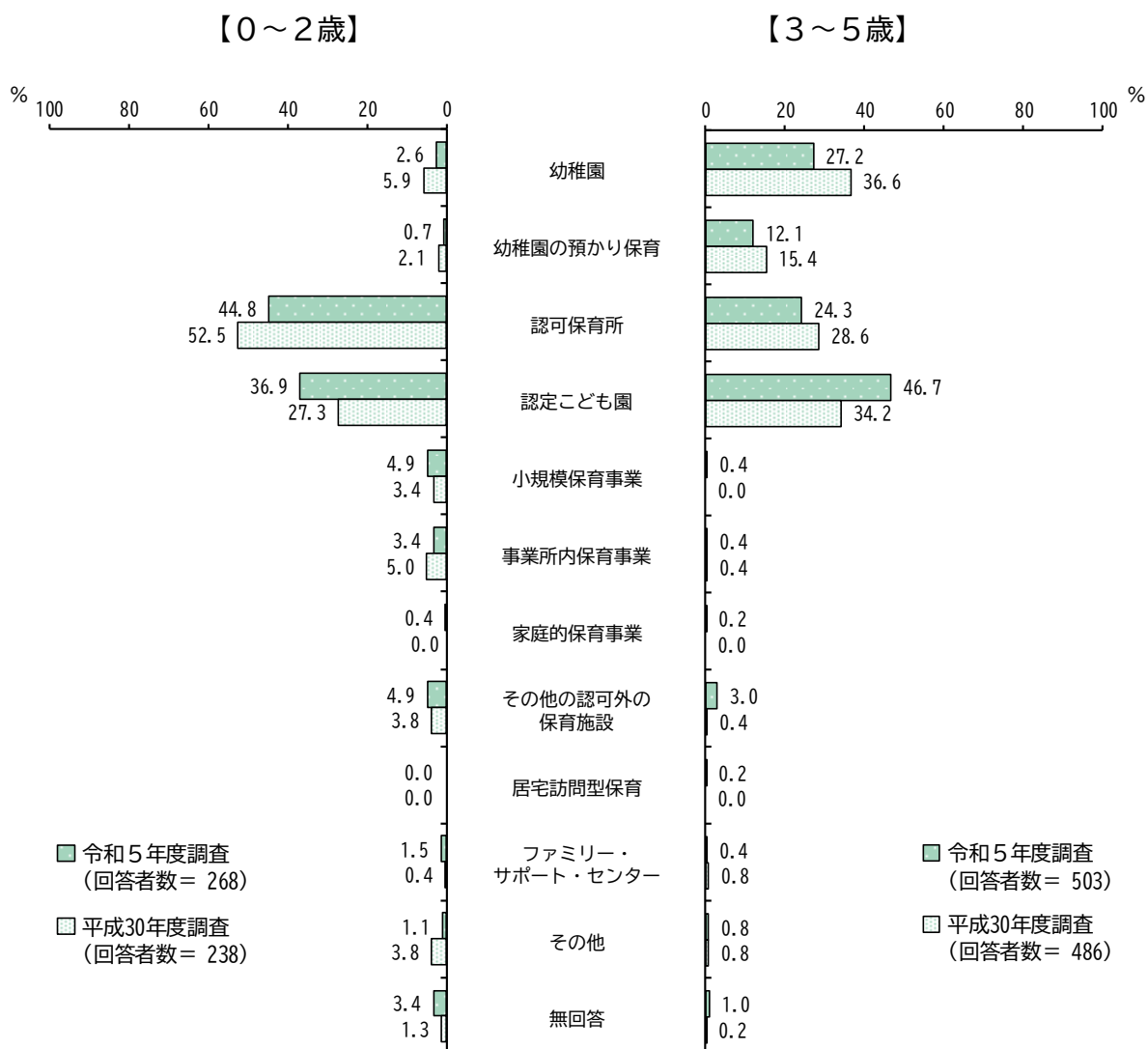
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用について（複数回答）

（0～5歳児の保護者）

0～2歳は、「認可保育所」が44.8%と最も多く、次いで「認定こども園」が36.9%となっています。

3～5歳は、「認定こども園」が46.7%と最も多く、次いで「幼稚園」が27.2%となっています。

経年でみると、0～2歳、3～5歳ともに「幼稚園」「認可保育所」の割合が減少しており、代わりに「認定こども園」の割合が増加しています。

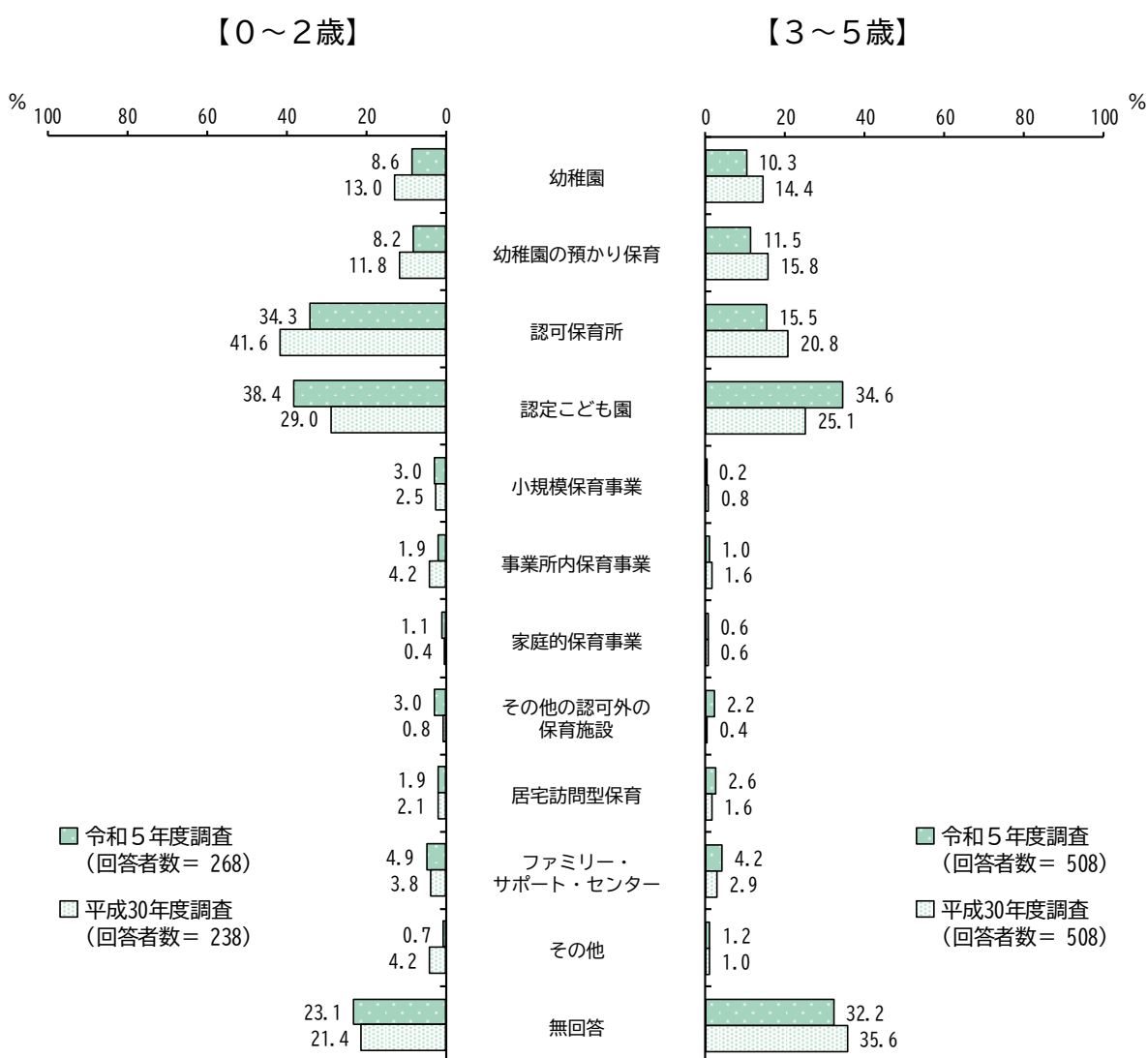


② 今後利用したい平日の定期的な教育・保育事業（複数回答）
（0～5歳児の保護者）

0～2歳は、「認定こども園」が38.4%と最も多く、次いで「認可保育所」が34.3%となっています。

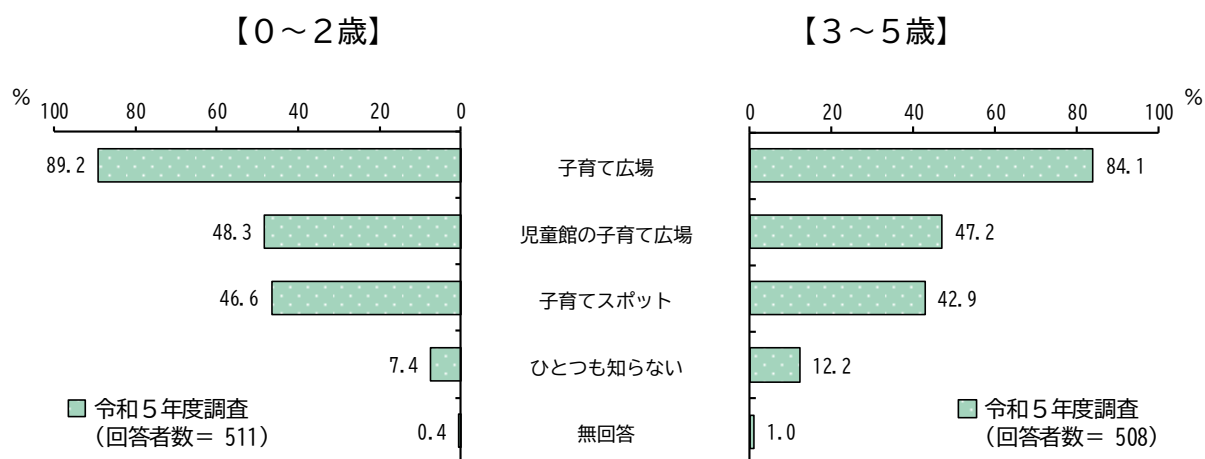
3～5歳も、「認定こども園」が34.6%と最も多く、次いで「認可保育所」が15.5%となっています。

経年でみると、0～2歳、3～5歳ともに「認定こども園」の割合が増加しています。



③ 地域の子育て支援事業の認知度（複数回答）（0～5歳児の保護者）

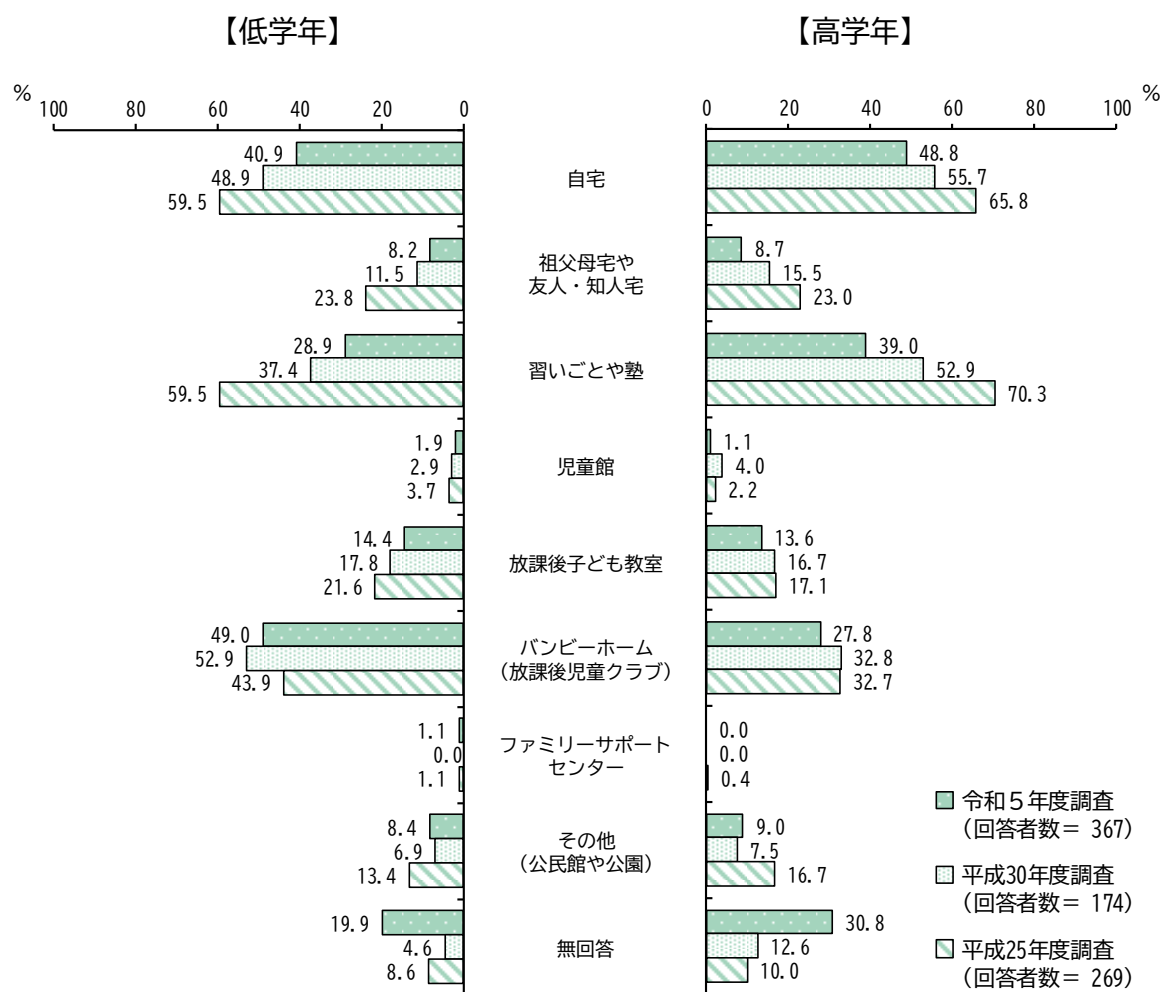
0～2歳、3～5歳ともに「子育て広場（子育て情報の提供や子育て相談を実施）」と答えた人が8割を超えており、「児童館の子育て広場」と「子育てスポット（幼稚園等の一室で、親子どうしの交流や子育てに関するアドバイスの場を提供）」も半数近くの人を知っていると答えています。



④ 放課後の過ごし方の希望（複数回答）（3～5歳児の保護者）

小学校低学年（1～3年生）の間は、「バンビーホーム（放課後児童クラブ）」が49.0%と最も多く、次いで「自宅」が40.9%となっています。

小学校高学年（4～6年生）の間は「自宅」が48.8%と最も多く、次いで「習いごとや塾」が39.0%となっています。



⑤ 育児休業の取得状況（単数回答）（0～5歳児の保護者）

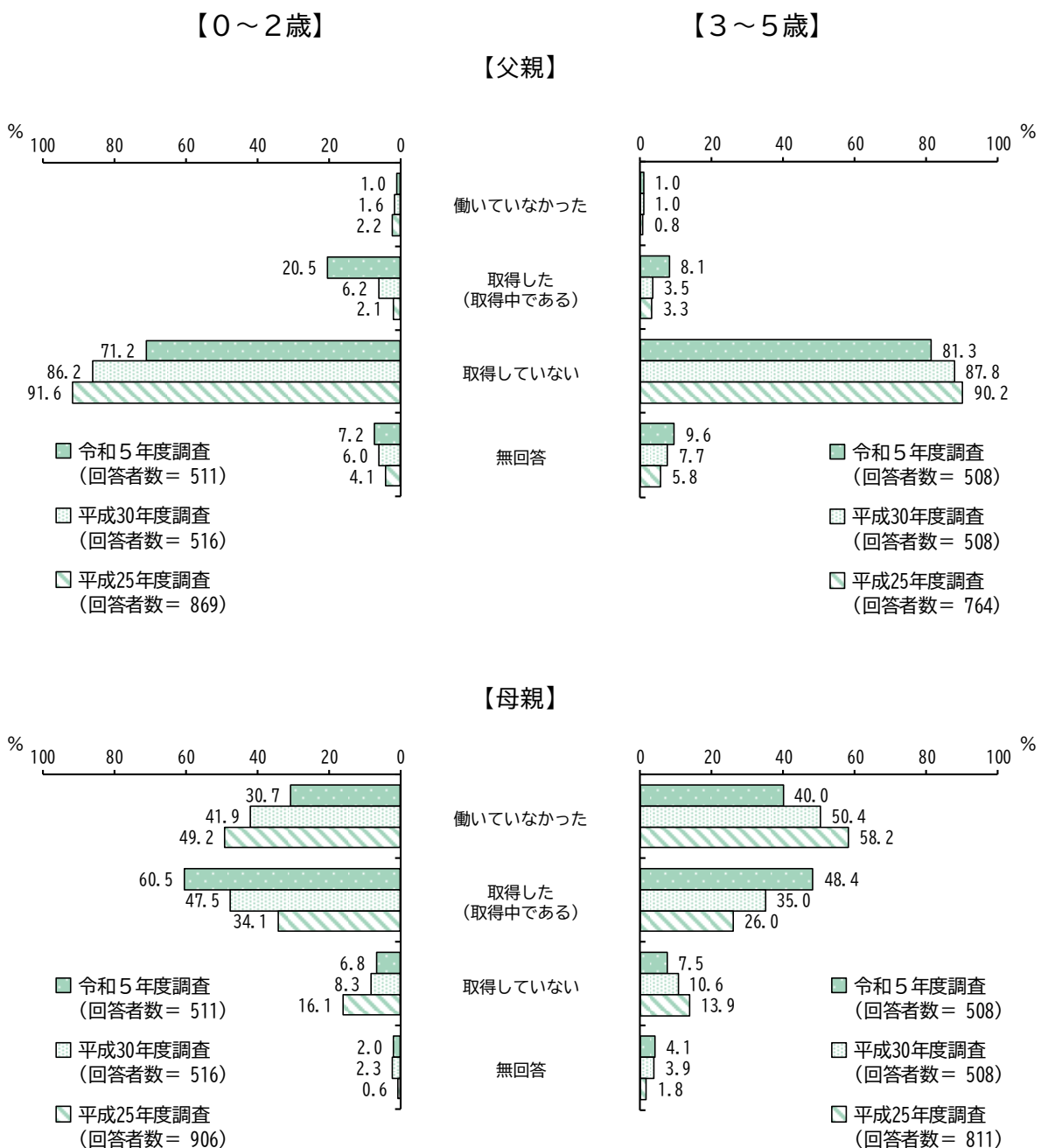
父親では、0～2歳で父親が育児休業を「取得していない」が71.2%であるのに対して、3～5歳では81.3%と約10ポイント多くなっています。

経年でみると、「取得した（取得中である）」は0～2歳、3～5歳ともに増加しています。

母親では、0～2歳で、「取得した（取得中である）」が60.5%と最も多く、次いで「働いていなかった」が30.7%となっています。

3～5歳も、「取得した（取得中である）」が48.4%と最も多く、次いで「働いていなかった」が40.0%となっています。

経年で見ると、「取得した（取得中である）」は0～2歳、3～5歳ともに3度の調査ごとに増加しており、「働いていなかった」及び「取得していない」と答えた人は減少しています。

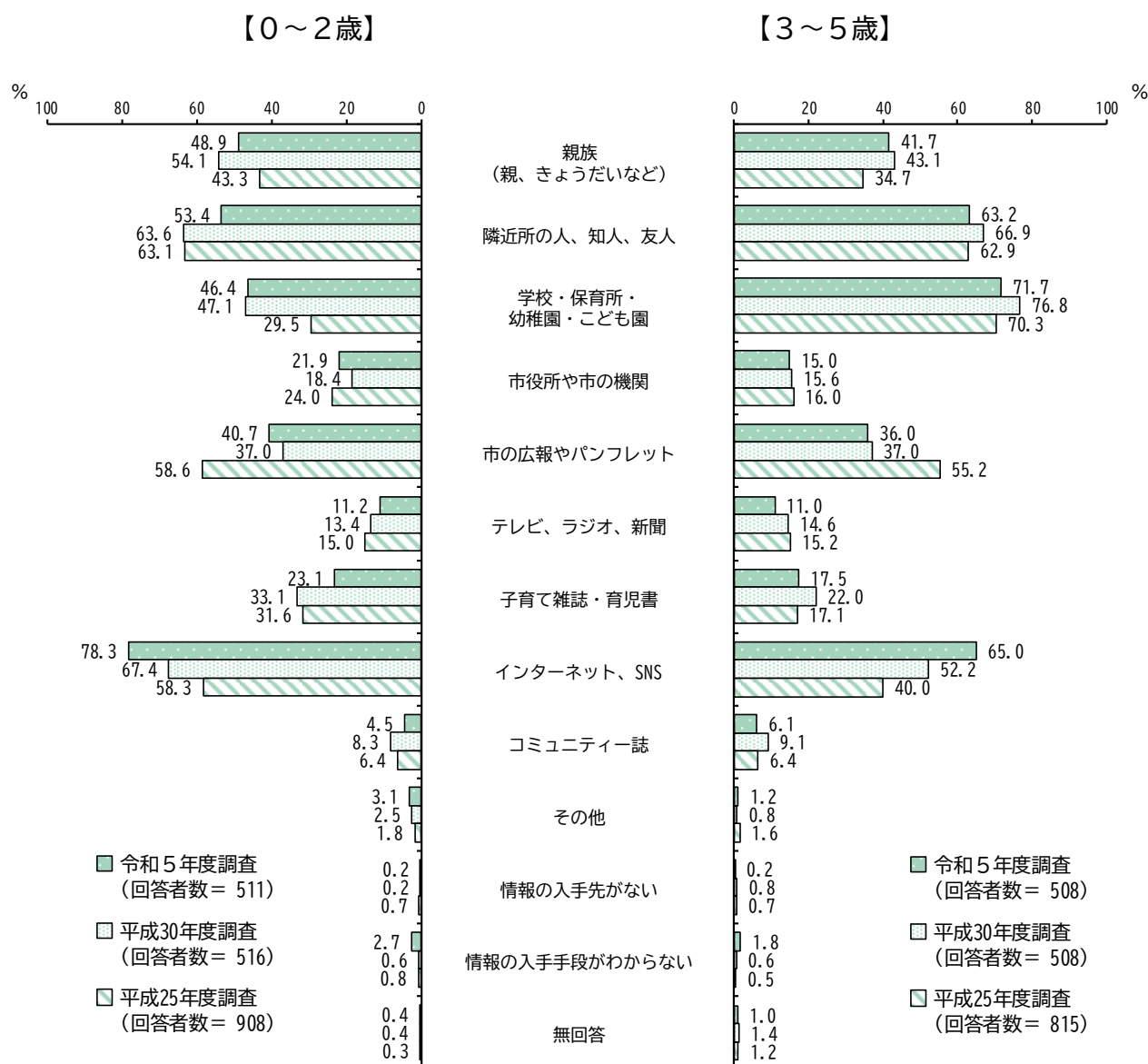


⑥ 子育てに関する情報の入手先（複数回答）（0～5歳児の保護者）

0～2歳は、「インターネット、SNS」が78.3%と最も多く、次いで「隣近所の人、知人、友人」が53.4%となっています。

3～5歳は、「学校・保育所・幼稚園・こども園」が71.7%と最も多く、次いで「インターネット、SNS」が65.0%となっています。

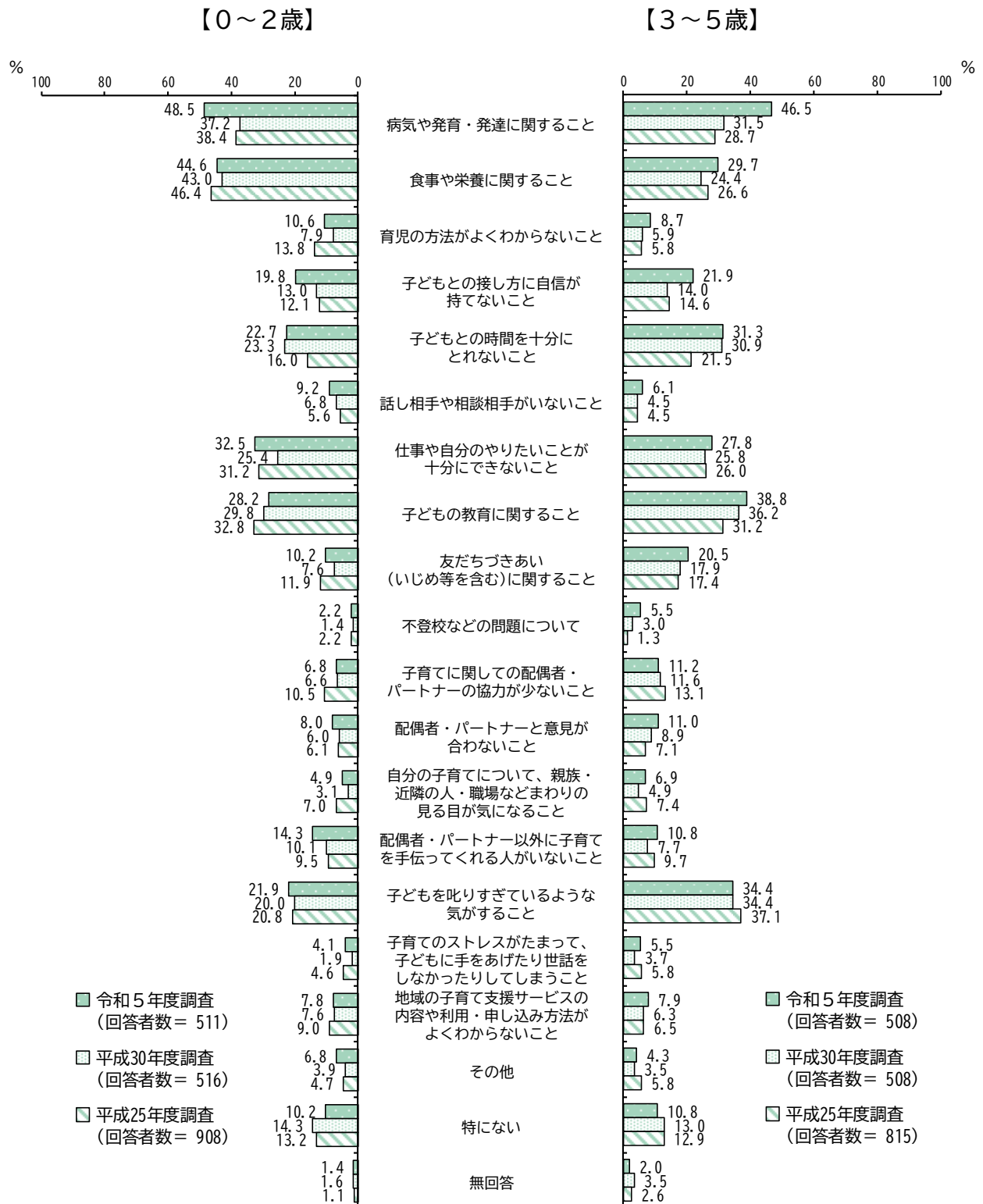
経年で見ると、0～2歳、3～5歳ともに「インターネット、SNS」の割合が増加しており、平成25年度調査と令和5年度調査を比較すると、0～2歳は20ポイント、3～5歳は25ポイント増えています。



⑦ 子育てに関して日常悩んでいること、気になること（複数回答）
（0～5歳児・小学生の保護者）

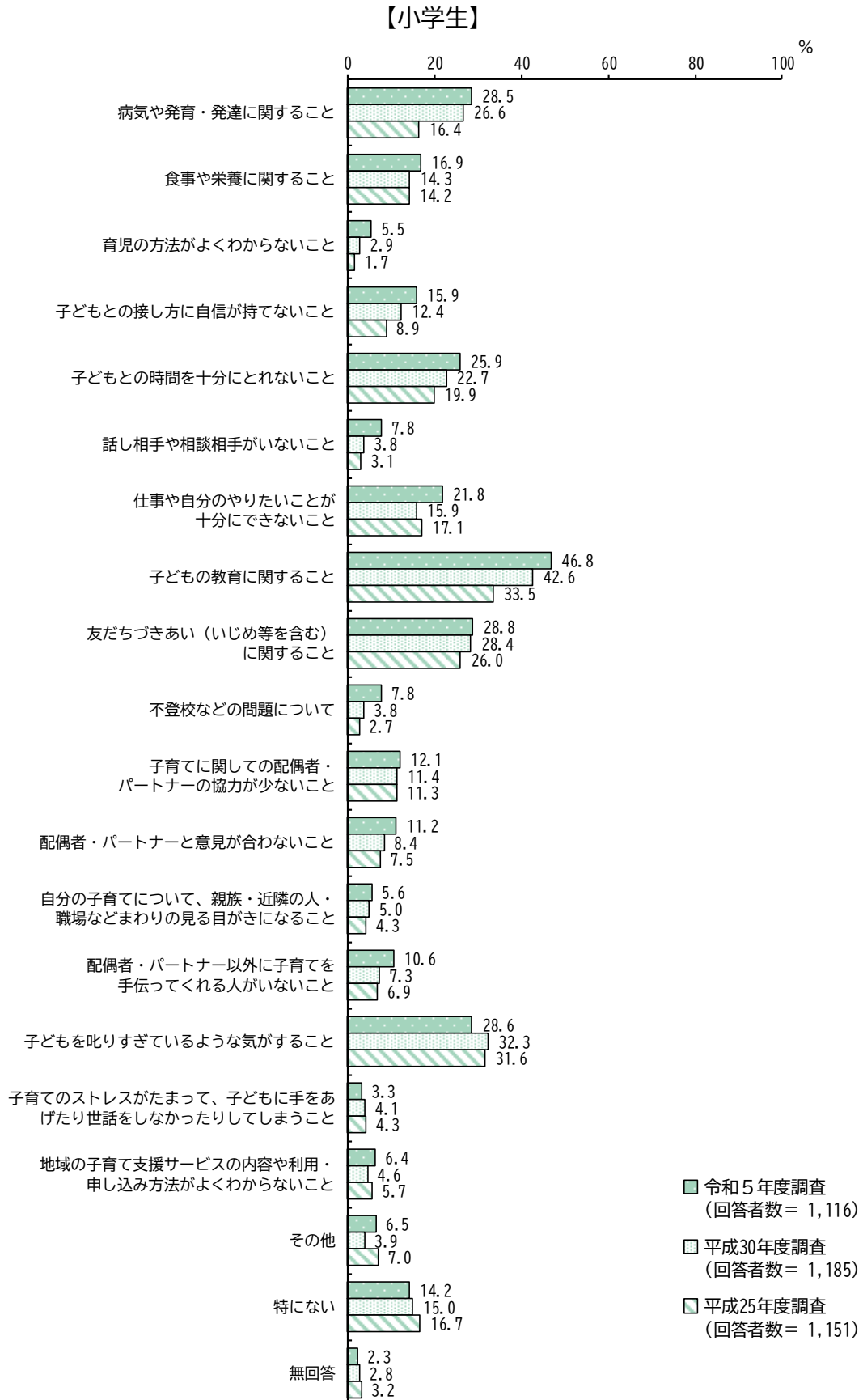
0～2歳は、「病気や発育・発達に関すること」が48.5%と最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」が44.6%となっています。

3～5歳は、「病気や発育・発達に関すること」が46.5%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」が38.8%となっています。



小学生は、「子どもの教育に関すること」が46.8%と最も多く、次いで、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が28.8%となっています。

経年でみると、「子どもの教育に関すること」は平成25年度から令和5年度で13.3ポイント増加しています。



⑧ 奈良市は子どもにやさしいまちだと感じるか（単数回答）

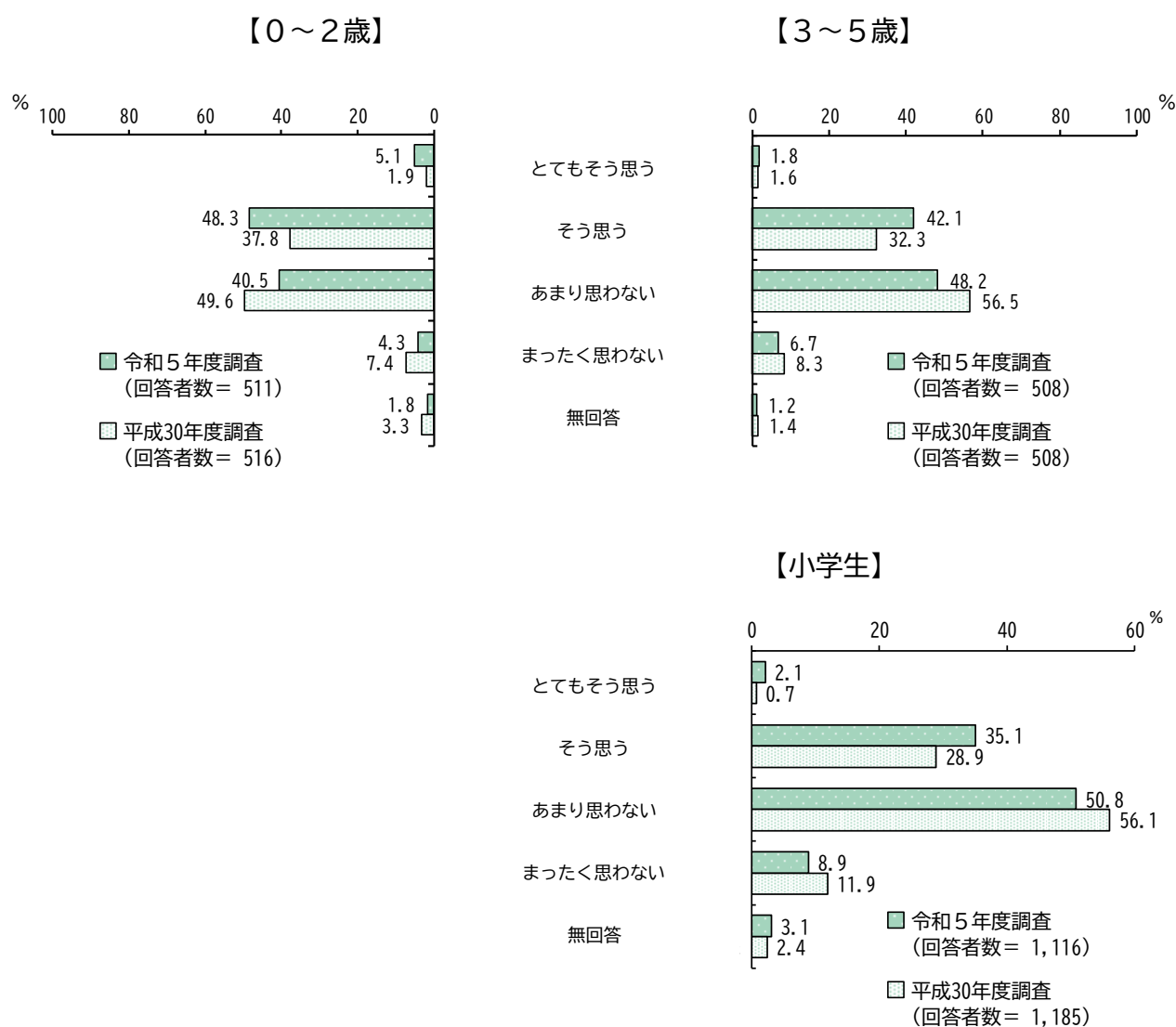
（0～5歳児・小学生の保護者）

0～2歳は、「そう思う」が48.3%と最も多く、次いで「あまり思わない」が40.5%となっています。

3～5歳は、「あまり思わない」が48.2%と最も多く、次いで「そう思う」が42.1%となっています。

小学生は、「あまり思わない」が50.8%と最も多く、次いで「そう思う」が35.1%となっています。

平成30年度調査と令和5年度調査を比較すると、0～2歳、3～5歳、小学生ともに「とてもそう思う」「そう思う」が増加し、「あまり思わない」「まったく思わない」が減少しています。

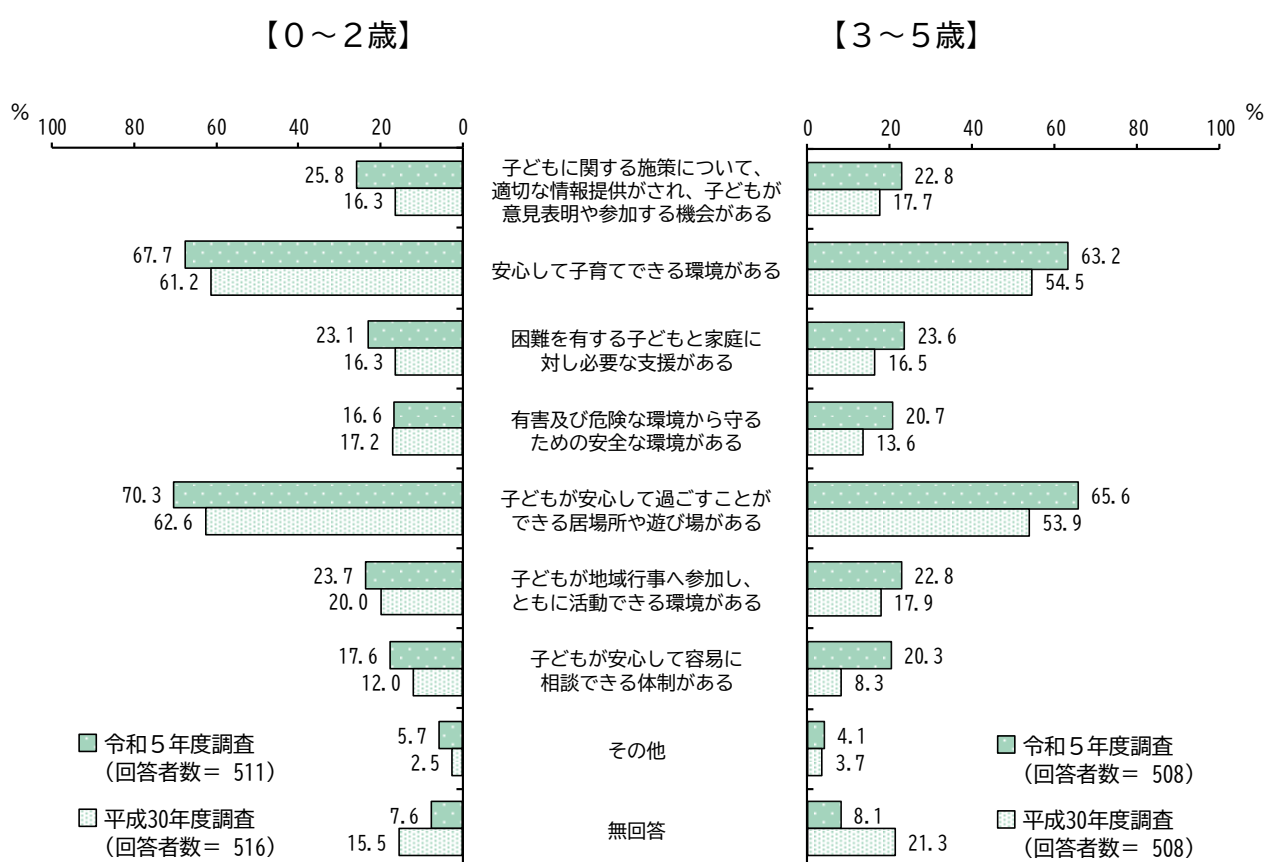


⑨ 子どもにやさしいまちだと感じる条件（あてはまるものを3つまで）
（0～5歳児・小学生の保護者）

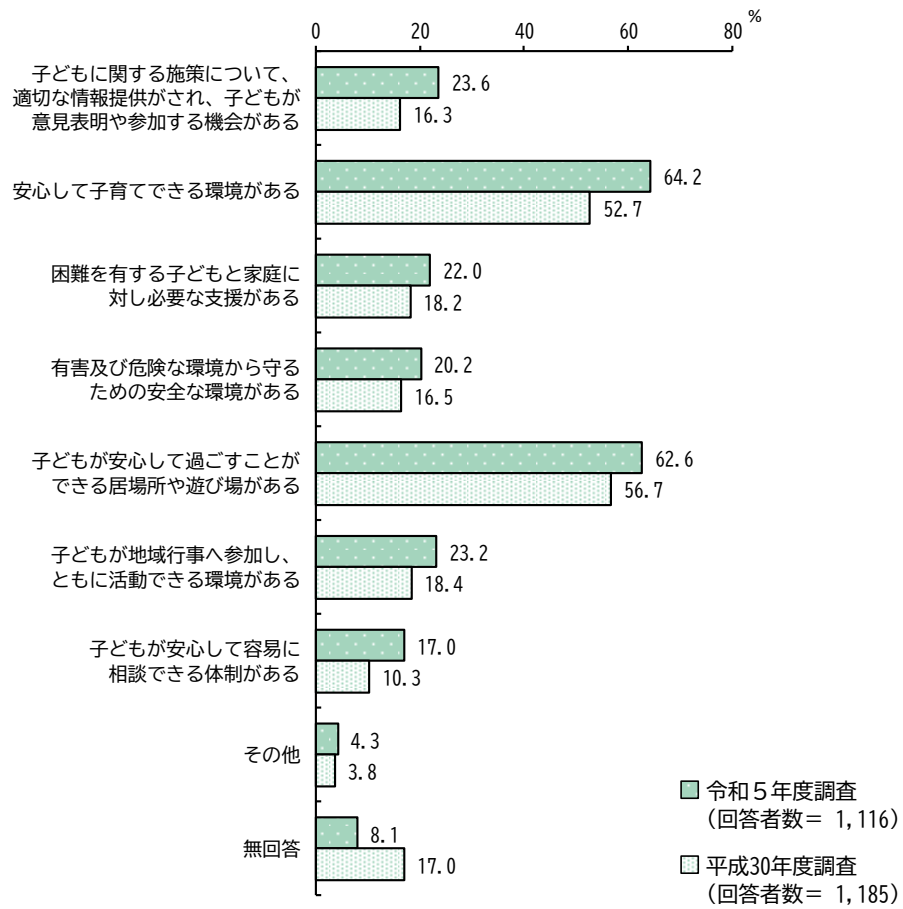
0～2歳は、「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」が70.3%と最も多く、次いで「安心して子育てできる環境がある」が67.7%となっています。

3～5歳も、「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」が65.6%と最も多く、次いで「安心して子育てできる環境がある」が63.2%となっています。

小学生は、「安心して子育てできる環境がある」が64.2%と最も多く、次いで「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」が62.6%となっています。



【小学生】



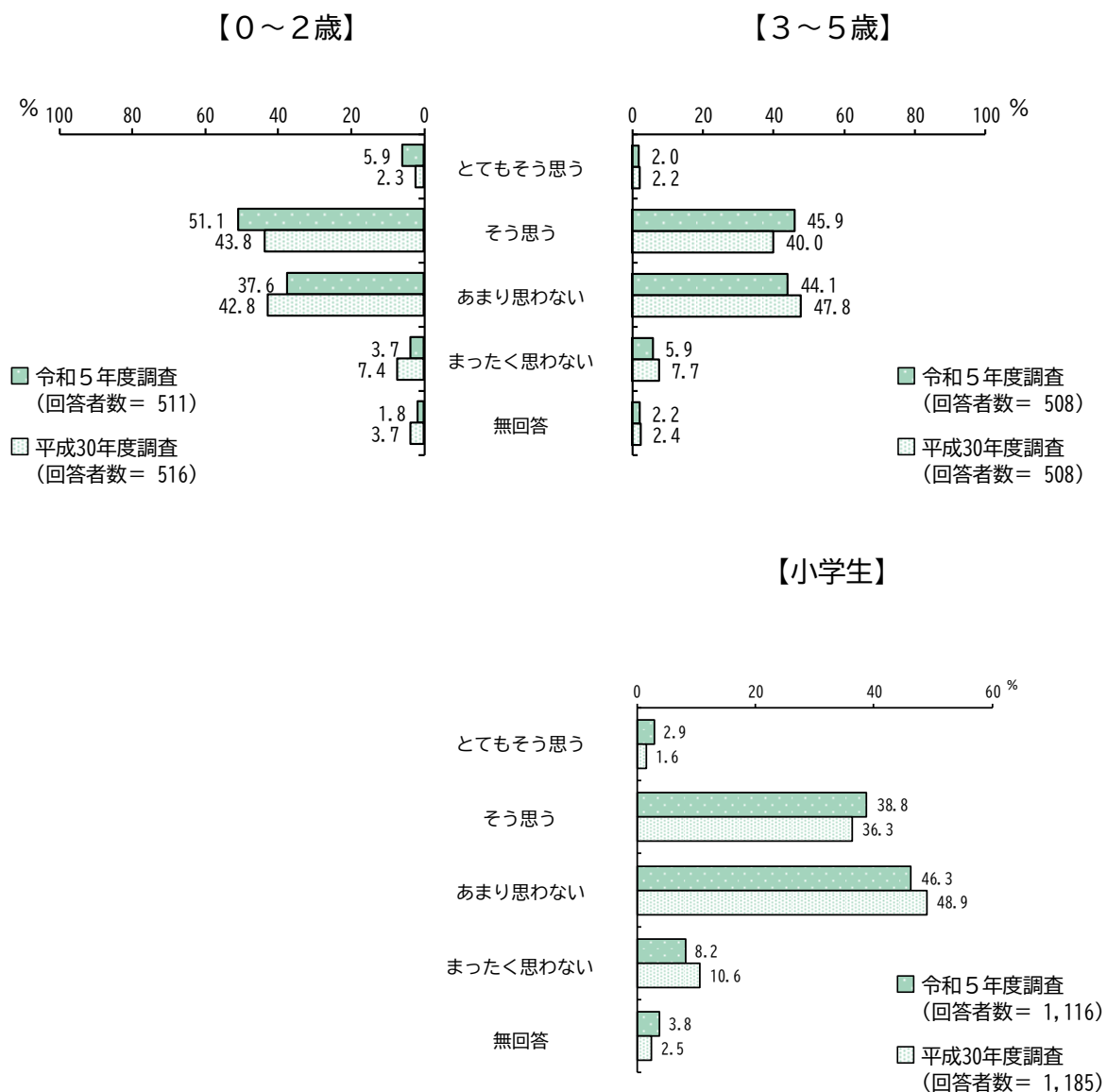
⑩ 奈良市は子育てしやすいまちだと感じるか（単数回答）
（0～5歳児・小学生の保護者）

「0～2歳」では「そう思う」と答えた人が51.1%で最も多く、「あまり思わない」と答えた人が37.6%が続いています。

「3～5歳」では「そう思う」と答えた人が45.9%で最も多くなっていますが、「あまり思わない」と答えた人が44.1%で拮抗しています。

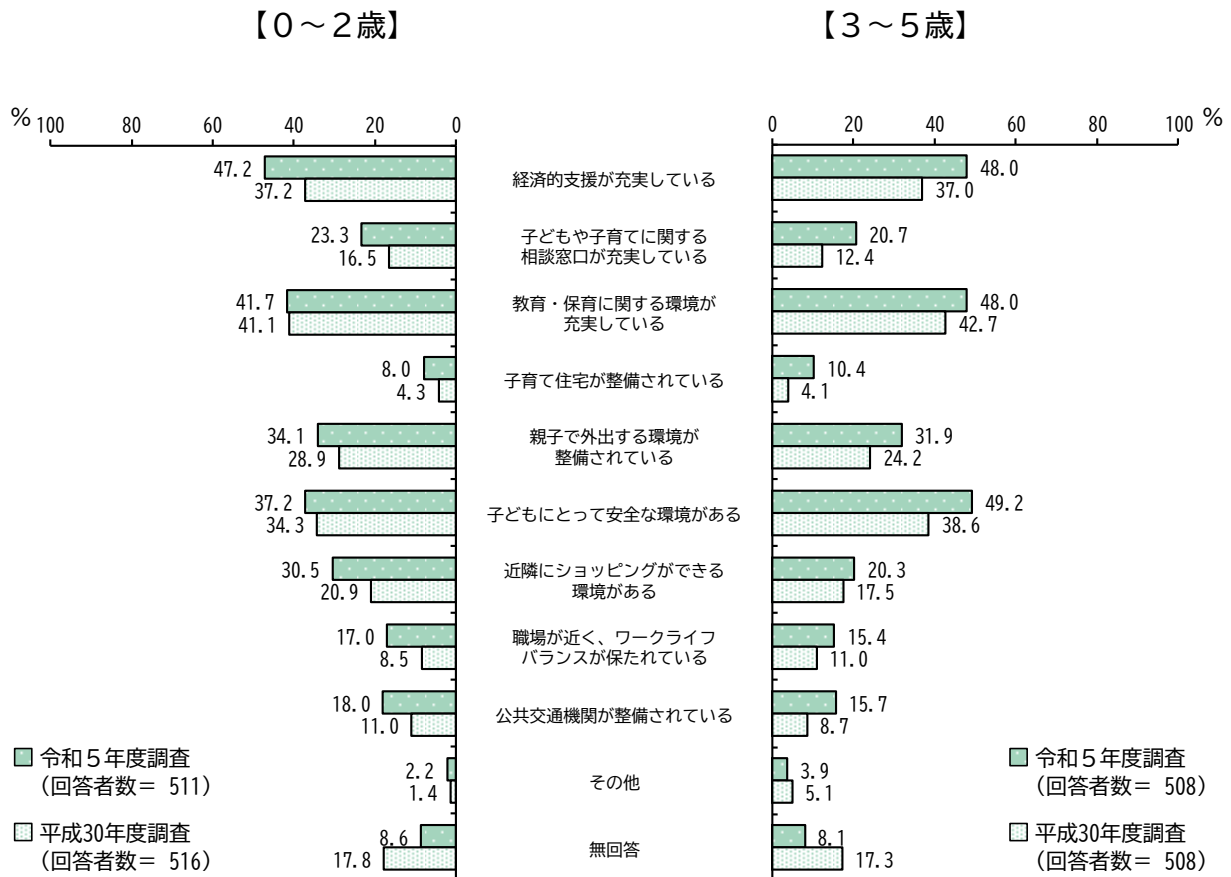
「小学生」では「あまり思わない」と答えた人が46.3%で最も多く、「そう思う」と答えた人が38.8%が続いています。

年齢が上がるほど「そう思う」と答えた人の割合は減少し、「あまり思わない」「まったく思わない」と答えた人の割合が増加しています。

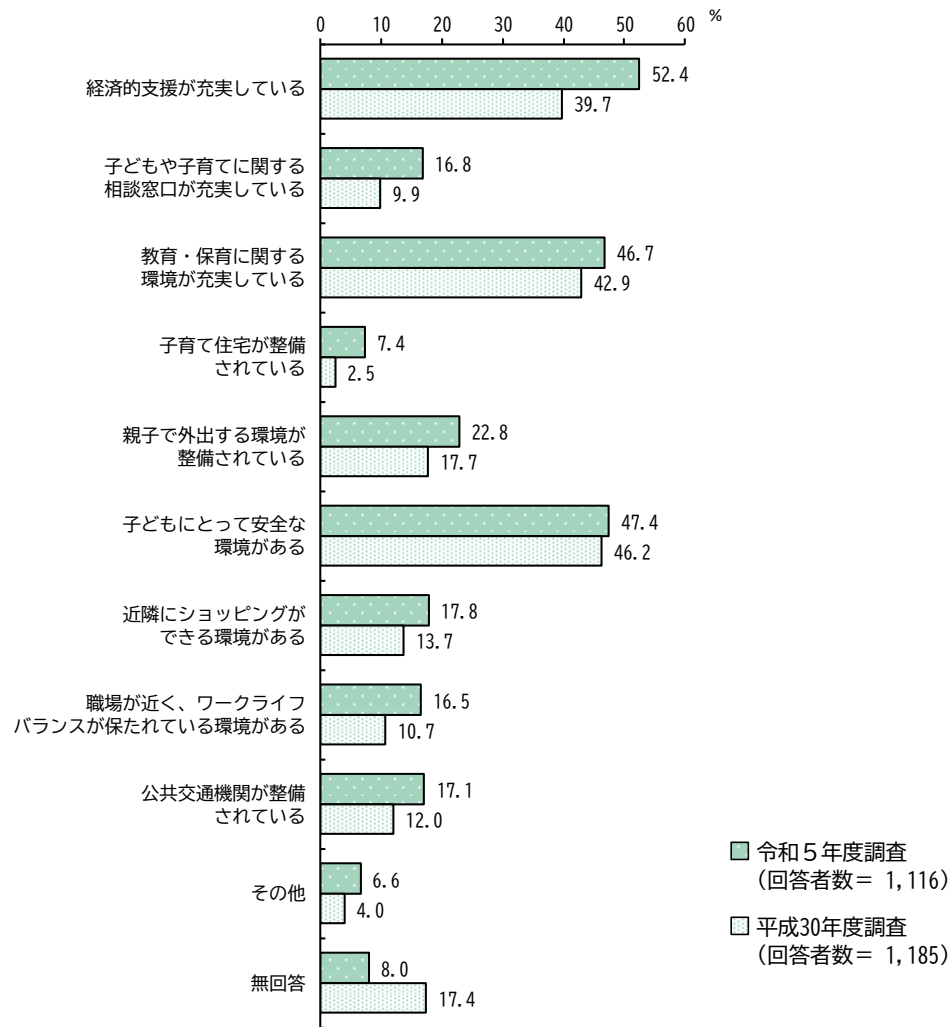


⑪ 子育てしやすいまちだと感じる条件（あてはまるものを3つまで）
（0～5歳児・小学生の保護者）

「0～2歳」「小学生」では「経済的支援が充実している」と答えた人が47.2%、52.4%で最も多く、「3～5歳」では「子どもにとって安全な環境がある」と答えた人が49.2%で最も多くなっています。



【小学生】



(3) 奈良市子どもの権利に関するアンケート調査概要

① 調査目的

「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の基本原理の一つとなっている子どもの権利に関する理解を広めるとともに、子どもの声を聴き取るための制度や施策の検討を行うに当たり、子どもたち自身の状況調査の実施、集計及び分析を行うことを目的とする。

② 調査対象

調査地域：奈良市全域

調査対象：市内在住の小学校1～4年生（6～8歳） 8,300人

市内在住の小学校4～6年生（9～11歳） 8,587人

市内在住の中学生・高校生・勤労青年など（12～17歳） 18,077人

標本数：34,964人

③ 調査方法

Webアンケート

（市のHP、各種関係機関への周知及び市立学校の児童・生徒のタブレット端末への配信）

④ 調査期間

令和5年10月23日（月）～11月10日（金）

⑤ 回答状況

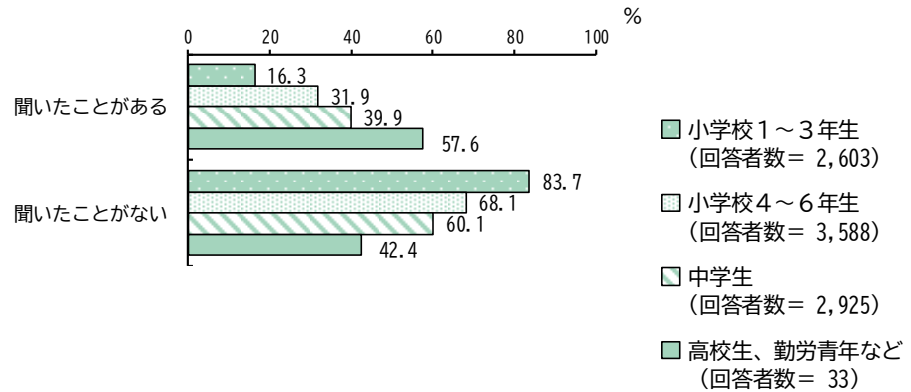
種類	対象者数	回答者数	回答率
小学校1～3年生	8,300人	2,603人	31.4%
小学校4～6年生	8,587人	3,588人	41.8%
中学生・高校生・勤労青年など	18,077人	2,958人	16.4%
合計	34,964人	9,149人	26.2%

(4) 奈良市子どもの権利に関するアンケート調査結果

① 子どもの権利という言葉を知ったことがあるか（単数回答：必須）

子どもの権利に係る認知度は、年齢が大きくなるにつれて増加傾向であるものの、最も認知度が高い高校生、勤労青年などであっても、「聞いたことがある」が57.6%となっています。

【小学校1～3年生、小学校4～6年生、中学生、高校生、勤労青年など】

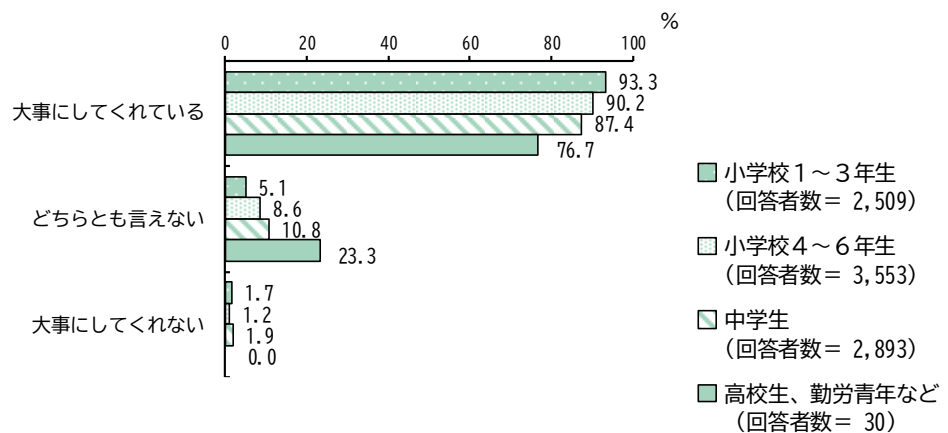


② 保護者が自分の意見を大事にしてくれているかについて（単数回答：任意）

いずれの年代においても「大事にしてくれている」と答えた人が最も多く、76.7～93.3%となっています。次いで「どちらとも言えない」と答えた人が5.1～23.3%となっています。

年代別でみると、年齢が大きくなるにつれて、「大事にしてくれている」と答えた人の割合が減少しています。

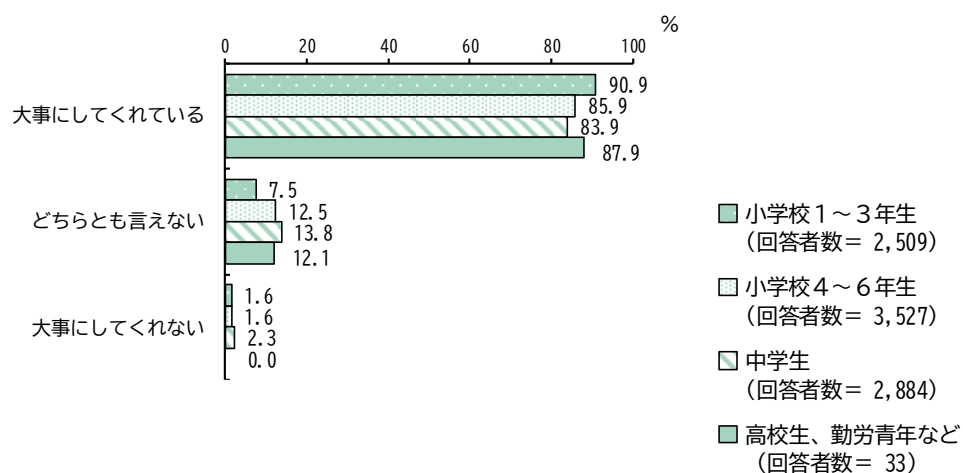
【小学校1～3年生、小学校4～6年生、中学生、高校生、勤労青年など】



③ 先生が自分の意見を大事にしてくれているかについて（単数回答：任意）

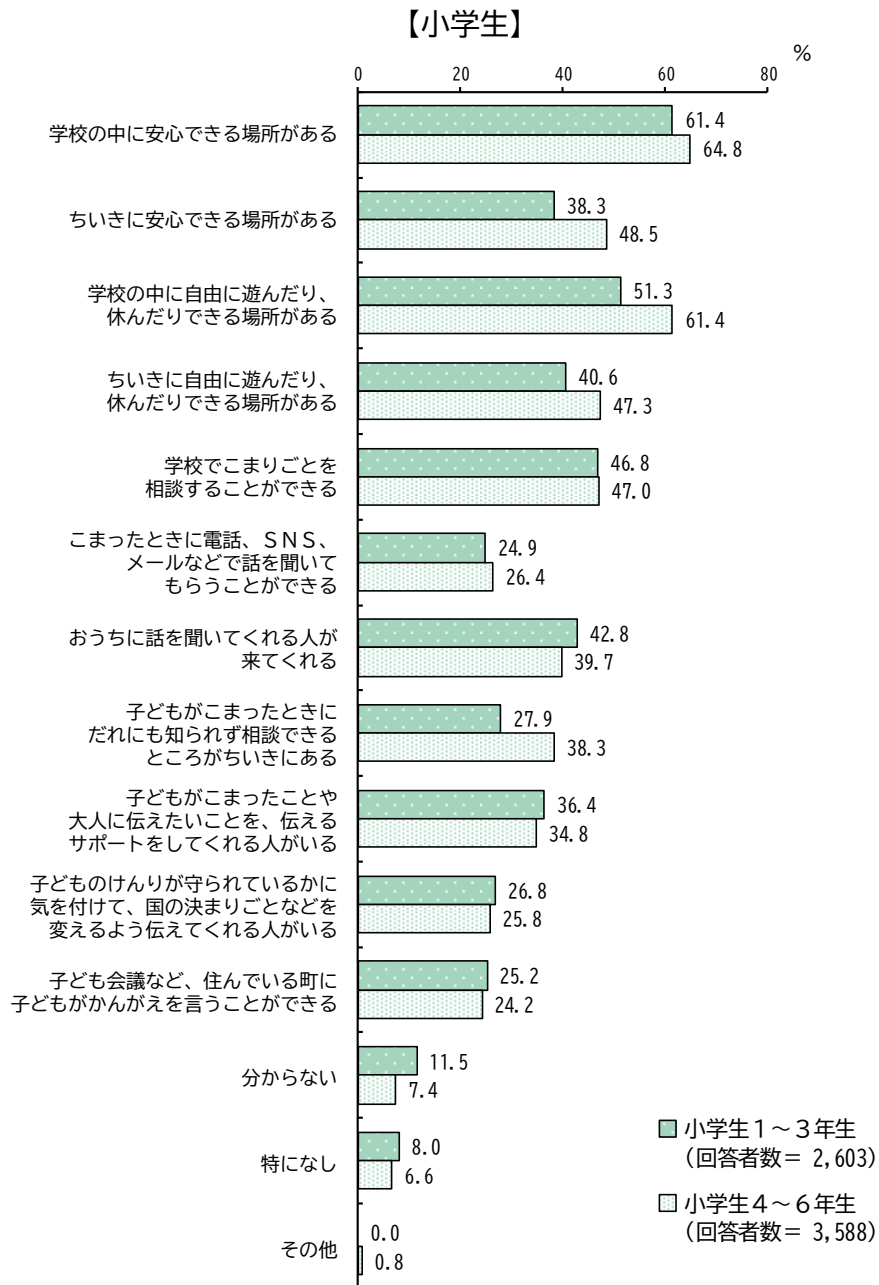
いずれの年代においても「大事にしてくれている」と答えた人が最も多く、83.9～90.9%となっています。次いで「どちらとも言えない」と答えた人が7.5%～13.8%となっています。

【小学校1～3年生、小学校4～6年生、中学生、高校生、勤労青年など】



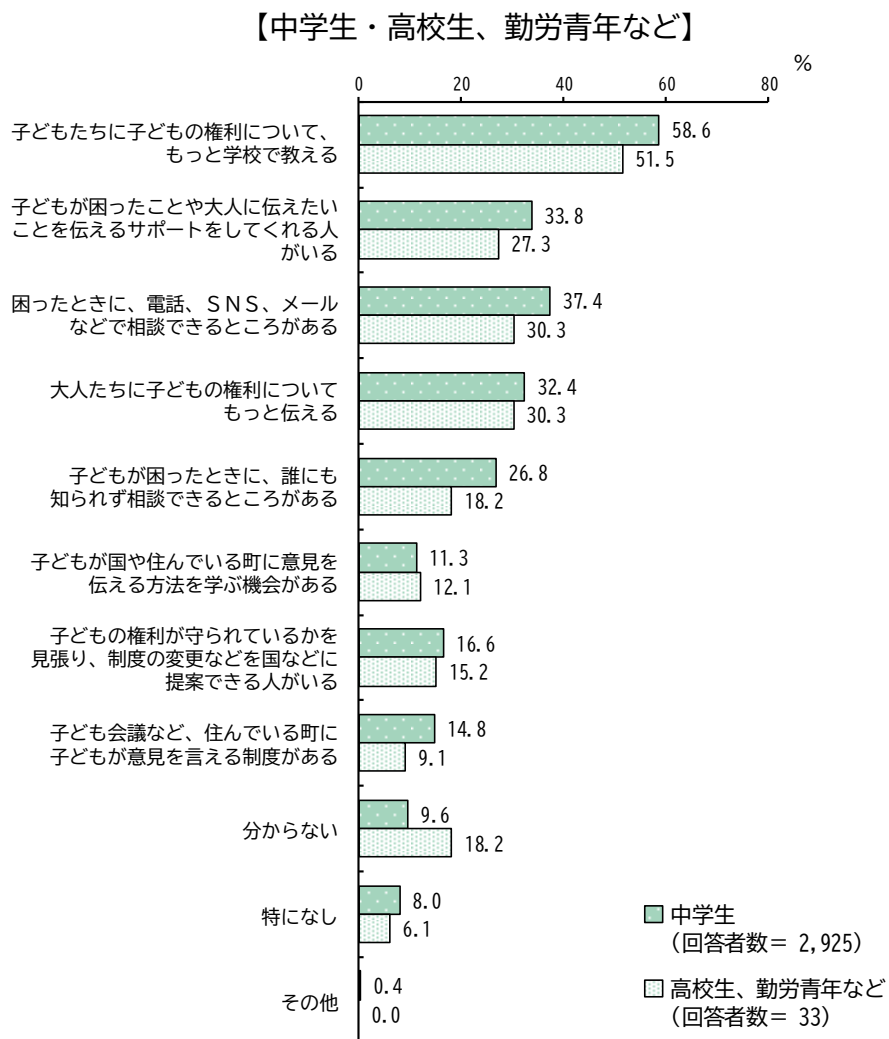
④ 子どもの権利を守るために、あればよいと思う仕組み（複数回答：任意）

小学生は、低学年、高学年ともに「学校の中に安心できる場所がある」と答えた人が6割を超えており、「学校の中に自由に遊んだり、休んだりできる場所がある」も半数以上が回答しています。



中学生は、「子どもたちに子どもの権利について、もっと学校で教える」が58.6%と最も多く、次いで「困ったときに、電話、SNS、メールなどで相談できるところがある」が37.4%となっています。

高校生、勤労青年などは、「子どもたちに子どもの権利について、もっと学校で教える」が51.5%と最も多く、次いで「困ったときに、電話、SNS、メールなどで相談できるところがある」と「大人たちに子どもの権利についてもっと伝える」が30.3%となっています。



3 第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画に基づくこれまでの実績

「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画」では、100を超える具体的な施策により奈良市の子ども・子育て支援に取り組んできました。

基本方針1 子どもがいいきと心豊かに育つまちづくり

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもの心身の健やかな成長と発達を総合的に支援してきました。

また、奈良市子ども会議を開催し、子どもの意見表明や参加を支援するとともに、子どもたちの提案を踏まえた事業を展開しました。

子育てと仕事の両立ができる環境を整備するため、幼保施設の再編等を推進してきました。平成29年度には163人であった待機児童数は、計画期間中の令和4年度には8人まで減少しましたが、再び増加傾向にあることから、今後も引き続き、待機児童の解消や多様な教育・保育ニーズへの対応が必要です。

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

すべての子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健事業及び地域の子育て支援事業の充実と、切れ目ない提供を図るとともに、子育ておうえんサイト「子育て@なら」やSNSを活用した情報発信に努めました。

また、児童虐待対応を含む子育て支援の充実を図り、子どもたちの安心・安全を守ることを目的として、令和4年4月に奈良市子どもセンターを開設し、様々な状況におかれた子どもとその家庭に対して包括的な支援を行うため、関係機関と連携した支援体制の強化を図りました。

基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

子育ておうえん隊（子育て支援アドバイザー）による育児の負担軽減支援や「なら子どもサポートネット」による子どもの安全確保に関する情報提供など地域の防犯力の向上を図り、地域の中で子どもや子育て家庭が安心・安全に暮らすことができる環境づくりに努めました。

また、保護者が仕事と家庭を両立させ、男女がともに協力して家庭内での役割を担えるよう、市民や事業主に対する意識啓発を推進し、職場や地域社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図るなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進しました。

■ その他主な事業の進捗状況

○放課後児童健全育成事業

保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム）内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。延長保育や夏休み等昼食提供事業の実施に加え、新たに入所申請書の様式を集約・簡略化により、保護者の負担軽減を図ったことなどから、入所児童数が令和6年5月1日時点で4,391人に増加しました。

○産後ケア事業

出産病院からの退院後、赤ちゃんのお世話を学び、お母さんの心身の安定を図ることを目的に、利用可能な助産院や病院で宿泊や日帰り、訪問によるケアを提供しています。令和6年1月より利用料の減額を実施し、利用しやすい体制整備を進めています。

○子ども医療費助成

保険診療の自己負担額（入院時の食事療養費は除く）から一部負担金を除いた額を助成することで、子どもの健康の保持及び福祉の増進に努めています。令和5年度より、健康保険に加入している高校卒業までの子どもへ対象を拡大し、令和6年8月には対象となる高校卒業までの全ての医療費助成を現物給付にしました。

○保育料無償化の拡充

子どもを産み育てやすい環境づくりの一環として、多子世帯の経済的な負担の軽減を図るため、令和5年度から、保護者の所得や子どもの年齢等にかかわらず、第2子以降の保育料を無償化しました。

○「こども家庭センター」の設置

令和6年度に、奈良市子どもセンター内に18歳までの子どもがいるご家庭の様々な相談を受け付ける「こども家庭センター」を設置しました。すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談・支援を行う総合窓口として、一般的な子育てに関する相談から養育困難・虐待等の様々な相談まで専門職員が対応しています。

● 令和6年度奈良市子ども会議の主な意見

開催初年度から10回目を迎える令和6年度奈良市子ども会議では、「子どもにやさしいまち」をテーマに子どもたちみんなで話し合い、ファシリテーターの司会のもとに「子どもにやさしいまち」に必要な要素や自分たちができること、行政ができること等について、自由に自分の意見を発言し、議論が行われました。

話し合いの中では、様々な意見が交わされ、以下のような意見が提案されました。

- ① 相談できる場所について
 - ・ 電話相談を24時間体制で受け付けているところを増やしてほしい。
 - ・ 気軽に相談できる場所をもっと増やしてほしい。
 - ・ 子どもによる子どものための相談室を作してほしい。
- ② 環境整備について
 - ・ 地域の公園の遊具の点検頻度を増やして子どもが安心安全に遊べるようにしてほしい。
 - ・ ユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進し、誰でも利用しやすい公共空間を増やしてほしい。
 - ・ 街灯やガードレールを増やして、事故やけがを減らせる道にしてほしい。
- ③ 地域交流について
 - ・ 地域のお祭りを定期的に行って、地域の人との交流の場を増やしてほしい。
 - ・ 公民館を、避難所だけでなく地域のイベントも含めて市民が集いやすい場所にしてほしい。
- ④ 防災・防犯について
 - ・ 街灯や防犯カメラを増やして防犯対策をしてほしい。
 - ・ 地域での避難訓練を増やしてほしい。
 - ・ 防犯ブザーを配布して子どもの安全が守られるようにしてほしい。
- ⑤ その他
 - ・ 地域の特産品を使った講習会を開き、文化を受け継いでいくまちづくりをしてほしい。
 - ・ 外国人観光客向けの外国語看板を増やし、ルールやマナーをきちんと守れるようにしてほしい。
 - ・ 学校前や駅前などに子ども用の掲示板を作してほしい。
 - ・ 中高生が体を動かしたり、夜まで話せたりする場所を作してほしい。

第 3 章

計画の基本理念・基本方針

1 計画の基本理念

奈良市第5次総合計画に掲げる本市の将来像である『わたし』からはじめる『わたしたち』のまち 奈良」を実現するために、子育てに係るまちづくりの方向性として「誰もが子育てに関わり多様な生き方を認めあうまち」と定め、子どもをまちの未来そのものと捉え、地域の誰もが子育てに関わり、育つ人も育てる人もその人らしく生きられるまちを目指しています。

子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とし、子どもが権利をもつ主体であるという認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、「こども大綱」でも、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指していることから、本計画では、「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画」の理念を引き継ぐとともに、「こども大綱」の理念と本市の目指す将来像の実現に向けて、「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望をもって成長することができるまち なら」を基本理念として掲げます。

【 基 本 理 念 】

すべての子どもが今を幸せに生き、
夢と希望をもって成長することが
できるまち なら

2 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、4つの基本方針を掲げ、計画を推進します。

(1) 「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり

「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」で規定しているとおり、本市では「子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長することのできるまち」を目指すため、子どもが権利の主体として尊重される取組を推進するとともに、子どもの居場所や体験活動の機会の充実を図ります。

また、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境の整備を進め、安心して生活できる環境づくりを目指します。さらに、妊娠から出産、子育てに至るまでの切れ目のない支援を図り、健やかな成長を促すための相談体制や情報提供、そして小児医療体制の充実を図ります。

(2) 切れ目ない育ちを支えるまちづくり

子ども・若者への切れ目のない支援を充実するため、人格形成の基礎を培う重要な乳幼児期の教育・保育等について質の高い提供体制を確保するとともに、豊かな人間性と生きる力を育むための学校教育を充実させ、心身の健やかな成長を促進する取組を推進します。次代を担う若者に対しては、個人の希望に応じた主体的な選択により、将来の自己実現ができるよう包括的な支援を推進します。

(3) 様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり

困難な状況に置かれている子どもや子育て家庭等が安心して生活でき、成長と自立に向けた意欲の向上を支援するため、生活困窮家庭への教育支援や生活支援の充実、子どもの生活を支援する関係機関との連携を強化します。

また、奈良市子どもセンターを中心とした児童虐待の防止や社会的養護を推進するとともに、ヤングケアラーやひとり親家庭、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもや子育て家庭への支援を充実します。

(4) 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり

少子高齢化・核家族化などにより、家庭のもつ機能が低下傾向にある中で、身近な地域の人たちや関係者など、多様な主体が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが大切であることから、地域の子育て支援を充実させるために、子育て中の親子が安心して過ごせる居場所を提供し、様々な子育て支援サービスを整備するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

さらに、地域全体で子どもを育てる環境を整えるために、地域の子育て支援活動や子どもの見守り活動を推進するとともに、仕事と子育ての両立を支援するために、固定的性別役割分担意識等を前提とした考え方や働き方を見直すことで男女共同の子育てを促進し、子どもを大切にする社会的な意識づくりを推進します。

3 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本方針 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向性 〕

「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って
成長することができまちはなら」

1 「子どもまんなか社会」の
実現に向けたまちづくり

(1) 子どもにとって
大切な権利の保障

①子どもが権利の主体として尊重
される取組の推進

(2) 子どもの居場所
づくりの充実

①子どもの居場所や体験活動の充実

(3) 子どもと子育て家
庭にやさしい生活
環境づくりの推進

①安心して生活できる環境づくりの
推進

(4) 子どもと子育て家
庭の健康の確保

①妊娠から出産、子育てまでの
切れ目のない支援の充実
②健やかな成長発達を促すための
相談体制・情報提供の充実
③妊娠、出産、子育て期の医療体制
等の充実

2 切れ目ない育ち
を支えるまちづくり

(1) 乳幼児期の教育
・保育等の充実

①乳幼児期の教育・保育等の提供
体制の確保
②質の高い教育・保育の一体的提供
と内容の充実

(2) 学齢期の教育
・育成施策の充実

①豊かな人間性と生きる力を育む
学校教育の充実
②心身の健やかな成長のための
取組の充実

(3) 次代を担う若者の
支援の充実

①若者への包括的な支援の推進
②ライフコースの形成支援の充実

3 様々な状況にある子
どもや子育て家庭を
支えるまちづくり

(1) 子どもの貧困対策
の推進

①生活困窮家庭等への教育支援の
充実
②生活困窮家庭等への生活支援の
充実
③子どもの生活を支援する関係機関
と連携した支援

(2) 特別な配慮が必要
な子どもと子育て
家庭への支援の
充実

①児童虐待の防止対策と社会的養護
の推進及びヤングケアラーへの
支援
②ひとり親家庭への支援の充実
③障害のある子ども等への支援と
子育て家庭への支援の充実

4 地域全体で子育て家庭を
見守るまちづくり

(1) 地域の子育て支援
の充実

①子育て中の親子の居場所づくりの
推進
②多様な子育て支援サービスの充実

(2) 子育てに関する
情報提供の推進と
経済的な支援の
充実

①子育てに関する情報提供体制の
充実
②子育て家庭への経済的な支援の
充実
③気軽に相談できる支援体制の充実

(3) 地域ぐるみで
子どもを育てる
環境づくりの推進

①地域における子育て支援活動の
充実
②地域における子どもの見守り活動
の推進

(4) 仕事と子育ての
両立支援の推進

①男女共同の子育ての推進と子ども
を大切にする社会的な機運の醸成

第4章

奈良市の子ども・子育て支援の これからの取組

基本方針1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた まちづくり

(1) 子どもにとって大切な権利の保障

【 現状・課題 】

一人一人の子どもの権利が尊重され、将来に夢をもって育つことができるまちづくりは、これからの奈良市の未来を築いていくための重要な課題です。

そのため、子どもたちの様々な問題、例えば、貧困やいじめ、虐待、あるいは障害のある子どもや外国籍、多様な文化的背景など、子どもたちを取り巻く状況が変化していく中で、子どもにとってよりよい地域づくり、環境づくりを目指して、すべての子どもや大人が子どもの権利について認識を深めることが必要です。

また、子どもの意見表明・参加は、子どもの自己肯定感や豊かな表現力を育むとともに、家庭、学校、社会の構成員として役割を果たしていくためにも重要な意味を持っています。そのため、様々な場において、子どもの意見表明の機会が確保され、年齢や発達の程度に応じてその意見が尊重されることが大切です。

さらに、児童虐待により子どもの人権が侵害される様々な事態も生じており、子どもの人権擁護を図るための施策を強化する必要があります。

今後も、子どもの権利の意識の醸成に向けた啓発や、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう、子どもに関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していくことが必要です。

【 施策の方向性 】

① 子どもが権利の主体として尊重される取組の推進

全ての子どもや子育て当事者、教職員等子どもの健やかな育ちを支援する大人などに対して、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例やこども基本法の内容について理解を深めるための情報発信や啓発を行います。また、子どもの意見表明・参加の場として「奈良市子ども会議」を毎年開催するとともに、子どもや若者を対象とした施策や計画の策定・実施などにあたっては、様々な手法で意見聴取する機会の充実に努めていきます。

これらの取組を通して、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもが家族、学校、社会生活に関わり、自立するための知識と経験を得られるよう、子どもの今とこれからにとって最善の利益を図っていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
奈良市子ども会議の開催	子どもの意見表明や参加を支援するための取組として、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。
権利擁護事業	子どもの権利を尊重したまちづくりを推進するため、子どもの権利に関する理解を深めるための広報・啓発や、既存の事業や相談窓口等の充実を図るための研修・情報共有に努めます。
子ども権利擁護推進事業	一時保護もしくは一時保護委託または里親等への委託もしくは施設入所となった子どものもとを、意見表明支援員が訪問し、子どもが自らの意見や意向を表明する支援をしています。意見表明を支援することで、子どもの権利擁護の推進を図っています。
人権教育の推進	教職員の人権意識の高揚や人権教育の実践的な指導力を養うため、指導方法の工夫改善に資する教職員研修等を充実させることで、児童生徒に対する人権教育の更なる推進を図ります。

コラム 子どもにやさしいまちづくり

● 奈良市子ども会議

奈良市子ども会議は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもたち自身が話し合いを行い、話し合った意見を市長に提出する場として、平成 27 年度から毎年開催しています。

参加者は子どもだけなので、普段なかなか言えないことや思っていることを伝えることができます。また、友達の意見も聞いたりしながら、「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、毎年子どもならではのアイディアや意見が提言されています。

これからも、子どもにとって大切な権利を保障し、最善の利益を図るために、子どもたちの意見表明や参加の気持ちを支援する取組を進めていきます。

実施年度	テーマ
令和2年度	コロナ禍での奈良市の「新しいおもてなし」とは？
令和3年度	みんなどうしてる？with コロナの過ごし方
令和4年度	笑顔があふれるあそび場をつくろう！
令和5年度	子どもの権利、クリーンセンター…など 市の施策5種類
令和6年度	子どもにやさしいまち



● 国内初！ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり」実践自治体に承認

奈良市は、ユニセフ（国連児童基金）が 1996 年から世界各国で取り組む「子どもにやさしいまちづくり事業※」で、国内初の実践自治体に認められました。

これは、本市のこれまでの取組が日本ユニセフ協会の推奨する「子どもにやさしいまちづくり」を実践している自治体であると承認されたもので、「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）実践自治体覚書」を締結しました。



※子どもの権利条約に明記されている子どもの権利を実現することに市町村が積極的に取り組むユニセフが提唱する世界的な活動です。

(2) 子どもの居場所づくりの充実

【 現状・課題 】

本市では、子どもの居場所づくりとして、安全で安心できる環境や、自然との触れ合いや遊び等様々な体験、子ども同士の交流を行う場の充実を図ることで、子どもが自身の体験を通して成長する機会を提供しています。

子育てに関するニーズ調査では、子どもの放課後の過ごし方については、「自宅」や「習いごとや塾」に加え、共働き家庭が増加していることから、放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）を希望する保護者も多くなっています。そのため、子どもの安全や安心を確保しつつ、保護者が望む就労形態で働けるよう、放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）を充実させるとともに、それ以外の地域の子どもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

また、子ども同士が交流できる場の希望としては、「子ども同士で自主的な活動などができる場」や「音楽やスポーツなど子どもの興味があることができる場」、「勉強をしたり教えてもらったりできる場」などの回答割合が高く、さらに、子ども会議等において、子ども当事者からも同様の意見が多く寄せられています。

自身の居場所を多く持つ子どもは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識について高まる傾向にあることから、それぞれに適時適切な居場所を持てるよう、子どもの声を聴きながら多様な居場所づくりや体験機会の提供に努める必要があります。

【 施策の方向性 】

① 子どもの居場所や体験活動の充実

子どもの自立性や社会性を育み、豊かな成長を支援するために、放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）、児童館等の子どもの居場所となる施設の環境改善（空調・遊具・園庭・トイレ等の改修）を行い、身近なところで子どもが安全で安心して気軽に集まれる居場所づくりを進めます。

また、子どもが、多世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参加等を通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるように支援します。

○ 主な取組

事業名	事業概要
放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）	保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。
放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ・文化活動や交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。

事業名	事業概要
教育センター学習事業	教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。
青少年野外体験施設の運営管理	自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。
児童館事業の充実	児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点としての事業を行い、より開かれた児童館をめざします。また、安全面を第一に、施設の老朽化具合などにより優先順位をつけて、計画的に整備を進めます。
スポーツ体験フェスティバルの開催	「スポーツの日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。
スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。
子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。
アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設します。また、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、関係機関と連携して支援を行います。
おはなし会の実施	乳幼児向けふれあいおはなし会及び子ども向けおはなし会を実施することで、子どもが本と触れ合い、読書に親しむ機会を設けます。
子育て支援図書郵送貸出サービス	6歳以下の未就学児に対し、無料で図書郵送貸出サービスをおこない、育児で外出することが困難な場合でも、非来館で図書に触れてもらう機会を増やします。

コラム 地域における子どもの居場所

■放課後子ども教室関連図



● 放課後子ども教室

平成 24 年度から市内の全ての小学校区で「放課後子ども教室」を実施し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進しています。

各小学校を拠点とし、放課後等に小学校の空き教室や体育館、校庭、近隣の公民館等の施設を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行います。

奈良市内に在住、または奈良市内の小学校に通学する全ての小学生が参加できます。公立、国立、私立の学校種別等の制限はありません。

また、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、「放課後子ども教室」と「放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）」の連携を進めています。



お菓子づくり



ボール遊び

● スポーツ少年団

「スポーツ少年団」は、子どもたちがスポーツを楽しむだけでなく、学習活動、野外活動、レクリエーション活動、社会活動、文化活動などを通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりのこころを学ぶ活動です。

奈良市においても、スポーツ等を通じて少年の心身を鍛錬し、明るく豊かな市民生活の形成に寄与するために、奈良市スポーツ少年団を育成することを目的とした奈良市スポーツ少年団本部が運営されています。

現在、当本部には、軟式野球、剣道、サッカー、少林寺拳法、バスケットボール（ミニバスケットボール）、バドミントン、バレーボール、ホッケーなど全 54 チームが加盟しています。（令和 7 年 3 月現在）

各競技のスポーツ少年団は、団員である子どもたちに加え、地域の様々な方々がリーダーや指導者、役員・スタッフとしてともに参画しながら、子ども・若者の健やかな成長の支援活動を行っています。



(3) 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

【 現状・課題 】

本市では、誰もが安全・安心にそして快適に暮らせるまちづくりをめざして、通学路や公園等の施設整備など子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを進めています。

子育てに関するニーズ調査では、「子どもにやさしいまち」だと感じる条件について、「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」、「安心して子育てできる環境がある」の割合が高くなっています。

また、「子育てしやすいまち」と感じる条件は「子どもにとって安全な環境がある」の割合が高くなっており、さらに、子ども会議等において、子ども当事者の意見としても、道路や公園等について安全な生活環境を望む声が多くあります。

今後も、子どもや子育て家庭が「子どもにやさしいまち」「子育てしやすいまち」と感じられるよう、子どもが、安全・安心に生活し、のびのびと遊ぶことができる環境づくりを推進します。

【 施策の方向性 】

① 安心して生活できる環境づくりの推進

子どもや子育て世帯が安全・安心で快適に生活を送るために通学路等の整備や公園施設（遊具等）の充実を図り、居住・外出しやすい環境等の整備を進めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
通学路整備事業	通学路の安全を確保するため、「奈良市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携し合同点検を実施し、安全対策を実施します。
公園管理運営	身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。
公園整備事業	都市公園の経年劣化による遊具等の公園施設の更新を行います。
キッズ・ゾーン整備事業	「キッズ・ゾーンの設定に関する基準」に基づき、市内の保育所等周辺において、キッズ・ゾーンを設定し、周知のため路面標示を行います。

(4) 子どもと子育て家庭の健康の確保

【 現状・課題 】

少子化や核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭が増加しています。

そのため、本市では、母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行っています。

これまで、子どもの健やかな成長発達を支援するため、身近なところでの相談や保護者同士が交流できる場を充実させるとともに、健康に関する情報発信を図りました。

また、関係機関と連携を図り小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障害の早期発見、早期治療・療育につなげる取組を進めてきました。

子育てに関するニーズ調査では、子育てに関して日常悩んでいることについて、「0～2歳」「3～5歳」の保護者ともに「病気や発育・発達に関すること」が約4割半ばを超えて最も多くなっていることから、子育て当事者の不安解消するためライフステージに応じた切れ目のない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化とともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める必要があります。

さらに、子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実に図ることが必要です。

【 施策の方向性 】

① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。

また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
不妊治療等助成事業	不妊治療を行っている夫婦に対して、経済的な負担の軽減を行うとともに、少子化対策の推進を図るため、不妊治療等に要する費用を助成します。
母子健康手帳の交付	医療機関で妊娠判定を受け、妊娠届けを出されたら母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠出産の経過、お子さんの乳幼児健診、予防接種の記録等大切な成長記録となります。また、妊娠期からの健康づくりに関する情報を提供します。

事業名	事業概要
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。
親子健康教室	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ります。あわせて、安心して育児に挑めるように、保護者同士の仲間づくりを促し、地域での孤立予防を図ります。
産婦健康診査事業	産後うつや新生児への虐待予防等を行うため、産婦健康診査の公費負担を実施します。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。
産後ケア事業	生後1歳未満の乳児及びその母親を対象に、市内登録産科医療機関において産後ショートステイ（宿泊型）、産後デイケア（日帰り型）、産後アウトリーチ（訪問型）により、安心して子育てができるよう助産師等がケアのサービスを提供します。
1か月児健康診査	生後間もない赤ちゃんの健康保持及び増進を図ることを目的として、発育・栄養状態の確認、先天的な病気の有無・早期発見、予防接種の時期や種類の確認等を目的として行う1か月児健康診査を受診しやすくするため、費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。
4か月児健康診査 （乳児一般健康診査）	生後4か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。また、4か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。
10か月児健康診査 （乳児一般健康診査）	生後10か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。
1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科健診	1歳7か月児に対して健康診査を行い、疾病・障害・発達の遅れ等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。
3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科健診	身体の発育および精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して健康診査を行い、運動機能・視聴覚発達などの障害や疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、障害等の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。

事業名	事業概要
フッ化物塗布事業	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、2歳0か月児の希望者に実施します。歯科健診と歯みがき指導も併せて実施します。
乳幼児予防接種事業	子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。 <個別接種> ・ヒブ感染症(生後2か月～5歳未満) ・小児肺炎球菌感染症(生後2か月～5歳未満) ・BCG(1歳未満) ・5種混合(生後2か月～7歳6か月未満) ・4種混合(生後2か月～7歳6か月未満) ・三種混合(生後2か月～7歳6か月未満) ・二種混合(11歳～13歳未満) ・不活化ポリオ(生後2か月～7歳6か月未満) ・MR(麻しん・風しん) - 第1期(1歳～2歳未満) - 第2期(年長児) ・水痘(1歳～3歳未満) ・日本脳炎 - 第1期(生後6か月～7歳6か月未満) - 第2期(9歳～13歳未満) ・ヒトパピローマウイルス感染症(小学6年生～高校1年生相当の女子) ・B型肝炎(1歳未満) ・ロタウイルス感染症(ロタリックス：出生6週0日後から出生20週0日後まで ロタテック：出生6週0日後から出生32週0日後まで)

② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、身近なところでの相談支援体制を確保する等、子どもの健やかな成育の推進を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
妊産婦・乳幼児健康相談事業	安心して妊娠・出産・育児が行えるよう、保健師、助産師等が健康相談を実施します。地域の関係機関と協力しながら、妊娠期から切れ目のない支援を行っていきます。
発達支援	主に1歳7か月児健診後の精神発達の指導が必要な幼児の発達検査を通じて、子どもの発達や発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図り、必要に応じて医療や療育に繋げ、発達を支援します。

③ 妊娠、出産、子育て期の医療体制等の充実

休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、関係機関と連携をとり、小児医療体制の充実を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	子どもの急病に対応するため、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。
妊娠・出産の安全確保	奈良県及び県内の各医療機関と連携し、救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ります。

基本方針２ 切れ目ない育ちを支えるまちづくり

（１）乳幼児期の教育・保育等の充実

【 現状・課題 】

本市では、多様化する保育ニーズに対応するため、教育・保育の一体的提供や、一時預かり保育事業等によるきめ細かなサービスをより一層充実させる取組を推進しています。

これまで、認定こども園、幼稚園及び保育所における教育・保育の場で、様々な経験を通して発達に応じた子どもの育ちを保障していくため、質の高い就学前教育・保育の充実、職員の資質向上を図ってきました。

子育てに関するニーズ調査では、母親の現在の就労状況は、「就労している（育休等含む）」が約７割と最も高くなっています。また、就労していない人であっても、就労意向のある人が約７割であることから、保育のニーズが今後も高まっていくことが考えられます。

このほかにも、土曜日や日曜日・祝日等の休日や、長期休暇時、子どもの病気やケガなどの時に対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

さらに、地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、こ幼保小の関係者が連携し、円滑な接続を図るとともに、保育士等の研修等を通じて、人材の資質向上を図ることが求められます。

今後は、少子化や、就労形態・就労時間の変化、多様化する保護者のニーズ等、教育・保育の量的ニーズの長期的な見通しと、質的ニーズの変化を踏まえて、対応していくことが必要となります。

【 施策の方向性 】

① 乳幼児期の教育・保育等の提供体制の確保

多様化する教育・保育ニーズに対応するため、その需要と就学前人口の将来推計を勘案した施設整備や環境改善（空調・遊具・園庭・トイレ等の改修）、各種事業のきめ細かなサービスを行い、保護者の就労に関わらず、一層充実した教育・保育等の提供を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を実施し、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化します。
教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。

事業名	事業概要
市立幼保施設の再編	「奈良市幼保再編計画」に基づき、民間活力を最大限に活用（いわゆる民間移管）することを中心に、市立幼稚園・市立保育所・市立こども園の再編の取組を進め、就学前児童のよりよい教育・保育環境の整備を図ります。
幼稚園等の一時預かり事業	幼稚園や認定こども園の通常教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。
保育所等の延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。
休日保育事業	保育所等において、日曜・祝日などに就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを預かり保育します。
夜間保育事業	保育所において、夜間に就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを保育します。

② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

教育・保育施設間等での交流や研修を実施し、資質の向上等を図るとともに、アレルギーや医療的ケア等に配慮することにより、子どもの心身ともに健康で自分らしい成長を支援し、就学前教育・保育の充実を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
こども園、幼稚園及び保育所等職員研修の推進	子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。
こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	園における教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、連携を推進します。
特別な支援を要する園児への支援体制の充実	特別な支援を要する園児に対して必要な支援を適切に提供するとともに、ネットワーク体制を活かした連携の中で、特別支援教育及び支援体制の充実を図ります。
こども園、幼稚園及び保育所における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を目指し、各園において、年齢に応じた食育に取り組むとともに、食育だより等を通じた保護者への啓発を行うことにより、子どもたちの心身の健全育成を図ります。
こども園及び保育所における安全な給食の提供	徹底した衛生管理のもと、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーに配慮した安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。
民間保育所等運営費補助金	運営費補助金の交付により、保育サービスの内容の充実を図り、多様化する保育ニーズに応えることで、子育てと仕事の両立支援をめざします。
保育所等のサービス評価の実施	保育所等に第三者評価及び保護者アンケートによる評価を導入し、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を保護者や子どもの視点から見直し改善します。

事業名	事業概要
私立幼稚園運営費補助金	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。

(2) 学齢期の教育・育成施策の充実

【 現状・課題 】

グローバル化や情報通信技術の進展などにより子どもを取り巻く学びの環境が多様化する一方で、地域のつながりの希薄化や少子化の進展、生活環境の変化等により、子ども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しています。行政・関係団体・学校・地域等が連携して、子どもの自主性・社会性・創造性を育てていく必要があります。

本市では、子どもたちに基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を身につけさせるため、教育・育成の体制の一層の充実を図っています。

子育てに関するニーズ調査では、「小学生」の保護者は、子育てに関して日常悩んでいること、または気になることについて、「子どもの教育に関すること」が46.8%で最も多く、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が28.8%と続いています。

子どもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、子どもにとって大切な居場所の一つです。子どもの健全な育成を進めるためには、一人一人の子どもの可能性を伸ばしながら、自己肯定感を醸成するとともに、規範意識や思いやりの心を育てるため、道德教育や情報モラル教育の取組が重要です。さらに、子どもの健康の保持増進のために、様々な相談支援体制を整えることが必要です。

【 施策の方向性 】

① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

成長過程にある子どもが、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、探究的な学びを生涯にわたって主体的に続ける力を身に付け、多様な価値観を理解し、思いやりの心を養えるように、家庭・学校・地域及び関係機関が連携して支援します。

○ 主な取組

事業名	事業概要
地域で決める学校予算事業	中学校区を単位として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちを育てる体制をつくり、子どもたちの教育活動の充実を図ります。
学校DXの推進	子どもたちが活動する場面でICTを基盤とした活動を進められるよう教職員への支援や研修等を行います。

事業名	事業概要
地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進（学校の自己評価）	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。
学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の運用	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会で、学校運営及び運営に必要な支援に関して協議を行うことにより、地域の意見を学校運営に反映させ、地域とともにある学校づくりを実現するとともに、学校運営の一層の改善を図ります。
教職員研修の推進	奈良市教育センターを拠点とした研修と教職員一人一人の指導力に応じた研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。
日本語指導が必要な外国人の児童生徒への支援	「帰国・外国人児童生徒及び外国にルーツをもつ児童生徒」に対する日本語指導の取組を進めています。

② 心身の健やかな成長のための取組の充実

子どもが、自らの発達程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けることができるよう、関係機関と連携を図りながら、様々な教育や普及啓発・相談支援を進めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
教育相談業務の充実	教育センターに教育相談総合窓口を設け、不登校などの相談にはカウンセラーを、特別支援に関わる相談には教育発達支援相談員を配置、各校においてスクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。
特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進のため、専門の相談員及び検査員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。また、特別支援学級・通級指導教室など、地域の学校において特別な支援を必要とする児童生徒の学びの場の充実に向けて、訪問支援・研修・資料提供などの学校支援を進めます。
すこやかテレフォン事業	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を「奈良いのちの電話協会」に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。
エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がとれるよう、学校、NPO団体等関係機関と協力しながら、特に性行動が活発化する若年層を中心に啓発事業を推進します。また、感染不安のある方への相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識づけを行います。
20歳未満の者の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るため、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓発を行います。
思春期保健対策（性）	性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行えるように相談支援を適切に提供するとともに、啓発にむけて連携体制の充実を図ります。

事業名	事業概要
いじめ等に関する相談	「いじめ」をはじめとする様々な問題で悩むことなく、安心して学校生活を送ることができるよう、電話相談、メール相談、SNS相談を行っています。
スクールソーシャルワーカー	市立学校へスクールソーシャルワーカーの活用についてガイドラインとともに周知し、各校の実情に応じた児童生徒の困り感に寄り添い、教職員とともに対応する。
不登校支援事業	教育センターでは、学習活動を中心とした支援を行う「教育支援センターHOP」や、体験活動を中心とした支援を行う「公設フリースクールHOP青山」(R3年11月開設)、「公設フリースクールHOPあやめ池」(R5年4月開設)、そして校内フリースクール(R6年度に中学校4校)を通して、不登校児童生徒一人一人の状態や課題に応じたきめ細かな対応と、学校や家庭と連携した支援を行っています。関係機関や民間団体との連携した支援も重要となることから、それらもふまえた取組を進めています。

(3) 次代を担う若者の支援の充実

【現状・課題】

本市では、若者の自立支援を行うため、義務教育終了後から39歳までの若者とその家族等からの相談を受け付けているほか、若者が理想の将来像を描くために必要となる多様な経験を積むことができる機会の提供を図っています。

しかしながら、若年無業者（ニート）やひきこもりなどの社会的な自立を巡る課題が複雑化し、かつ結婚・子育てを希望するも叶わない人や早期離職する人が増加傾向にあるなど、若者に関する課題は深刻化しています。

そのため、次代を担う若者に対して、様々な媒体を用いた情報発信を行うとともに、ひきこもりの状態、または進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることが必要です。

また、若者が進学・就職・結婚といった各段階において、主体的にライフコースを選択することができるためには、様々な仕事やロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場などを経験することで、若者が自身の理想のライフデザインを描けるよう意識啓発し、発達段階やライフステージごとで必要となる情報の提供に努める必要があります。

【施策の方向性】

① 若者への包括的な支援の推進

ひきこもり、不登校など、社会生活を営む上で困難を有する若者に対し、社会参加や就労に向けた支援を行います。

また、若い世代が夢や希望にあふれた将来を設計し、職業選択の可能性を広げるとともに、自己の能力や適性を発揮できるよう、地域全体での支援に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
若者サポートセンター 「Restart なら（リスなら）」	若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の後、進学や就労をしていない若者やその家族等を対象に、キャリアコンサルタントや支援団体の相談員が学び直しや就労などの相談に応じています。支援にあたっては、分野横断的な支援や、関係機関が連携しそれぞれの専門性を生かしたきめ細かな支援を目指しています。令和2年度からは福祉、教育、保健・医療などの各分野の関係機関による「奈良市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、必要な支援をコーディネートする役割を担うとともに、その多様なネットワークを活用し、包括的な支援に繋がるように努めています。
中学生・高校生等海外夢応援プロジェクト補助金事業	将来の夢を叶えるために海外で探究学習をすることにより、学生時代により多様な経験と、自ら考え行動できるような体験をすることでグローバルな視点で物事を考える能力を備えながら、自らの力で未来を切り開くチャレンジ精神を養うことを目的とし、それに伴う海外での活動に要する経費の一部を補助します。
高校生観光特派員事業	奈良市の伝統行事やイベントの取材、日々の自主活動などを通して、「奈良の良いところ」を学生目線で発見していただき、SNSで情報発信し、奈良ファンを増やすことを目的としています。これからの奈良の未来を担う世代が奈良市の観光について情報発信をしていくことで、同世代の若い人たちにも奈良市の観光資源や事業に興味関心を持ってもらい、観光資源の保全に対する意識の向上だけでなく、伝統文化や観光産業の保護、発展を目指しています。
学生向け創業機運醸成事業	何かを始めたいと考える起業予備軍の学生（主に大学生）を対象に、市内における「しごと」の多様な選択肢を提示し、起業を働き方の1つとして考える機会を創出するためのプログラムを実施します。奈良での就職や何かに挑戦する意識を高め、将来的には市内での就職や起業に繋がることを目指します。
地域に飛び出す学生支援事業	奈良市内で地域活性化や地域課題解決のための活動を行う学生団体に対し、活動費の補助を行い、若者が地域住民や団体、地元企業など様々な主体と繋がり交流することで、地域への愛着の醸成等の促進を目指します。
NARA ARTS BRIDGE for Youth	高校生から25歳までの青少年が、韓国の済州や中国の寧波へ海外渡航するプログラムと、奈良で交流を行う国内での日中韓交流プログラム等を行い、国際文化交流を実施しています。
奈良市アートプロジェクト古都祝奈良	公募で募集した中学生・高校生が、プロの演劇人の指導のもと、創作から舞台公演までの活動を通じ、表現する喜びを体感する青少年演劇のプログラムを実施しています。

② ライフコースの形成支援の充実

若い世代が、個人の自由な選択を尊重しながら、出会い、結婚、妊娠・出産の希望に応じたライフコースが形成できるよう、正しい知識の普及・啓発などの多様な機会の提供に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
大学生向けライフキャリア講座	将来の進路や職業選択を考える大学生に対して、結婚や家族、仕事について考え、自らのライフデザインを設計してもらうための講座を大学の授業内で開催します。
出会い・結婚支援事業	多様な価値観を尊重しつつ、結婚を希望する人がその望みを叶えることができるよう、様々な出会いと婚活の支援を検討・実施することで、結婚に向けた機運醸成を図ります。

コラム Restart ならの取組

奈良市では様々な困難を抱える子ども・若者を支援する窓口として奈良市若者サポートセンター「Restart なら（リスなら）」を設置しています。子ども・若者総合相談窓口として、「将来が不安でたまらない」、「子どもが家にひきこもっている」等の悩みをかかえている若者やご家族などの相談を受けて、学び直しや就労など自立に向けた支援を行っています。

対象

中学校や高等学校を卒業・中退後、進学・就労していない奈良市内在住の若者とその家族など

場所

奈良市役所 中央棟2階

受付時間

平日 午前9時00分から午後5時00分まで
(土日祝、年末年始を除く)

お問い合わせ

0742-34-4777



Restart なら
-リスなら-
奈良市若者サポートセンター

☎ 0742-34-4777
開所時間 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
住 所 〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1番1号
奈良市役所中央棟2階

● 居場所ねどこ

「居場所」とは「家以外にも安心してくつろげる場所がほしい」、「話を聴いてほしい」、「自分と同じ境遇や立場の人とつながりたい」などの思いを抱えていらっしゃる方に来ていただき、素のままで過ごしてもらうことを目的に運営している空間です。

来ていただくことで、気分転換や同じ悩みを持つ方とお話していただくこと等が可能です。

「ねどこ」は6つの運営団体がそれぞれの特色を生かした活動を展開している協働型の居場所です。話さなくてもいいし、寝ててもいいし、相談したければできる、そんな場所です。大人数での活動が苦手な方も居心地の良い空間づくりを心がけています。

奈良市三碓町 2204 番地「鳥見ふらっと」2階の一室で開催しています。



基本方針３ 様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり

（１）子どもの貧困対策の推進

【 現状・課題 】

本市では、子どもの貧困対策として、生活に困窮する子育て世帯等の生活の安定を支援するため、各種手当や就学援助等の経済的支援や就労相談や資格取得等の就労支援を推進するとともに、相談体制の充実を図っています。

令和３年の奈良市子どもの生活に関するアンケート調査では、本市の子ども（１７歳以下）の相対的貧困率は１６．８％であり、実に６人に１人が貧困状態にあります。次代を担う子どもたちの無限の可能性を断ち切ることなく、将来への夢と希望を持って、子どもたち自らの力で未来を切り開くことができるよう、対策の強化が必要です。

そのためには、経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、住宅支援や子育て支援等の生活支援及び子どもの教育の機会均等や体験格差の是正への取組が必要です。

また、子どもの貧困については、社会的、文化的な環境が十分でない環境におかれていることが多く、複雑な課題を抱えているケースもあることから、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化することが必要です。

【 施策の方向性 】

① 生活困窮家庭等への教育支援の充実

経済的格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが育つ環境にも大きな影響を及ぼしますが、子どもが家庭環境に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう学力の向上に向けた取組を進めます。また、安心して自分らしく生きていけるよう、個々の状況に応じた教育や体験活動の機会提供を図っていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
子どもの学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもたちが安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高校教育への進学を可能とするための学習支援事業を実施します。
子どもの体験支援事業	現代社会のデジタル化が進む中、社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが、自らの能力を開発し、将来に夢や希望を持って社会で生き抜く力を習得することで、就職や進学などにつなげることを目的として、高校生を対象としたプログラミング教室に関する事業を実施します。

② 生活困窮家庭等への生活支援の充実

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう、子育て世帯の生活の安定や就労に向けた継続的な支援等、様々な悩みに寄り添った相談支援体制の充実を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
生活困窮者支援	「奈良市くらしとしごとサポートセンター」では、日常生活や社会生活、あるいは経済的な自立についての相談・支援の場として、その複合的な課題を受けとめ、課題の改善、解決に必要な対応を当事者の方とともに考え、寄り添った支援に努めています。相談には、社会福祉士やキャリアコンサルタント等専門職が応じ、必要に応じてハローワークや県、社会福祉協議会と協議を行っております。就労支援については、自己紹介やビジネスマナー、面接トレーニングなど包括的なカリキュラムのもと、きめ細かな支援を実施しています。
女性問題相談事業	女性問題相談室では、家族・DV・結婚・子育て・性に関することや家庭の問題、そして自分の生き方等の悩みについて、女性問題相談員が相談に応じます。
女性のための無料法律相談事業	女性を取り巻く様々な法律問題について女性弁護士が相談に応じます。
市営住宅等における子育て世帯・多子世帯・母子父子世帯向けの入居者募集	市営住宅等の入居者募集において、子育て世帯(小学校就学前の児童がいる世帯)・多子世帯(18歳未満の児童が3人以上いる世帯)・母子父子世帯(20歳未満の子がいる母子父子世帯)に対して、優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式を実施します。

③ 子どもの生活を支援する関係機関と連携した支援

地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくりを推進するため、関係機関との連携を深め、子育て支援や生活支援等、総合的な支援が行えるよう協働・支援体制を整備するとともに、支援に漏れる人がないように制度の周知を継続して行います。

○ 主な取組

事業名	事業概要
奈良市フードバンク事業	物価高騰等に際し、ひとり親家庭等経済的に影響が大きい世帯に対し、子どもの食の支援を行います。市民や事業者から余剰食材の提供を募り、これを仕分け、必要とする家庭にフードパントリー形式で提供します。 また、フードロス対策コーディネーターを配置し、新たに食品等の寄附をしていただける団体等を開拓し、賞味期限の短い食品を含めた食品等の提供を行います。

コラム 子どもの貧困解消に向けた取組

子どもの貧困対策を強化するため、「子どもの貧困対策に関する法律」が令和6年9月に改正され、当事者の意見を踏まえた対策の実施などを盛り込み「こどもの貧困解消法」として改正されました。法律の目的には、貧困が原因で子どもが教育、医療、多様な体験の機会を失い、社会から孤立することがないようにと、新たに明記されました。奈良市では、全ての子どもたちが、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持つことができる社会を実現するための取組を引き続き推進していきます。

● 奈良市フードバンク事業

様々な理由で市場に流通できない食品を企業や個人から寄附していただき、ひとり親家庭や子育てをしている生活困窮家庭、また市内の子ども食堂等に無償で提供しています。



企業や市民から寄附いただいた食品を一旦、奈良市フードバンクセンターに集積し、特定非営利活動法人フードバンク奈良の職員やボランティアの方々が、集まった食品を各ご家庭に配布するため、仕分け作業を行ってくださった後、市内各所で、ひとり親家庭など社会的・経済的困難を抱える子育て世帯に配布されます。



(2) 特別な配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援の充実

【 現状・課題 】

保護者から適切な養育を受けられない児童、障害児や医療的ケア児、ひとり親家庭など様々な配慮が必要な子どもや子育て家庭に対する取組は重要な課題です。

児童虐待の通告件数は年々増加している状況であり、虐待の辛さはその場だけにとどまらず、その子の将来にも長く影響を与え、回復に多くの時間を必要とします。また、本来であれば大人たちが担うべき役割を負担している子ども（ヤングケアラー）については、学校生活や友人関係等子ども時代に享受すべき機会を失ってしまう可能性があります。子ども本人や家族がヤングケアラーであることを認識していないなどの理由から、発見が難しいことが特徴となっています。

今後も、児童虐待の未然防止やヤングケアラーの支援を進めるためには、地域住民が当事者意識を持つとともに、地域住民相互で子どもを守る意識を醸成していくことが必要です。さらに、子どもに関わる関係機関等の連携体制の強化が求められます。

障害児や医療的ケア児、それぞれの子どもの置かれた環境やライフステージに応じた健やかな成長を支援するため、地域の保健、医療、障害福祉、教育・保育等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供する取組が必要です。

令和3年度に実施した奈良市子どもの生活に関するアンケート調査において、本市のひとり親家庭の56.1%が相対的貧困状態にあることがわかりました。また子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親家庭は、親子で心穏やかに過ごす時間を持ってないことから、手当等の経済的支援や就労支援、養育費の確保支援に加えて、子育て・生活支援が求められます。

【 施策の方向性 】

① 児童虐待の防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

全ての子どもとその家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「奈良市子どもセンター」での支援を実施します。

令和6年6月の子ども・若者育成支援推進法の改正により、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として各種支援に努めるべき対象として定義され、積極的な支援が求められています。

「奈良市子どもセンター」では、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図ることで、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
こども家庭センター事業	これまでの子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談支援機関としてこども家庭センターを設置し、支援の必要性の高い世帯を計画的・効率的に支援するためのサポートプランを作成し、支援の充実を図っていきます。
「奈良市要保護児童対策地域協議会」の活用	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、子どもセンター、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。
養育支援訪問	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。
つなげる乳児おむつ宅配事業	多胎児を出産された家庭及び10代で出産された家庭等、子育てに不安のある家庭に対し、乳児に必要な育児用品等の宅配により、子育て家庭の見守りを実施します。宅配時に、保育士等の専門職が、子育てサービス等の必要な情報提供をすることで、保護者の悩みや心配事の軽減を図ります。
ヤングケアラー相談支援事業	専門のコーディネーターを配置し、当事者、またはその家族、市民の方などからの相談を、電話、面談または、E-mailにより、実施しています。
子育て世帯訪問支援事業 (エンゼルサポート事業・子どもケアラーサポート事業)	平成30年10月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、妊婦の方や小学校就学前の子どもを養育する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施しています。 令和5年9月から、ヤングケアラーサポート事業を実施し、家事や育児、病気・障害のある家族のお世話などを日常的に行っている子どもの家庭に、サポーターを派遣し、家族の手伝いをしています。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設け、親子間における適切な関係性の構築を図ります。
社会的養育支援の充実	里親等委託率の向上にむけた取組を推進するとともに、社会的養護の下で生活する子どもたちに健やかな成長・発達や自立等を保障するため、入所中から退所後までの一貫した支援に取り組んでいきます。また、社会的養護経験者等の相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合等においては、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援や生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつけます。

② ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が抱える多様な課題を支援するため、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、それらの支援の充実と周知に努めます。また、子どもに届く生活・学習支援を進めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と 18 歳未満（18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）の子や父母のいない 18 歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）
ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。
ひとり親家庭等生活支援事業	奈良市内に在住のひとり親家庭（母子家庭、父子家庭、寡婦）を対象に、講習会の開催や情報交換会などを実施しています。
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。 また、養育費等相談を実施し、離婚や別居に伴う子どものための養育費等について専門相談員が相談に応じます。弁護士による法律相談も実施しており、養育費等相談とあわせてひとり親家庭等の養育費確保を支援します。
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するもので、母子家庭、父子家庭の自立促進を図るため、教育訓練を受講することが適職につくため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等職業訓練促進給付金を交付することで、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。
養育費確保支援事業	養育費確保に関する相談を、専門的な助言のできる弁護士の無料相談につなぎます。また、養育費を受け取れていないひとり親が、養育費確保に必要な手続きで発生する手数料等の実費払い分や弁護活動の着手金の一部を市が負担します。
母子生活支援施設措置事業	母子家庭及びこれに準ずる事情にある女性が、経済的・精神的不安定などの理由で、監護している児童の福祉に欠けるところがある場合においてその保護者から申込があったときは、母子生活支援施設への入所措置を行います。
児童扶養手当	児童の健全育成を目的とし、父または母と生計を同じくしていない児童や父または母が重度の障がいの状態にある児童を養育している母または父（または、母または父にかわってその児童を養育している者）に手当を支給します。

③ 障害のある子ども等への支援と子育て家庭への支援の充実

配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応する支援の推進を図ります。

本市の関連計画との整合性を図りながら、障害のあるまたは医療的ケアが必要な子どもとその保護者に対しては、一人一人の状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、必要な支援を行います。

また、地域において必要な支援が受けられるよう関係機関と連携しながら支援の充実を図ります。

○ 主な取組

事業名	事業概要
短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
障害児通所支援	療育の必要性のある児童を児童発達支援センター等の施設に通わせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。
居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。
行動援護	知的や精神に重い障害があり、一人で行動することが難しい障害者児が対象です。対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。
みどりの家歯科診療	奈良市立みどりの家歯科診療所において、障害児等の歯科検診及び歯科治療を行います。
日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで施設を利用することができます。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。
移動支援	障害児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出は対象外で、原則として1日の範囲内で終わるものに限りです。 ※病院に入院されている方は、利用できません。
相談支援事業	障害児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的にを行います。
親子体操教室	総合福祉センター体育館において障害児と保護者が、一緒にスポーツ・レクレーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。
子ども発達支援事業	言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者に対して関係機関と協働しながら一貫して支援します。
長期療養児支援	病気や障害を抱えている児とその保護者が、適切な医療を受け、福祉制度を利用しながら、安心して在宅生活を送ることができるように、専門職等と連携し支援します。

コラム 奈良市子どもセンター

令和4年4月に奈良市柏木町に「奈良市子どもセンター」がオープンしました。子どもセンターは、中核市として全国4番目となる児童相談所を含む、子育てを総合的に支援する施設です。

それぞれの機能が互いにつながり合うことにより、奈良市のすべての子どもや子育て世帯を応援します。

● 子育て広場

子育て親子が集まって遊べるスペースがあります。地域の子育て関連情報を提供したり、子育て及び子育て支援に関する様々な講座を実施します。また、専門職による子育て等に関する相談ができます。



● キッズスペース

屋内には大型遊具で思い切り遊べる「アクティブエリア」、想像力や発想力を発揮して遊ぶ「ロールプレイエリア」があり、お子さんのペースで遊ぶことができます。



● 屋外広場

屋外には身体全体を使って遊べる「動のあそびエリア」と未就学児までの低年齢の子どもたちが遊べる「静のあそびエリア」があり、それぞれの楽しみ方ができる遊び場です。



● 児童相談所

児童福祉司や児童心理司等の専門職が在籍し、専門的な診断をもとに相談や援助を行います。また、様々な理由によって家庭で暮らせなくなった子どもの安全を確保し、保護が必要な子どもを一時的に預かったり、施設や里親へ養育を委託します。

● 里親支援

それぞれの事情から保護者と離れて暮らす子どもたちを、家庭に迎え入れ、深い愛情と理解を持って育ててくださる方を「里親」といいます。子どもや里親の状況に応じて、様々な活躍の形があります。子どもたちが温かな環境下で暮らせるよう、里親制度の普及・啓発や登録相談、里親支援を行っています。



基本方針4 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり

(1) 地域の子育て支援の充実

【現状・課題】

本市では、子育て中の保護者の仲間づくり、社会参加を促進することで子育ての孤立感・不安感を解消できるよう支援しています。子育て中の親と子が気軽に参加し、交流や情報交換が日常的にできるような環境づくりに努めていますが、様々な状況の子育て家庭をもれなく支援するため、多様なニーズに対応したサービスを今後も継続していく必要があります。

子育てに関するニーズ調査では、「子育て広場」の「0～2歳」の保護者の認知度は約9割に上昇しているものの、これ以外の地域子育て支援事業の認知度が5割未満となっていることから更なる周知を図ることが必要です。

また、子どもの幸福度を高めていくためには、様々な人や環境の中で、豊かな遊びや体験に触れることが重要な要素であるとともに、妊娠期からの保護者同士の仲間づくりを支援する場を提供することも大切です。

今後も、サービスを必要な時に利用できるよう、情報提供を進めるとともに、子育て親子が利用しやすい環境づくりや、相談体制の充実を進めることが必要です。

【施策の方向性】

① 子育て中の親子の居場所づくりの推進

子育て中の保護者同士の支えあいや交流を大切にし、地域における子育て中の親と子の多様な居場所の充実に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。
子育てスポット事業	公共施設の空きスペースで、月1～2回、乳幼児と保護者が気軽に集って、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。
地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進	地域の特色、様々な人との交流を推進し、地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実を図ります。
公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。 ①親子が集える「場」の提供・情報提供事業、②子育て支援教室・講座（保護者対象）、③体験教室・講座（親子対象）、④体験教室・講座（児童対象）、⑤地域の子育て力向上をめざした教室・講座（市民対象）

② 多様な子育て支援サービスの充実

様々な状況の子育て家庭をもれなく支援するため、必要とするサービスを必要な時に利用できるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを今後も継続し、情報提供に努めていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
保育所等における一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。
地域子育て支援拠点における一時預かり事業	地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細かな支援をします。
病児・病後児保育事業	児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。
子育て短期支援事業	緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を必要と認める期間預かり、養育・保護を行います。(ショートステイ事業) 仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。(トワイライト事業)

(2) 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

【現状・課題】

本市では、子育てに関する相談について、様々な状況にある家庭が身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう関係機関が連携し相談窓口の体制の充実に努めています。また、子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、印刷物だけでなく、ホームページやSNSなど様々な媒体を活用し、常に新しい情報の発信に取り組んでいます。

少子化が進む中、子育てや教育にお金がかかることを理由に理想とする数の子どもを持たないという声があることから、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、引き続き各種手当等の充実を図るとともに、貧困によって子どもたちの将来が閉ざされることがないよう経済的に困窮する家庭に対する支援を充実させていくことが必要です。

子育てに関するニーズ調査では、子育てに関する情報の入手について、「インターネット、SNS」や「隣近所の人、知人、友人」、「学校・保育所・幼稚園・こども園」の回答が多く、今後もサービスを必要な時に利用できるよう、情報提供を進めることが必要です。

子育てしやすいまちだと感じる条件については、全ての年代層において、「経済的支援が充実している」が約5割となっていて、今後も、安心して子育てができるよう、経済的支援等の充実が必要です。

さらに、核家族の増加など、孤立した子育てになりやすい環境もあるため、子育て家庭が日常的に感じる疑問や困りごとを、大きな悩みになる前に、身近で気軽に相談し解決できる場を作ることが求められています。

【 施策の方向性 】

① 子育てに関する情報提供体制の充実

子育てに関する正しい情報を、個々のニーズに応じて的確に提供できるよう、様々な状況にある家庭が相談しやすい環境を整備・充実させるとともに、ホームページやSNSなども含めた様々な媒体を活用し、きめ細かな情報の発信に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。
子育て世代支援PR事業	子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布するなど、多様な情報を適切に提供するためのPR活動を実施します。
こども園、幼稚園及び保育所の子育て支援	地域内での交流の機会の減少や子育ての孤立化による不安感を抱える保護者のために、育児相談や未就園児の親子登園等を実施し、子育て支援の充実を図ります。
家庭教育支援事業	子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図るため、公民館を拠点に地域で取り組む家庭教育支援の仕組みを構築します。

② 子育て家庭への経済的な支援の充実

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、引き続き各種手当等の充実を図るとともに、経済的な支援に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
子ども医療費助成	健康保険に加入している18歳未満(18歳到達後最初の3月31日までの子ども)を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。(保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。)
就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。

事業名	事業概要
特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級への就学のために必要な援助を行い、特別支援学級に在籍する児童・生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。
小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。
保育料無償化の拡充	従来は国の多子の算定方法に基づき、0～2歳児の保育料について、第2子を半額、第3子以降を無償とする多子世帯支援を実施してきたが、国の多子の算定方法では多子の算定に含める子どもについて年齢や保育所等への通所といった要件が設けられているため、これらの要件を撤廃した市独自の算定方法に基づき、すべての世帯の第2子以降の子どもの保育料を無償とします。
児童手当	0歳から高校修了（18歳になった後の最初の3月31日）前の子どもを養育している方に手当を支給します。

③ 気軽に相談できる支援体制の充実

地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図るため、家庭児童相談室での相談に加え、地域子育て相談機関の設置を進めるとともに、こども家庭センターと連携し、専門の職員同士の連携・協力により相談体制を充実します。

○ 主な取組

事業名	事業概要
家庭児童相談室運営事業	子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。
地域子育て相談機関	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方の子育てに関する相談を受け、助言や情報提供を行います。必要に応じてこども家庭センターと連携し、支援につなげます。

（３）地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

【 現状・課題 】

本市では、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに取り組んでいます。

また、子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図るとともに、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体での防犯活動や、子どもを見守り育てる意識啓発を推進しています。

子育てに関するニーズ調査では、子どもにやさしいまちだと感じる条件について、いずれの年代層の保護者も「安心して子育てできる環境がある」と答えた人が6割以上となっています。さらに、子ども当事者からも同様の意見が数多く寄せられており、今後も、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を進める必要があります。

また、子どもや若者が、犯罪や事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて、安全教育を推進するとともに、子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発が必要です。

【 施策の方向性 】

① 地域における子育て支援活動の充実

地域社会で子どもを見守り育てる活動を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。
子育て支援アドバイザー事業 (子育ておうえん隊)	子育ておうえん隊員として登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談のほか、手遊び・読み聞かせなどの講習や子育て広場での見守り支援等、幅広く子育ての支援を行います。
子育てサークルの支援	地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを含めた地域の子育て支援団体を対象にした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援します。
民生委員・児童委員活動	民生委員・児童委員は、子どもや子育て家庭によりそい、子育てや困りごとの相談にのり、地域や専門機関、専門家につながります。また、地域の児童福祉に関する機関との連携を図るため、主任児童委員が指名されています。

② 地域における子どもの見守り活動の推進

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故からの安全を確保できるよう、警察、行政、保育所、学校園、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、地域社会全体での防犯・交通安全対策等に努めます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
交通安全教室の開催	学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇等でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。
青色防犯パトロール	市内一円を青色防犯灯を装着した車両でパトロール巡回し、犯罪や事故等を未然に防止するための啓発活動を行います。
防犯カメラ設置事業	交通の要衝や駅・学校周辺に防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合においても、警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立します。
学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます。
不審者情報の配信	子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。
「子ども安全の家」標旗配布	子どもを犯罪や事故から守るため、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「子ども安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。

(4) 仕事と子育ての両立支援の推進

【 現状・課題 】

本市では、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進するとともに、仕事と子育ての両立を可能にするための意識啓発に努めています。

子育てに関するニーズ調査では、母親、父親ともに育児休業を取得する割合は増加していますが、父親は母親より低い状況が続いています。父親の育児休業を取得していない理由としては、「仕事が忙しかった」が最も多く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が続いており、ともに前回調査と比べて増加し、4割を超えています。

性別に関わらずキャリアアップと子育てを両立できるよう環境づくりを進めるためには、ジェンダーに関わる無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）にとらわれることなく、子どもや子育て家庭を社会全体で支えていくことが求められています。

今後も、育児・家事を分担しつつ、希望に応じてキャリア形成と子育ての両立をするためにも働き方に関する啓発を行っていく必要があります。

【 施策の方向性 】

① 男女共同の子育ての推進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

○ 主な取組

事業名	事業概要
男女共同の家事・育児の推進	「イクメンハンドブック」や、「どうする？我が家の家事育児シート」等を配信し、男女共同参画意識の周知啓発に努めます。
仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。

第5章

教育・保育の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づいて、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、提供区域を設定することになります。提供区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路等の社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望のほか、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して定めることとされています。

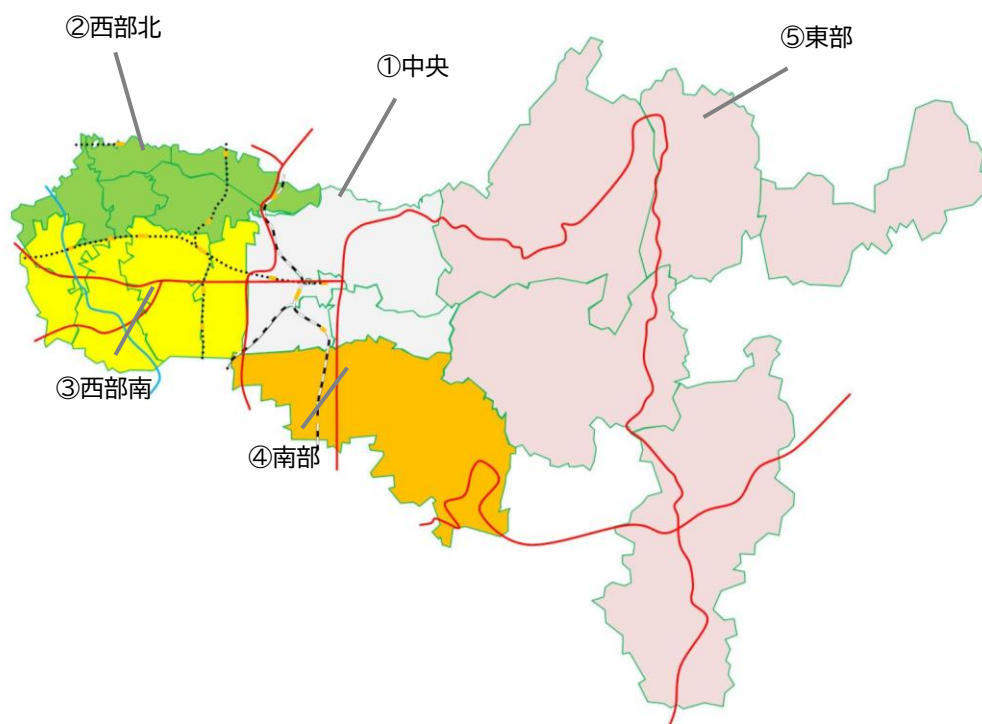
本市では教育・保育施設や子育て支援事業の利用状況や実施状況も踏まえながら、提供区域を設定しています。

(1) 教育・保育における提供区域

教育・保育における提供区域の設定においては、第一期計画、第二期計画において、「奈良市総合計画」における7つのゾーンを勘案したうえで21の中学校区の組み合わせである5つの区域を設定しています。本計画においても、これまでの考え方を踏襲し、5区域において、教育・保育サービスの提供を実施していきます。

なお、この教育・保育提供区域は、教育・保育に係る需要と供給のバランスを判断するための一つの目安として設定するものであり、利用者の利用範囲を制限するものではありません。また、本市の子ども・子育て支援に係る施策・計画の実施を制限するものでもありません。

本計画における教育・保育提供区域（５区域）



区域	区域名	構成する中学校区	（参考）奈良市総合計画における地域別土地利用のゾーン
①	中央	春日、三笠、若草、飛鳥	中央市街地ゾーン
②	西部北	登美ヶ丘、ならやま、二名、平城、登美ヶ丘北、平城東	中部ゾーン 西北部ゾーン
③	西部南	伏見、富雄、京西、富雄南、都跡、富雄第三	
④	南部	都南	南部ゾーン
⑤	東部	田原、興東館柳生、月ヶ瀬、都祁	東部ゾーン、月ヶ瀬ゾーン 都祁ゾーン

（令和７年３月時点）

(2) 地域子ども・子育て支援事業における提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、事業の内容や性質等に応じて、次のように区域を設定します。

① 教育・保育における提供区域に準じる事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、以下の4事業については、教育・保育の利用実態と関連があることから、教育・保育における提供区域と同一の区域とします。

事業	提供区域
時間外保育事業（延長保育事業）	教育・保育における提供区域に準じる
放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）	
地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）	
一時預かり事業 （幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり・保育所等の一時預かり）	

② 市全域を提供区域とする事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、以下の15事業については、事業の性質や不定期かつ広域的な利用が想定されることから、市全域を提供区域とします。なお、事業の実施に当たっては、利用者の利便性に配慮することとします。

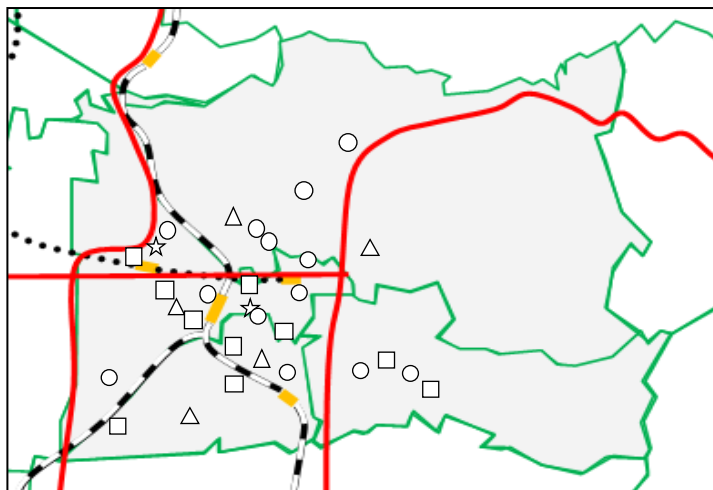
事業	提供区域
利用者支援事業	市全域
子育て短期支援事業（ショートステイ等）	
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	
養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
病児・病後児保育事業	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
妊婦健康診査事業	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
子育て世帯訪問支援事業	
児童育成支援拠点事業	
親子関係形成支援事業	
妊婦等包括相談支援事業	
産後ケア事業	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	

(3) 提供区域ごとの施設・事業の実施状況

① 中央

ア 教育・保育施設

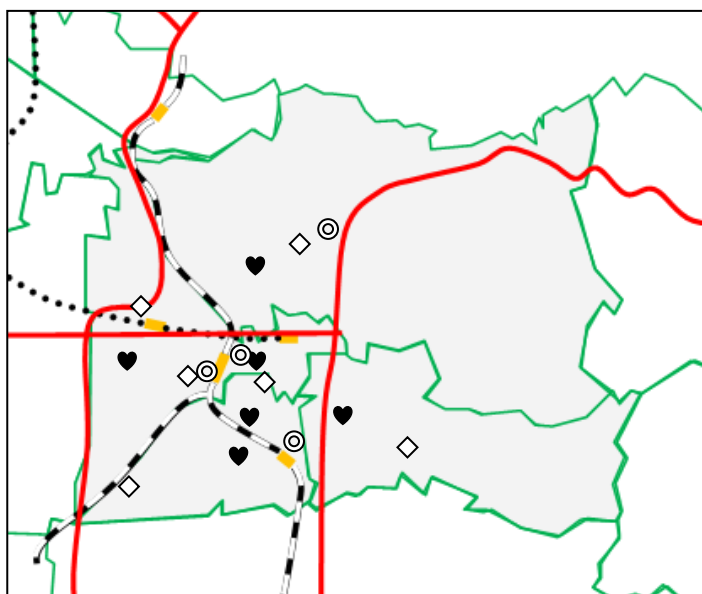
中央では、幼稚園が5園、保育所が10園、認定こども園が13園、地域型保育事業所が2園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和7年3月時点)	

イ 地域の子育て支援事業

中央では、子育て広場が4箇所（児童館2箇所含む）、子育てスポット6箇所、保育所等での一時預かりが6箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が12箇所設置されています。



印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
(令和7年3月時点)	

② 西部北

ア 教育・保育施設

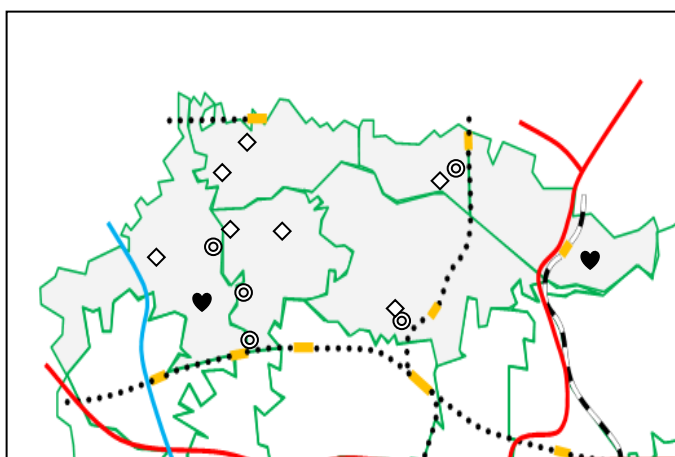
西部北では、幼稚園が4園、保育所（保育所分園を含む）が7園、認定こども園が14園、地域型保育事業所が1園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和7年3月時点)	

イ 地域の子育て支援事業

西部北では、子育て広場が5箇所、子育てスポット2箇所、保育所等での一時預かりが7箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が12箇所設置されています。

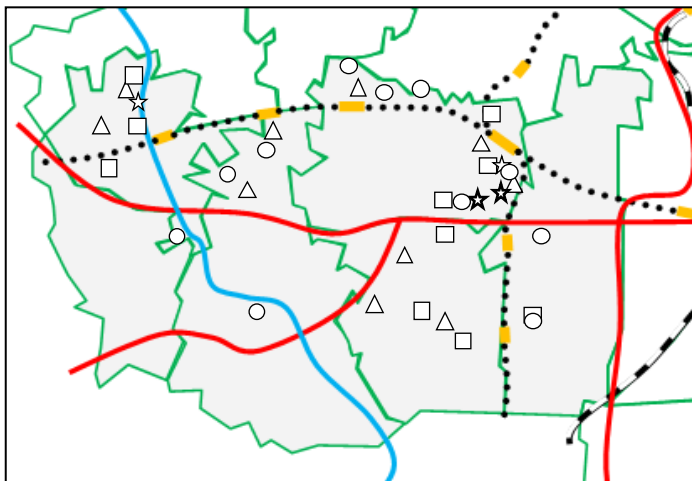


印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
(令和7年3月時点)	

③ 西部南

ア 教育・保育施設

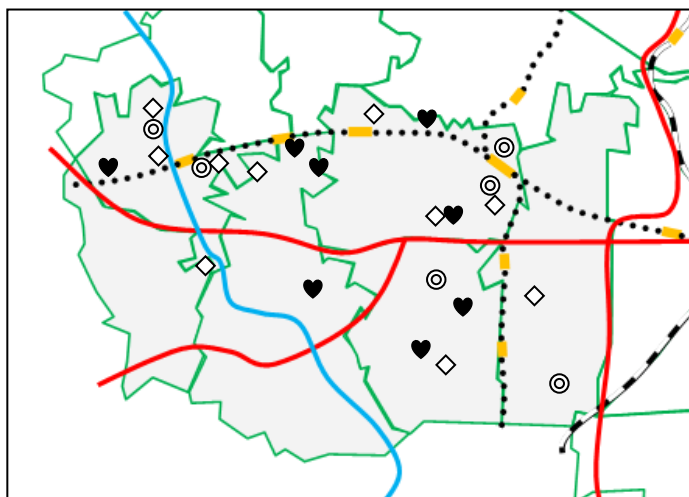
西部南では、幼稚園が10園、保育所（保育所分園を含む）が10園、認定こども園が11園、地域型保育事業所が4園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和7年3月時点)	

イ 地域の子育て支援事業

西部南では、子育て広場が6箇所、子育てスポット8箇所、保育所等での一時預かりが10箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が14箇所設置されています。

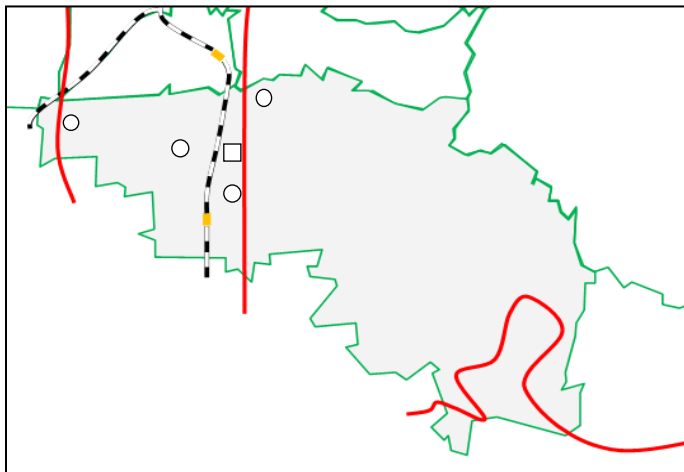


印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
(令和7年3月時点)	

④ 南部

ア 教育・保育施設

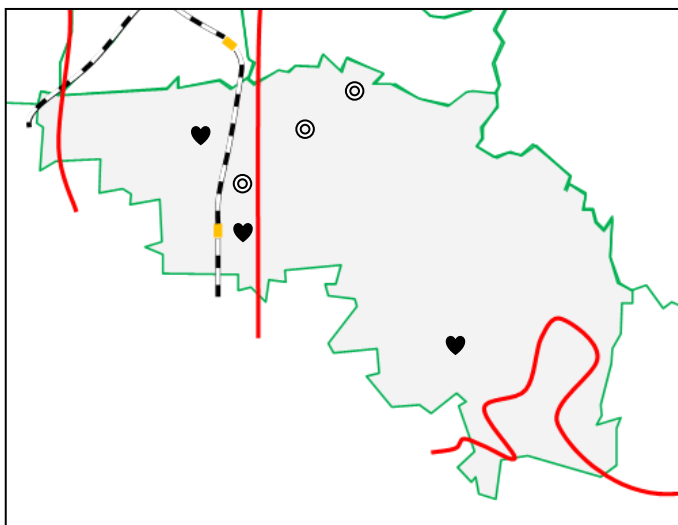
南部では、保育所が1園、認定こども園が4園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和7年3月時点)	

イ 地域の子育て支援事業

南部では、子育て広場が3箇所（児童館2箇所含む）、子育てスポットが3箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム）が4箇所設置されており、保育所等での一時預かりは設置されておりません。

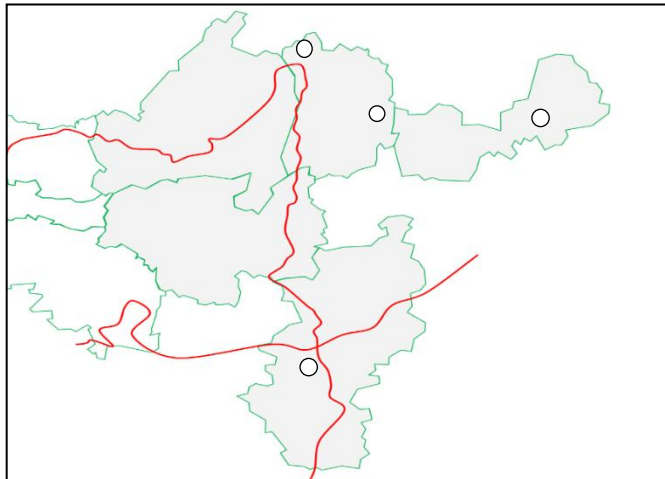


印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
(令和7年3月時点)	

⑤ 東部

ア 教育・保育施設

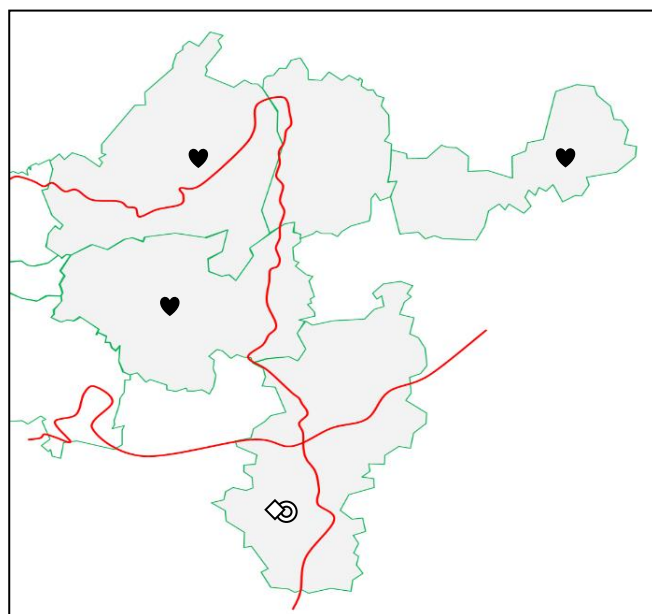
東部では、認定こども園が4園設置されています。（1園休園中）



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
☆	地域型保育事業所
(令和7年3月時点)	

イ 地域の子育て支援事業

東部では、子育て広場が1箇所、子育てスポットが3箇所、保育所等での一時預かりが1箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム）が5箇所設置されています。



印	事業名
◎	子育て広場
♥	子育てスポット
◇	一時預かり
(令和7年3月時点)	

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画の対象となる、0歳から17歳までの子どもの人口を令和2年から令和6年の4月1日時点の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法（※）により推計しました。

0歳から17歳までの子どもの将来推計は、年々減少していくことが予測されます。

（単位：人）

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697
1歳	1,876	1,920	1,876	1,839	1,811
2歳	2,037	1,913	1,956	1,912	1,874
3歳	2,255	2,079	1,951	1,995	1,951
4歳	2,203	2,283	2,104	1,974	2,019
5歳	2,406	2,226	2,305	2,124	1,992
6歳	2,473	2,450	2,268	2,349	2,163
7歳	2,555	2,491	2,467	2,285	2,366
8歳	2,666	2,571	2,506	2,482	2,299
9歳	2,784	2,685	2,588	2,524	2,500
10歳	2,783	2,802	2,702	2,605	2,540
11歳	2,799	2,793	2,813	2,712	2,615
12歳	2,939	2,827	2,822	2,842	2,738
13歳	2,917	2,961	2,848	2,841	2,863
14歳	2,932	2,919	2,962	2,849	2,841
15歳	2,995	2,934	2,921	2,964	2,852
16歳	2,900	3,010	2,952	2,932	2,981
17歳	3,095	2,897	3,007	2,948	2,930

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

表の見方について

(単位：人)

※1			令和7年度					
			1号認定	2号認定		3号認定		
				教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
※2	児童数（推計）		6,864			2,037	1,876	1,830
	量の見込み（A）		2,346	478	3,864	1,186	1,066	586
※3	確保方策							
	特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2,770		4,205	1,213	1,063	762
	確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1,516		55	48	42	35
	特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等				52	49	32
	確保方策合計（B）		4,286		4,260	1,313	1,154	829
※4	不足（B）－（A）※		0		0	0	0	0

- ※1 認定区分に応じて、量の見込み等を設定しています。
☐ 1号認定…3歳以上で、幼稚園や認定こども園を希望する子ども
☐ 2号認定…3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた子ども
 ・教育希望が強い：幼稚園を希望
 ・左記以外：保育所、認定こども園を希望
☐ 3号認定…3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた子ども
 (保育所や認定こども園、地域型保育事業等を希望)

- ※2 量の見込み…認定区分ごとのニーズ量を示しています。

- ※3 確保方策…ニーズ量に対応する方策について、施設の種類ごとに利用定員を設定しています。
☐ 特定教育・保育施設…幼稚園、保育所、認定こども園
☐ 確認を受けない幼保施設…国立幼稚園と新制度に移行しない私立幼稚園、国立認定こども園、企業主導型保育事業所等
☐ 特定地域型保育事業…小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等

- ※4 ニーズ量に対応できる体制が整っていない場合に「▲」を付けています。
 ニーズ量を満たす場合は、「0」で記載しています。

(市全域)

【 令和7年度 】

(単位：人)

		令和7年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		6,864			2,037	1,876	1,830
量の見込み（A）		2,346	478	3,864	1,186	1,066	586
確保方策							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2,770		4,205	1,213	1,063	762
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1,516		55	48	42	35
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等				52	49	32
確保方策合計（B）		4,286		4,260	1,313	1,154	829
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0

【 令和8年度 】

(単位：人)

		令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		6,588			1,913	1,920	1,789
量の見込み（A）		2,239	485	3,755	1,135	1,106	587
確保方策							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2,704		4,220	1,219	1,069	765
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1,516		55	48	48	41
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等				52	49	32
確保方策合計（B）		4,220		4,275	1,319	1,166	838
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0

【 令和9年度 】

(単位：人)

		令和9年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳 0歳
児童数（推計）		6,360			1,956	1,876 1,754
量の見込み（A）		2,144	493	3,653	1,182	1,096 590
確保方策						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2,669		4,223	1,220	1,070 765
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1,516		55	48	48 41
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等				52	49 32
確保方策合計（B）		4,185		4,278	1,320	1,167 838
不足（B）－（A）		0		0	0	0

【 令和10年度 】

(単位：人)

		令和10年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳 0歳
児童数（推計）		6,093			1,912	1,839 1,726
量の見込み（A）		2,037	496	3,514	1,177	1,089 594
確保方策						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2,634		4,223	1,223	1,073 768
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1,516		55	48	48 41
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等				52	49 32
確保方策合計（B）		4,150		4,278	1,323	1,170 841
不足（B）－（A）		0		0	0	0

【 令和11年度 】

(単位：人)

		令和11年度					
		1 号認定	2 号認定		3 号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2 歳	1 歳	0 歳
児童数（推計）		5, 962			1, 874	1, 811	1, 697
量の見込み（A）		1, 977	507	3, 456	1, 169	1, 085	593
確保方策							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	2, 634		4, 223	1, 223	1, 073	768
確認を受け ない幼保施設	上記以外の 幼稚園、企業主導 型保育事業所等	1, 516		55	48	48	41
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 事業所内保育等				52	49	32
確保方策合計（B）		4, 150		4, 278	1, 323	1, 170	841
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0

(提供区域別)

①中央

(単位：人)

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		542	110	1,182	366	319	183	506	106	1,111	346	331	183
確保 方策	特定教育・保育施設	797		1,336	401	342	232	731		1,351	401	342	232
	確認を受けない幼保施設	254		32	35	28	23	254		32	35	34	29
	特定地域型保育事業				15	15	8				15	15	8
確保方策合計（B）		1,051		1,368	451	385	263	985		1,383	451	391	269
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		484	105	1,070	358	325	184	462	104	1,027	350	320	185
確保 方策	特定教育・保育施設	696		1,354	402	343	232	661		1,354	405	346	235
	確認を受けない幼保施設	254		32	35	34	29	254		32	35	34	29
	特定地域型保育事業				15	15	8				15	15	8
確保方策合計（B）		950		1,386	452	392	269	915		1,386	455	395	272
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		451	105	1,010	342	316	186
確保 方策	特定教育・保育施設	661		1,354	405	346	235
	確認を受けない幼保施設	254		32	35	34	29
	特定地域型保育事業				15	15	8
確保方策合計（B）		915		1,386	455	395	272
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0

②西部北

(単位：人)

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		750	138	1,075	327	322	175	724	141	1,040	330	328	177
確保 方策	特定教育・保育施設	863		1,148	325	288	198	863		1,148	325	288	198
	確認を受けない幼保施設	451		7	5	5	7	451		7	5	5	7
	特定地域型保育事業				8	8	3				8	8	3
確保方策合計（B）		1,314		1,155	338	301	208	1,314		1,155	338	301	208
不足（B）－（A）		0		0	0	▲21	0	0		0	0	▲27	0

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		705	146	1,015	347	322	180	684	149	986	352	316	183
確保 方策	特定教育・保育施設	863		1,148	325	288	198	863		1,148	325	288	198
	確認を受けない幼保施設	451		7	5	5	7	451		7	5	5	7
	特定地域型保育事業				8	8	3				8	8	3
確保方策合計（B）		1,314		1,155	338	301	208	1,314		1,155	338	301	208
不足（B）－（A）		0		0	▲9	▲21	0	0		0	▲14	▲15	0

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		686	157	992	355	311	180
確保 方策	特定教育・保育施設	863		1148	325	288	198
	確認を受けない幼保施設	451		7	5	5	7
	特定地域型保育事業				8	8	3
確保方策合計（B）		1314		1155	338	301	208
不足（B）－（A）		0		0	▲17	▲10	0

③西部南

(単位：人)

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		955	211	1,341	428	371	198	914	219	1,363	397	389	198
確保 方策	特定教育・保育施設	875		1,278	364	330	259	875		1,278	370	336	262
	確認を受けない幼保施設	811		16	8	9	5	811		16	8	9	5
	特定地域型保育事業				29	26	21				29	26	21
確保方策合計（B）		1,686		1,294	401	365	285	1,686		1,294	407	371	288
不足（B）－（A）		0		▲47	▲27	▲6	0	0		▲69	0	▲18	0

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		860	223	1,340	415	392	198	796	224	1,285	416	396	198
確保 方策	特定教育・保育施設	875		1,278	370	336	262	875		1,278	370	336	262
	確認を受けない幼保施設	811		16	8	9	5	811		16	8	9	5
	特定地域型保育事業				29	26	21				29	26	21
確保方策合計（B）		1,686		1,294	407	371	288	1686		1,294	407	371	288
不足（B）－（A）		0		▲46	▲8	▲21	0	0		0	▲9	▲25	0

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		741	225	1,241	415	400	199
確保 方策	特定教育・保育施設	875		1,278	370	336	262
	確認を受けない幼保施設	811		16	8	9	5
	特定地域型保育事業				29	26	21
確保方策合計（B）		1,686		1,294	407	371	288
不足（B）－（A）		0		0	▲8	▲29	0

④南部

(単位：人)

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		95	13	209	50	44	24	91	13	186	52	47	23
確保 方策	特定教育・保育施設	161		316	90	80	60	161		316	90	80	60
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
確保方策合計（B）		161		316	90	80	60	161		316	90	80	60
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		92	13	178	52	46	23	92	13	167	50	47	23
確保 方策	特定教育・保育施設	161		316	90	80	60	161		316	90	80	60
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
確保方策合計（B）		161		316	90	80	60	161		316	90	80	60
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		97	14	168	49	48	23
確保 方策	特定教育・保育施設	161		316	90	80	60
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0
確保方策合計（B）		161		316	90	80	60
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0

⑤東部

(単位：人)

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		4	6	57	15	10	6	4	6	55	10	11	6
確保 方策	特定教育・保育施設	74		127	33	23	13	74		127	33	23	13
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
確保方策合計（B）		74		127	33	23	13	74		127	33	23	13
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		3	6	50	10	11	5	3	6	49	9	10	5
確保 方策	特定教育・保育施設	74		127	33	23	13	74		127	33	23	13
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
確保方策合計（B）		74		127	33	23	13	74		127	33	23	13
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			教育希望 が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み（A）		2	6	45	8	10	5
確保 方策	特定教育・保育施設	74		127	33	23	13
	確認を受けない幼保施設	0		0	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0	0
確保方策合計（B）		74		127	33	23	13
不足（B）－（A）		0		0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在までの取組では、女性の社会進出に伴う保育需要の増加・多様化に対応するため「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」及び「子育て安心プラン実施計画」に基づき、保育所等の新設や施設改修によるこども園化等の取組を進めてまいりました。また、公立園においては「奈良市幼保再編計画」に基づき、令和2年度以降は民間移管を中心とする施設の統合・再編によるこども園化等により保育認定を受けた児童の受皿確保を進めてきました。

しかし、近年ではアレルギー対応や支援が必要な子、医療的ケア児等特別な配慮を必要とするケースが増加しており、保育を取り巻く環境が多様化・複雑化しています。また、幼児教育・保育の無償化、本市の保育認定を受けるための就労要件の緩和、第二子保育料無償化等の新たな施策により保育需要は増加し、待機児童の完全解消には至っていません。

更に、ニーズ調査の結果において、現在就労していない女性の中でも就労意向のある割合も高くなっていることから、保育ニーズは今後も高まっていくことが想定されます。

一方で、本市においても全国同様に少子高齢化が進行し、上昇傾向にある保育ニーズについても将来的にはピークを迎えるものと考えられます。

そのため、需要の動向には注視しながら、量の見込みにおいて不足が見込まれる地域、年齢区分において、ピンポイントでの対応を検討することや市立幼保再編の取組において不足が見込まれる年齢区分を重点に定員配分を検討するなど、適切な提供体制構築のために有効な確保方策を検討していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第61条では、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みとその確保方策を設定することとされています。

量の見込みと確保方策を定める地域子ども・子育て支援事業は、新規事業を含め以下の19の事業となります。

No.	対象事業	掲載ページ
1	利用者支援事業	104
2	時間外保育事業（延長保育事業）	105
3	放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）	107
4	子育て短期支援事業（ショートステイ等）	113
5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	114
6	養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	115
7	地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）	116
8	一時預かり事業 （幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり・保育所等の一時預かり）	118
9	病児・病後児保育事業	121
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	122
11	妊婦健康診査事業	123
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	123
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	124
14	子育て世帯訪問支援事業	125
15	児童育成支援拠点事業	126
16	親子関係形成支援事業	127
17	妊婦等包括相談支援事業	128
18	産後ケア事業	129
19	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	130

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

【 現状 】

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
設置箇所	5	5	6	16	5
基本型	2	2	3	13	2
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型※	2	2	2	2	2

※奈良市では令和6年度からこども家庭センターを設置・移行済（箇所数：2→1）

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19	19	19	19	19
確保方策	19	19	19	19	19
基本型	17	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	16	16	16	16
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【 今後の方向性 】

子育て親子が必要な時に適切な支援や相談窓口にたどりつけるよう、身近な場所で、利用者の個別ニーズに基づいた情報提供、相談、利用支援等を実施します。また、支援が必要な家庭に対しては、専門機関との連携を図り、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【 概要 】

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

【 現状 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間利用人数 市全域	2,031	2,163	2,273	2,285	2,865
中央	735	732	791	743	929
西部北	617	705	728	760	895
西部南	679	726	754	782	1,041
南部	-	-	-	-	-
東部	-	-	-	-	-

【 量の見込みと確保方策 】

(市全域)

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,612	2,775	2,938	3,101	3,264
確保方策	2,612	2,775	2,938	3,101	3,264

(提供区域別)

(単位：人)

	中央				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	849	902	956	1,008	1,061
確保方策	849	902	956	1,008	1,061

	西部北				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	869	923	977	1,032	1,086
確保方策	869	923	977	1,032	1,086

	西部南				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	894	950	1,005	1,061	1,117
確保方策	894	950	1,005	1,061	1,117

	南部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	-	-	-	-
確保方策	-	-	-	-	-

	東部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	-	-	-	-
確保方策	-	-	-	-	-

【 今後の方向性 】

市内の保育所、認定こども園で延長保育を実施しており、引き続き多様化する保育ニーズに対応するため、更なる保育内容の充実、民間移管時の事業実施の促進等、事業の拡充に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）

【 概要 】

保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。

【 現状 】

（市全域）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	1,996	3,574	3,749	3,980	4,391
1年生	558	1,037	1,167	1,136	1,198
2年生	509	887	930	1,084	1,071
3年生	406	755	702	803	957
4年生	300	484	529	495	668
5年生	153	268	287	312	316
6年生	70	143	134	150	181

（提供区域別）

（単位：人）

	中央				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	537	981	1,014	1,079	1,169
1年生	161	298	330	297	334
2年生	146	242	255	316	272
3年生	103	224	182	213	275
4年生	76	122	154	123	166
5年生	38	60	63	93	78
6年生	13	35	30	37	44

	西部北				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	495	904	1,032	1,146	1,268
1年生	124	252	334	344	336
2年生	138	242	250	318	322
3年生	104	193	191	217	284
4年生	70	130	141	142	185
5年生	34	55	87	84	91
6年生	25	32	29	41	50

	西部南				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	820	1,360	1,414	1,460	1,646
1年生	233	426	424	426	452
2年生	193	326	367	366	410
3年生	173	269	276	324	335
4年生	133	192	187	184	269
5年生	66	106	111	108	116
6年生	22	41	49	52	64

	南部				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	104	181	166	184	201
1年生	30	38	56	49	61
2年生	26	53	34	61	49
3年生	20	36	32	29	45
4年生	15	22	23	25	26
5年生	7	21	10	12	9
6年生	6	11	11	8	11

	東部				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	40	148	123	111	107
1年生	10	23	23	20	15
2年生	6	24	24	23	18
3年生	6	33	21	20	18
4年生	6	18	24	21	22
5年生	8	26	16	15	22
6年生	4	24	15	12	12

【 量の見込みと確保方策 】

(市全域)

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,503	4,618	4,737	4,860	4,984
1年生	1,363	1,317	1,235	1,296	1,241
2年生	1,061	1,226	1,231	1,154	1,243
3年生	866	872	1,046	1,050	1,011
4年生	669	615	643	771	795
5年生	382	389	372	388	478
6年生	162	199	210	201	216
確保方策	4,503	4,618	4,737	4,860	4,984

(提供区域別)

(単位：人)

	中央				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,197	1,226	1,261	1,293	1,322
1年生	380	367	344	361	346
2年生	269	311	313	293	316
3年生	249	251	301	302	291
4年生	166	153	160	192	198
5年生	94	96	92	96	118
6年生	39	48	51	49	53
確保方策	1,197	1,226	1,261	1,293	1,322

	西部北				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,298	1,334	1,369	1,404	1,440
1年生	382	369	346	363	348
2年生	319	369	370	347	374
3年生	257	259	310	312	300
4年生	185	170	178	214	220
5年生	110	112	107	112	138
6年生	45	55	58	56	60
確保方策	1,298	1,334	1,369	1,404	1,440

	西部南				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,691	1,734	1,773	1,822	1,867
1年生	515	498	467	490	468
2年生	406	469	471	442	475
3年生	303	305	366	367	353
4年生	270	248	259	310	320
5年生	140	143	136	142	175
6年生	57	71	74	71	76
確保方策	1,691	1,734	1,773	1,822	1,867

	南部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	206	211	217	221	226
1年生	69	67	63	66	63
2年生	49	56	56	53	57
3年生	41	41	49	49	48
4年生	26	24	25	30	31
5年生	11	11	11	11	14
6年生	10	12	13	12	13
確保方策	206	211	217	221	226

	東部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	111	113	117	120	129
1年生	17	16	15	16	16
2年生	18	21	21	19	21
3年生	16	16	20	20	19
4年生	22	20	21	25	26
5年生	27	27	26	27	33
6年生	11	13	14	13	14
確保方策	111	113	117	120	129

【 今後の方向性 】

すべての小学校区にバンビーホームを設置して実施しています。引き続き、新・放課後子ども総合プラン及び放課後児童対策パッケージ、こども未来戦略「加速化プラン」の趣旨に沿って受入児童数の拡大に対応するとともに、以下の取組を推進します。

- ・全小学校区でバンビーホームと放課後子ども教室の「校内交流型」を実施しておりますが、これを継続します。
- ・小学校の余裕教室の活用等も図りながら、計画的に整備を進めていきます。
- ・バンビーホームの担当を引き続き教育委員会が所管することにより、連携が取りやすくなるよう情報共有を行います。
- ・特別な配慮を必要とする児童への対応等の研修を行い、適切な対応が行えるよう努めます。
- ・利用する保護者や地域の実情に合った開所時間の設定に努めます。
- ・市等が実施する研修への参加を促進し、バンビーホームの役割をさらに向上させます。
- ・市のホームページや広報紙等により、利用者や地域住民に対してバンビーホームの情報周知を検討します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ等）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により一時的に家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間子どもを預かり、必要な支援を行う事業です。

【 現状 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ利用人日	122	116	324	223	300

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	300	300	300	300	300
確保方策	300	300	300	300	300

【 今後の方向性 】

市内において利用可能な預かり施設が存在しないため、里親制度を活用し、市内の里親への委託を充実させる活動を継続します。合わせて奈良市要保護児童対策地域協議会との連携等により、引き続き利便性の高い制度設計を検討していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【 概要 】

生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減することで、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。

【 現状 】

（単位：面接件数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ面接件数	2,025	2,046	1,912	1,807	2,034

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：面接件数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697
確保方策	1,830	1,789	1,754	1,726	1,697

【 今後の方向性 】

全戸訪問の実現に向け事業周知を継続し、訪問できない家庭については、来所等による面談を積極的に勧奨し、すべての乳児と保護者に会うことを目指します。

(6) 養育支援訪問事業及び 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【 概要 】

①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると認められる家庭等を訪問し、保護者の養育に関する専門的な相談、助言などを行います。保護者の養育負担を軽減し、子どもの養育が安定してできる環境を確保することを目的とします。

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、関係機関相互の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【 現状 】

①養育支援訪問事業

(単位：世帯数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
対象世帯数	101	97	93	122	75

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

奈良市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携を図っています。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：世帯数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	75	75	75	75	75
	確保方策	75	75	75	75	75
②	確保方策	各種連携会議及び研修を開催し、適切な支援を実施				

【 今後の方向性 】

①養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）後に、養育に関する専門的な相談・助言が必要な家庭に対して、今後も家庭訪問を継続して実施し、必要に応じ関係機関と連携し支援を進めていきます。

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

奈良市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関連携を図りながら、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応のできる環境づくりを進めます。

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）

【 概要 】

乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。

【 現状 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ利用人日 市全域	81,526	73,702	93,774	117,417	176,303
中央	26,188	22,168	22,750	32,395	53,902
西部北	26,685	24,953	29,992	36,175	73,778
西部南	18,849	16,890	31,289	38,694	28,454
南部	5,606	6,416	6,390	6,850	13,358
東部	4,198	3,275	3,353	3,303	6,811

【 量の見込みと確保方策 】

(市全域)

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	134,584	143,168	151,752	160,336	168,920
確保方策	134,584	143,168	151,752	160,336	168,920

(提供区域別)

(単位：人日)

	中央				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	37,131	39,500	41,868	44,236	46,604
確保方策	37,131	39,500	41,868	44,236	46,604

	西部北				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	41,464	44,109	46,753	49,398	52,043
確保方策	41,464	44,109	46,753	49,398	52,043

	西部南				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	44,351	47,180	50,009	52,838	55,666
確保方策	44,351	47,180	50,009	52,838	55,666

	南部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7,852	8,352	8,853	9,354	9,855
確保方策	7,852	8,352	8,853	9,354	9,855

	東部				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,786	4,027	4,269	4,510	4,752
確保方策	3,786	4,027	4,269	4,510	4,752

【 今後の方向性 】

引き続き、地域の子育て支援拠点として地域に開かれた運営を行うとともに、子育て親子の交流、子育てについての講座の実施、相談・助言を通して子育て中の孤立感、負担感の解消を図ります。

(8) 一時預かり事業

①幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり

【 概要 】

幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。

【 現状 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ利用人日 市全域	96,725	106,832	105,132	115,170	136,286
中央	31,829	33,837	31,166	29,472	49,158
西部北	25,924	28,290	29,802	33,265	34,153
西部南	35,525	40,963	40,481	48,866	50,152
南部	2,738	1,919	2,198	2,266	1,362
東部	709	1,823	1,485	1,301	1,461

【 量の見込みと確保方策 】

(市全域)

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	114,836	114,669	114,502	114,336	114,170
確保方策	114,836	114,669	114,502	114,336	114,170

(提供区域別)

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央	量の見込み	29,387	29,344	29,301	29,259	29,216
	確保方策	29,387	29,344	29,301	29,259	29,216
西部北	量の見込み	33,169	33,120	33,072	33,024	32,976
	確保方策	33,169	33,120	33,072	33,024	32,976
西部南	量の見込み	48,724	48,654	48,583	48,512	48,442
	確保方策	48,724	48,654	48,583	48,512	48,442
南部	量の見込み	2,259	2,256	2,253	2,250	2,246
	確保方策	2,259	2,256	2,253	2,250	2,246
東部	量の見込み	1,297	1,295	1,293	1,291	1,290
	確保方策	1,297	1,295	1,293	1,291	1,290

【 今後の方向性 】

今後も多様化する保護者のニーズに対応するため、引き続き、幼稚園及び認定こども園での在園児を対象とした一時預かりを実施し、安心して保護者が預けられる環境を整え、子育て支援の充実を図ります。

②保育所等の一時預かり

【 概要 】

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。地域子育て支援拠点においては、施設の利用経験がある乳幼児を対象に一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してきめ細かな支援を行います。

【 現状 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ利用人日 市全域	7,758	8,244	10,363	12,365	12,380
中央	3,709	3,445	3,673	4,056	4,684
西部北	2,239	2,513	2,755	3,133	3,374
西部南	1,771	2,275	3,924	5,141	4,311
南部	-	-	-	-	-
東部	39	11	11	35	11

【 量の見込みと確保方策 】

(市全域)

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13,204	13,324	13,444	13,564	13,684
確保方策	13,204	13,324	13,444	13,564	13,684

(提供区域別)

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中央	量の見込み	4,345	4,395	4,445	4,495	4,544
	確保方策	4,345	4,395	4,445	4,495	4,544
西部北	量の見込み	3,362	3,405	3,448	3,491	3,535
	確保方策	3,362	3,405	3,448	3,491	3,535
西部南	量の見込み	5,457	5,481	5,506	5,530	5,554
	確保方策	5,457	5,481	5,506	5,530	5,554
南部	量の見込み	-	-	-	-	-
	確保方策	-	-	-	-	-
東部	量の見込み	40	43	45	48	51
	確保方策	40	43	45	48	51

【 今後の方向性 】

認可保育所における一時預かりのほか、地域子育て支援拠点での一時預かりによって、各提供区域のニーズ量に対応可能な環境の確保を継続的に図ります。

(9) 病児・病後児保育事業

【 概要 】

児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。

【 現状 】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
年間延べ利用人日	450	1,015	1,220	1,552	1,824

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,680	1,741	1,794	1,838	1,882
確保方策	1,680	1,741	1,794	1,838	1,882

【 今後の方向性 】

引き続き病児保育施設3箇所及び病後児保育施設2箇所の稼働率を向上させることとともに、利用状況に注視しながら新たな施設整備の必要性について検討を行います。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【 概要 】

「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となった際に、会員相互の援助活動を行います。

【 現状 】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （前計画値）
年間利用人日	4,300	4,812	5,499	4,384	9,073
就学前児童	3,129	3,307	4,200	2,722	6,435
小学生	1,171	1,505	1,299	1,662	2,638

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,192	5,256	5,321	5,387	5,453
就学前児童	3,507	3,551	3,595	3,639	3,684
小学生	1,685	1,705	1,726	1,748	1,769
確保方策	5,192	5,256	5,321	5,387	5,453
就学前児童	3,507	3,551	3,595	3,639	3,684
小学生	1,685	1,705	1,726	1,748	1,769

【 今後の方向性 】

引き続き、依頼会員のニーズに応じた支援を提供できるよう、援助会員の登録者数増加に向けて、積極的な広報活動、制度の周知を行い、援助（マッチング）につながる環境づくりに取り組みます。

(11) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。

【 現状 】

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
検診回数(延べ)	25,492	25,480	23,837	22,061	28,700

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25,620	25,046	24,556	24,164	23,758
確保方策	25,620	25,046	24,556	24,164	23,758

【 今後の方向性 】

母子の健康保持、異常の早期発見のために医療機関等で検診を定期的に受診できるよう、国が標準と定める妊婦1人当たり14回の健診を想定し事業を継続して実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている食事の提供に要する費用及び日用品や文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

【 今後の方向性 】

幼児教育・保育の無償化に伴い、特定教育・保育施設等については年収360万円未満相当世帯等の副食費を免除することを踏まえ、補足給付の対象世帯の範囲やその内容について引き続き研究・検討を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【 概要 】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で行う下記の事業です。

- ①私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する。
- ②小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図る。

【 現状 】

(単位：人月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (前計画値)
① 対象児童数	-	72	33	125	-
② 対象幼児数	-	137	111	125	-

【 量の見込みと確保方策 】

本事業は、国から算定方法が示されているものではなく、また市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

【 今後の方向性 】

- ①特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受入れるため、職員の加配に必要な費用の一部を補助し、受入体制の充実を図ります。
- ②地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
確保方策（延べ）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

【 今後の方向性 】

家事・育児支援を求めている世帯のニーズ量に対応可能な確保を継続的に目指します。

(15) 児童育成支援拠点事業

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	20	20	20	20	20
確保方策（B）	0	20	20	20	20
差引（B）－（A）	▲20	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

対象となる児童が適切に支援につながるができるよう、こども家庭センターと連携を図ります。また、児童にとって安心して過ごすことができる場所を提供できるよう包括的な支援体制の構築を行います。

(16) 親子関係形成支援事業

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16	16	16	16	16
確保方策	16	16	16	16	16

【 今後の方向性 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている家庭に対して、親子間における適切な関係性の構築を図るために、事業を継続して実施します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【 概要 】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・ 伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・ 経済的支援（妊婦給付認定時と妊娠している子どもの人数等の届出時の計10万円相当の妊婦のための支援給付）

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,726	4,434	4,160	3,903	3,661
確保方策	4,726	4,434	4,160	3,903	3,661
こども家庭センター	4,726	4,434	4,160	3,903	3,661
上記以外で業務委託	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

これまでの「出産・子育て応援交付金事業」が令和7年度より本事業に移行します。妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

(18) 産後ケア事業

【 概要 】

母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後ケアを必要とする産後１年未満の母親と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

【 現状 】

（単位：人日）

		令和５年度
延べ 利用数	宿泊型	170
	通所型	191
	訪問型	-
	合計	361

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	800	800	800	800	800
確保方策	800	800	800	800	800

【 今後の方向性 】

令和６年度から訪問型を開始するなど、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行います。また、支援が必要とする全ての方が利用できるよう、委託先の確保を継続的に図ります。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 概要 】

親の就労状況にかかわらず全ての子育て世帯において、子どもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を設けること、そして孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減することを目的として、定期的な教育・保育の利用をしていない主に0歳児～2歳児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位などで柔軟に利用できる子どもを保育所等に預けられる新たな通園給付です。

【 現状 】

公立園1園において、令和6年8月から試行実施を行っています。

（1日当たり5人を上限として、1人当たり5時間、1か月あたり9日程度）

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	18	18	17	17	16
	確保方策	3	3	3	3	3
1歳児	量の見込み	24	24	23	22	21
	確保方策	6	6	6	6	6
2歳児	量の見込み	25	23	23	22	21
	確保方策	6	6	6	6	6
合計	量の見込み(A)	67	65	63	61	58
	確保方策(B)	15	15	15	15	15
	差引(B)-(A)	▲52	▲50	▲48	▲46	▲43

【 今後の方向性 】

定期的な集団生活の経験により、子どもが家族以外の大人や子どもと関わる機会となるとともに、保護者の不安や負担感の軽減につなげるよう、制度の周知や体制の整備に努めます。

なお、保育所等においては、3歳以上児と比較して、0歳、1歳の空きは多くないことや、新たな役割と責任が加わるため、試行実施事業の検証結果など、制度導入に向けた国や県の動向を注視しながら、今後の受入体制や園現場での実施体制を含めて慎重に検討していきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の対象児童数や対象施設数は、人口推計の影響による減少がみられる事業があるものの、全体的には利用率等のニーズは増加傾向にあり、今後も引き続き事業の実施を行う必要があります。

引き続き、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、子ども・子育て支援施策の推進を図ります。

1 計画の推進体制

本計画の施策は、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっています。そのため、子ども・子育て支援を総合的にかつ計画的に推進する「奈良市子ども・子育て支援推進本部」において、市長を本部長として庁内各部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

また、行政の取組だけではなく、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、ボランティア、さらにNPO等の関係機関の協力が不可欠です。そのため、これらの個人・関係機関等の活動と連携しながら、引き続き地域の子育て支援を推進していきます。

さらに、「奈良市子ども会議」を通じて、子どもが安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見を子ども・子育て施策に反映させ、施策の質の向上に努めていきます。

2 計画内容の周知

「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、奈良市全体で子ども・子育て支援に取り組むためには行政だけでなく、子育て家庭及び子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用した情報提供のほか、子育てに関連するイベントの機会を活用していきます。

また、子ども用のやさしい表現の概要版を作成し、子どもや若者当事者にも必要な情報を届けるなど、より効果的な計画内容の広報・啓発を進め、当事者として取り組んで欲しい下記のことについても、広く伝えていきます。

「自分のことも、他の人のことも大切にしよう。」

- 1 意見を発表したり体験できる機会に参加しよう。
- 2 悩んだり困った時は、信頼できる大人に相談しよう。
- 3 身の回りで困っている人に気づいてあげよう。
- 4 地域の様々な活動に参加して、住みやすい地域を作ろう。

3 計画の進捗管理

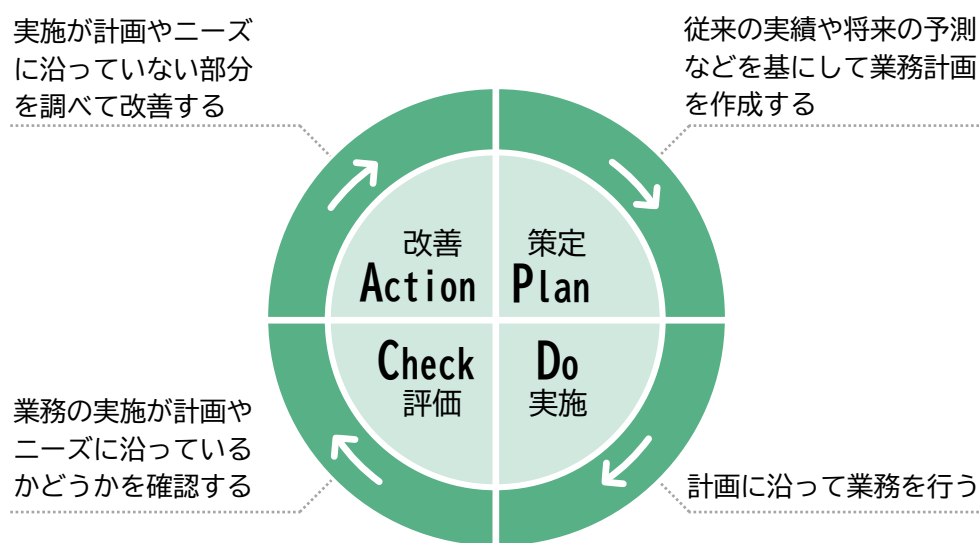
本計画に基づく取組の実施に当たっては、刻々と変化する社会情勢と多様なニーズに対応するため、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

本計画の進捗状況については、「奈良市子ども・子育て会議」へ報告し、本市の子ども・子育て支援に関する取組に対して、様々な視点から点検・評価が実施されます。

また、その取組をホームページ等を通じて公開することにより、市民や関係機関等への周知を行います。

なお、本計画における取組や量の見込み等は、社会情勢や国の今後の施策の展開状況のほか、本市における教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向を総合的に勘案したうえで、計画の中間年を目安として見直しを行う場合があります。

PDCAサイクルのイメージ



4 計画の実現に向けた成果指標

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの間に実施する、本市の子ども・子育て及び若者支援の各種取組については、個別目標等を設定して、点検・評価を毎年実施して推進します。

また、計画全体として「子どもにやさしいまちづくり」がどのように進捗したかを把握・評価するための長期目標として、計画終期となる5年後に達成すべき成果指標と目標値を設定しました。

成果指標	現状値（R5）	目標値（R11）
子育て環境の満足度が低い人の割合	32.0%	24.0%

資料編

1 第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン (子ども・子育て支援事業計画/こども計画) 策定の経過

開催日	検討内容
令和5年11月15日	第35回奈良市子ども・子育て会議 ・第三期奈良市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査のアンケート項目について
令和5年12月1日 ～22日	ニーズ調査を実施 調査地域：奈良市全域 調査対象： 0～5歳児の保護者 各1,000人 小学生（2年生・5年生）の保護者 2,057人 } 回収率：52.6%
令和6年3月25日	第36回奈良市子ども・子育て会議 ・第三期奈良市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果報告及び策定スケジュールについて
令和6年7月2日	第37回奈良市子ども・子育て会議 ・第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画/こども計画）の骨子について
令和6年11月12日	第38回奈良市子ども・子育て会議 ・第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画/こども計画）の素案について
令和6年12月10日 ～令和7年1月9日	第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画/こども計画）のパブリックコメント実施
令和7年2月17日	第39回奈良市子ども・子育て会議 ・第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画/こども計画）の策定について

2 奈良市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、カナ順)

	氏 名	所 属 ・ 役職名等	備 考
1	伊藤 嘉余子	大阪公立大学 現代システム科学域 教授	
2	大方 美香	大阪総合保育大学 学長	会長
3	岡澤 哲子	帝塚山大学 名誉教授	
4	岡田 和大	奈良市PTA連合会 相談役	
5	梶木 典子	神戸女子大学 家政学部 教授 IPA子どもの遊ぶ権利のための国際協会日本支部 代表	
6	國原 智恵	奈良市保育会 会長	
7	栗本 恭子	株式会社Women's Future Center 代表取締役	
8	栞原 愛子	公募委員	
9	櫻井 一字	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長	
10	重松 敬一	奈良教育大学 名誉教授	臨時委員
11	島 勝紅	一般社団法人奈良県訪問看護ステーション協議会 理事 リハビリ訪問看護ステーション ルピナス 看護部	
12	田中 章友	公募委員	
13	谷口 偉	奈良市私立幼稚園協会 会長	臨時委員
14	辻中 佳奈子	辻中法律事務所 弁護士	
15	浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	副会長
16	山下 裕美	社会福祉法人大阪水上隣保館 地域子育て支援部門長	

令和7年3月31日 現在

3 ニーズ調査・パブリックコメント

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定や本市の子ども・子育て支援施策に関する基礎資料を得るため、「奈良市子育てに関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。(参照：第2章 2 アンケートからみる奈良市の現状)

(2) パブリックコメントの実施

計画素案を市のホームページで広報したほか、市役所、各出張所・行政センターでの配布、関係機関への周知を行い、素案に対するご意見を募集しました。

①募集期間

令和6年12月10日から令和7年1月9日まで

②募集結果

市民等のみなさんから13通、20件のご意見をいただきました。

(logoフォーム：10通、メール：3通、FAX・持参・郵送：0通)

4 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

(平成26年12月25日条例第51号)

奈良市は、悠久の歴史の中で、美しい自然や古くから受け継がれる多くの文化を守り伝えてきたまちです。

私たちは、このまちがそうした美しい自然や文化を大切にするとともに、奈良市の未来をひらく子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。

そうした子どもにやさしいまちは、子どもだけにやさしいまちではなく、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちへとつながっていきます。

子どもは、生まれながらにして、成長していく力とともに、周囲に対して自ら働きかけようとする力を持っています。そして、子どもには、人と人をつなぐ力や、まちを明るくする力があります。そうした力を発揮するには、子どもが安心して暮らせる環境が大切です。奈良市は、この条例を作る上で、子どもの声を聴くための様々な取り組みを行いました。

その中で、「気持ちや意見を聴いてほしい」、「意見を言う場がほしい」、「大人と一緒に奈良をよくしたい」といった多くの声がありました。私たちはそのような子どもの意見表明や参加がまちづくりにとって大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来のこのまちを担う大人へと成長していく上でも必要なことだと考えます。

私たちは、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、一人一人の子どもにとって何が最善かを常に考え、子どもが一人の市民として尊重され、大人と子どもがパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを目指して、ここに、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、及び子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- (2) 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子どもにやさしいまち 子どもを尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援に社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
- (2) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であると認められる者をいう。
- (3) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（第2号に規定する子どもを除く。）又は市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。
- (5) 子どもが育ち・学ぶ施設 市内の児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

第2章 子どもの大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重)

第4条 子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

2 子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

第3章 大人等の役割

(共通の役割)

第5条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

- (1) 子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもに関する施策を行うこと。
- (2) 子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じること。
- (3) 保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対し第一義的な責任を有するものであって、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他の支援を求めることができるものとする。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、歴史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援すること。
- (2) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故から子どもを守るため、安全で安心な地域をつくること。

- (3) 地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供すること。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割)

第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるように支援すること。
- (2) 子どもが育ち・学ぶ施設が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境をつくること。
- (3) 虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることから、雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境の整備をすること。
- (2) 地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力すること。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見表明及び参加の促進)

第11条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

- 2 市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。
- 3 地域住民は、地域の活動及び行事等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。
- 4 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

(子ども会議)

第12条 市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を置くものとする。

2 子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求めることができるものとする。

3 子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。

(子育て家庭への支援)

第13条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。

(困難を有する子どもとその家庭に対する支援)

第14条 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を有する子どもとその家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもへの虐待等に対する取組)

第15条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(有害・危険な環境からの保護)

第16条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から自分自身を守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもの居場所・遊び場づくり)

第 17 条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが安心して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことができる居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

(相談体制)

第 18 条 市は、子どもが、自分自身、家庭及び学校並びに虐待、いじめ、体罰等について、直接に、かつ、安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、子どもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、市及び関係行政機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

第 5 章 施策の推進

(計画及び検証)

第 19 条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。

2 市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況について、奈良市子ども・子育て会議条例（平成 25 年奈良市条例第 12 号）第 1 条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）において定期的に検証するものとする。

4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

(体制整備)

第 20 条 市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。

(広報及び啓発)

第 21 条 市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

5 奈良市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 3 月 28 日条例第 12 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。次条において「認定こども園法」という。）第 25 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。

2 会議は、前項第 3 号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員若干人を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て会議の委員	日額	10,000円
--------------	----	---------

附 則（平成26年10月3日条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正法附則第9条の規定による改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により、奈良市子ども・子育て会議において調査審議を行うことができる。

附 則（令和5年6月27日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

6 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

特定のサービスや支援を必要としている人々に対して、積極的にアプローチする活動のこと。たとえば、医療、福祉、教育などの分野で、支援が必要な人々に手を差し伸べ、彼らが利用できるリソースやサービスを提供する活動を指す。

医療的ケア

障害や病気のために日常的に医療行為を必要とする人々に対するケアのこと。具体的には、人工呼吸器の管理、吸引、経管栄養などの医療処置が含まれ、特に医療的支援が必要な子どもや高齢者に行われる。

【か行】

企業主導型保育事業所

企業等が主に従業員のために保育施設を設置する場合に、一定の基準を満たすと内閣府から施設整備費や運営費の助成を受けて運営されている認可外保育施設。自社等の従業員が利用できる「従業員枠」と、保育を必要とする地域の住民等が利用できる「地域枠」がある。

教育・保育提供区域

各市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して、教育・保育の施設整備を行うために定める設定区域。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域毎に、計画期間中の各年度の量の見込みと確保方策を設定する。

子育て安心プラン実施計画

待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、M字カーブを解消するため平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子育ておうえん隊

子育ておうえん隊（子育て支援アドバイザー）は、乳幼児とその保護者が集まる広場や子育てサークル等に出向き、運営のお手伝いをしたり楽しい遊びを伝えたりすることなどによって、育児の負担感を軽減できるように支援活動を行う。

こども家庭センター

令和4年（2022年）の改正児童福祉法等にて、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の両機能を維持し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行う機関として、市町村に設置が努力義務化された。

子ども家庭総合支援拠点

市区町村が整備に努めなければならないと規定された拠点。子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握・情報提供・専門的な相談対応・統合調整を行い、福祉・保健・医療・教育等の関係機関と連携した支援を実施し、地域のリソースや必要なサービスを有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う。

こども計画

こども基本法に基づいて、各都道府県および市町村に作成することに努めることとされている計画。全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目的に「子ども施策に関する重要事項」と「子ども施策に関する基本的な方針」等について記載される。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、平成25年4月に内閣府に設置された審議会。子どもの保護者、地方公共団体、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣に任命された25名以内の委員で組織される。奈良市においても、子ども・子育て支援施策について審議するため、平成25年4月に奈良市子ども・子育て会議を設置。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づいて、各都道府県および市町村に作成が義務付けられている5年を一期とする計画。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施について記載される。

こども未来戦略「加速化プラン」

子ども・子育て施策の抜本的に強化し、次元の異なる少子化対策を実現するために、令和5年12月に政府が閣議決定した戦略。以下の3つを基本理念として掲げている。

- ・若者・子育て世代の所得を増やす
- ・社会全体の構造や意識を変える
- ・すべての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

令和6年度からの3年間で集中的に実施する施策を加速化プランとして公表している。

【さ行】

里親制度

児童福祉法に基づき、親の病気や経済苦など、様々な事情により家庭で生活することのできない子どもを自らの家庭に迎え入れ、あたたかい愛情のもとで養育する公的な制度のこと。

自己肯定感

自分の存在や行動を肯定的に評価する感覚のこと。「自分は価値のある存在だ」「自分はこれで良い」と感じられることが、精神的な安定や幸福感に繋がる。自己肯定感が低いと、自信喪失や精神的な問題に繋がることもある。

住民基本台帳

住民基本台帳法により各市町村に作成が義務づけられる公簿。その市町村に住所を有する個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し作成される。氏名、生年月日、性別、住所などが記載され、その市町村の住民に関する事務処理の基礎となるもの。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等、放課後児童対策の取組を推進する対策。

スクールカウンセラー

学校で子どもの心の健康や心理的な問題を支援する専門職。子どもだけでなく、保護者や教師とも連携して、カウンセリングや相談業務を行う。

スクールソーシャルワーカー

学校内で、社会福祉的な観点から子どもの問題を解決するために支援を行う職業。家庭環境や社会的な背景による問題をサポートし、子どもが安心して学べる環境を整える。

【た行】

男女共同参画

男女が平等に社会に参加し、役割や機会を公平に分ち合うことを目指す取組や考え方。性別に関わらず、同じ機会や権利が与えられることを推進する政策や活動が行われている。

特定教育・保育施設

市町村の確認を受け、子ども・子育て支援新制度による「施設型給付」の対象となる保育所、認定こども園、幼稚園。

特定地域型保育事業

児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業で、子ども・子育て支援新制度による「地域型保育給付」の対象となる事業。小規模保育（認可定員6人以上19人以下）、家庭的保育（認可定員5人以下）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で実施）、事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域で保育を必要とする子どもにも保育を提供）に分けられる。

【な行】

奈良市幼保再編計画

「奈良市幼保再編基本計画」、「奈良市幼保再編実施計画」、「市立幼保施設の民営化についての基本的な考え方」に基づき、現在の幼児教育・保育環境を分析し、今後の市立幼稚園・保育所・認定こども園の在り方についての方針を示したもの。

【は行】

放課後児童対策パッケージ

放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、令和5年12月にとりまとめたもの。

【や行】

ヤングケアラー

親や兄弟、祖父母など、家族の世話を行っている18歳未満の子どものこと。家事や介護、精神的なサポートを行うことが含まれるが、これが過度になると学業や社会生活に悪影響を及ぼすことがある。

養育費

離婚や別居した親が子どもを養育するために負担する金銭的な支援を指す。養育費は、子どもの教育費や生活費に使われ、親の経済的な負担を分担するための重要な制度である。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的として、地方公共団体が設置することができる協議会の一般的な名称。対象児童は、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。奈良市では平成20年12月に奈良市被虐待児童対策地域協議会を設置。令和2年4月に国の指針に基づき、奈良市要保護児童対策地域協議会に改称。

【ら行】

ライフステージ

人生を段階ごとに区分する概念で、個人の成長や発展を反映する。幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期など、各ステージごとに直面する課題や役割が異なり、それぞれの段階で異なる支援や教育が必要とされる。

療育

発達障害や障害を持つ子どもたちに対して、個々の特性に応じた治療と教育を組み合わせた支援を行うこと。療育は、子どもの発達を促進し、自立を目指すための重要な手段であり、言語訓練や社会的スキルのトレーニング、運動療法などが含まれる。

量の見込み

子ども・子育て支援事業計画の作成に際して、各地域の人口構造や教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況、保護者に対する調査（ニーズ調査）等を行い、これらに基づいて算出した教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の必要量の推計値。なお、量の見込みに対する具体的な供給量の目標設定のことを“確保方策”という。

ロールモデル

成功や尊敬を集める人、またはその行動が、他者にとって模範となる存在を指す。特に若い世代や未経験者に対して、自分も同じように成功できると感じさせるような存在。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と私生活の調和を意味し、仕事に追われすぎることなく、家族や趣味、自分自身の時間を充実させることを目指す。これにより、ストレスの軽減や全体的な生活の質の向上が期待される。

【アルファベット行】

I C T

情報通信技術：Information and Communication Technologyのことで、インターネットやデジタル技術を活用した情報交換や処理を指す。教育やビジネス、医療など、多くの分野で I C Tを活用したサービスが発展している。

S N S

インターネット上での人々の交流や情報共有を行うサービスのことです。例として、XやInstagramなどがあり、個人間のコミュニケーションや情報発信の手段として広く利用されています。

N P O

非営利組織の略で、営利を目的とせず、社会的な問題解決や地域貢献を目的に活動する団体。募金や寄付、助成金で運営され、教育、福祉、環境保護など、さまざまな分野で活動している。

第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン
(子ども・子育て支援事業計画／こども計画)
令和7年3月

発行：奈良市 子ども未来部 子ども政策課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL 0742-34-4792 E-メール kodomoseisaku@city.lg.jp

